

**佐久市老人福祉計画(案)**  
**佐久市介護保険事業計画(案)**

平成24年1月  
長野県佐久市

## はじめに



佐久市では、高齢者の皆さんが安心して安全に地域で暮らすための支援として、「生きがい対策事業」や「生活支援対策事業」さらに「介護予防事業」等、きめ細かな事業を展開してまいりました。その取組みにより、多くの皆さんが地域活動を行い、生きがいを持って健康的な生活を送っています。

その結果、「健康長寿のまち」として、全国から注目をいただいているところであります。

当市の高齢化率は、25.9%となり、全国を大きく上回っています。超高齢社会の進展に伴い、要介護・要支援の状態にならないための介護予防事業の推進と、介護が必要な高齢者が増加すると見込まれることから介護サービスの一層の充実とが重要となります。

こうしたなか、地域支援事業、介護予防事業を重視し、さらには地域密着型サービスの整備などを進めてまいりました。

住み慣れた地域で継続して生活するための「地域包括ケアシステム」の実現に向け、認知症対策や医療との連携など、地域の実情を踏まえた取組みをより一層、推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、「佐久市介護保険事業計画等策定懇話会」のご意見をいただき、第3期、第4期介護保険事業計画に設定した平成26年度までの目標達成に至る最終段階として位置づける中で、ここに、第5期佐久市介護保険事業計画を策定いたしました。

「みんなが生涯現役で、住みよい健康長寿のまちの形成」を基本理念とし、「みんなが生き生きと安心して暮らせるまちづくり」「世界最高健康都市づくりの推進」を行う中で、今後さらなる事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

平成24年3月

佐久市長 柳田 清二

# 佐久市老人福祉計画

## 佐久市介護保険事業計画 目次

### 第1章 総論

第1節 計画策定にあたって	1
1 背景	1
2 基本理念	2
3 計画策定の方針	4
第2節 平成26年度における高齢者介護の姿及び目標値	6
1 高齢者介護の姿	6
2 目標値	7
第3節 日常生活圏域の設定	8
1 日常生活圏域の考え方	8
2 日常生活圏域の設定	8

### 第2章 介護保険

第1節 介護保険の状況	10
1 要介護・要支援認定者の状況	10
2 居宅サービスの状況	11
3 地域密着型サービスの状況	16
4 住宅改修の状況	18
5 居宅介護支援の状況	18
6 施設サービスの状況	18
7 介護予防サービスの状況	20
8 介護保険給付費の状況	25
第2節 介護保険指標の見通し	26
1 被保険者の見通し	26
2 要介護・要支援認定者の見通し	27
第3節 介護保険サービス必要量の見込み	28
1 居宅サービス	28
2 地域密着型サービス	33
3 住宅改修	35
4 居宅介護支援	35
5 施設サービス	36
6 介護予防サービス	37

7 療養病床の転換の状況	4 2
第4節 介護保険料	4 3
1 介護保険料	4 3
第5節 その他の介護保険事業	4 4
1 相談・苦情対応	4 4
2 経済的負担の軽減	4 5
3 地域密着型サービス事業者指定及び更新	4 6

### 第3章 地 域 支 援

第1節 地域支援事業の状況及び見込み	4 7
1 地域支援事業の概要	4 7
2 介護予防事業	4 8
3 包括的支援事業	6 1
4 任意事業	6 5

### 第4章 高 齢 者 福 祉

第1節 生き生きと安心して暮らせるサービス	7 2
1 生きがい対策事業	7 3
2 生活支援事業	7 7
第2節 老人福祉サービス	8 5
1 老人福祉施設等	8 5

### 第5章 介護保険施設の整備

第1節 介護保険施設等整備方針	8 8
1 施設整備方針	8 8
2 地域密着型サービス事業者等整備方針	8 9

### 資 料 編

1 佐久市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱	9 2
2 佐久市介護保険事業計画等策定懇話会委員名簿	9 4
3 要介護及び要支援の状態像の考え方	9 5
4 要介護1～5の人が利用できるサービス	9 6
5 要支援1・2の人が利用できるサービス	9 8
6 佐久市内の介護保険サービス事業者一覧	1 0 0
7 地域支援事業一覧	1 0 3
8 第5期介護保険事業計画策定にかかる実態調査	1 0 4
9 介護が必要になった主要要因調査結果	1 0 7

# 第1章 総論

## 第1節 計画策定にあたって

### 1 背景

日本の平均寿命は、世界でも最高位にあり、高齢化が急速に進んでいます。国の高齢化率は、平成23年10月現在の23.4%（総務省統計局）から、平成27年には26.9%（国立社会保障・人口問題研究所の推計）に達すると見込まれています。

また、全国有数の長寿県と言われる長野県の高齢化率は、すでに平成23年10月現在、26.7%（県情報統計課）、その中で「健康長寿のまち」佐久市の高齢化率は、25.9%と全国の数値を大きく上回っています。

そして平成27年は、いわゆる団塊の世代（昭和22～24年生まれ）がすべて65歳以上の高齢者となる節目の年であり、高齢化率が急激に上昇する時期が目前にせまって来ています。

高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、国は、第5期介護保険事業計画策定にあたり「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援サービス」を高齢者の日常生活の場において一体的に提供していく「地域包括ケアシステムの確立」を理念として掲げています。

佐久市においては、将来像に「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」を掲げ、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指して、住民、行政、関係団体が一体となり保健・医療・福祉そして介護サービスの充実を図ってきましたが、さらに高齢者支援を進めるため、「世界最高健康都市構想・世界最高健康都市構想実現プラン」との整合性を図り、施策を展開する必要があります。

介護保険制度は、サービス提供基盤の整備も進み、社会全体で高齢者を支える仕組みとして定着してきましたが、平成24年度からの本計画では、第3期計画において定めた介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、介護給付等対象サービスの提供体制及び地域支援事業の推進について、第4期介護保険事業計画で設定した平成26年度までの目標達成に至る最終段階として計画の見直しを行うものであり、平成27年以降の将来像も踏まえて策定します。

## 2 基本理念

本計画は、「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」を基本理念として、「みんなが生き生きと安心して暮らせるまちづくり」等を行う施策展開をします。

- (1) 生涯健康で活動的な生活ができるよう「高齢者福祉事業」を推進する。
- (2) 健康で長寿を楽しみ地域社会で活躍できるよう「生きがい対策事業」を推進する。
- (3) 住み慣れた自宅・地域で生活が続けられるよう「介護予防事業・包括的支援事業・任意事業」などの地域支援事業を推進する。
- (4) 認知症高齢者及び介護家族への対応を重点施策として推進する。
- (5) 要介護認定者への的確な「介護保険サービス」を推進する。
- (6) 高齢化に伴う要介護認定者の増加に的確に対応するため介護保険施設の整備を推進する。

### 主な介護保険サービス・地域支援事業・高齢者福祉事業

介護保険	
要介護認定者へのサービス	
居宅サービス	
○訪問介護	○訪問入浴介護
○訪問看護	○訪問リハビリテーション
○通所介護	○通所リハビリテーション
○短期入所生活介護	○短期入所療養介護
○居宅療養管理指導	○福祉用具貸与
○特定福祉用具販売	○住宅改修
地域密着型サービス	
○認知症対応型通所介護	○認知症対応型共同生活介護
○小規模多機能型居宅介護	
○地域密着型特定施設入居者生活介護	
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
施設サービス	
○介護老人福祉施設	
○介護老人保健施設	
○介護療養型医療施設	

要支援認定者へのサービス	
介護予防サービス	
○介護予防訪問介護	○介護予防訪問入浴介護
○介護予防訪問看護	○介護予防訪問リハビリテーション
○介護予防通所介護	○介護予防通所リハビリテーション
○介護予防短期入所生活介護	○介護予防短期入所療養介護
○介護予防居宅療養管理指導	○介護予防福祉用具貸与
○介護予防特定福祉用具販売	○介護予防住宅改修
介護予防地域密着型サービス	
○介護予防認知症対応型通所介護	
○介護予防認知症対応型共同生活介護	
○介護予防小規模多機能型居宅介護	
経済的負担の軽減	
○高額介護サービス費	
○高額医療合算介護サービス費	
○補足給付（特定入所者介護サービス費）	
○社会福祉法人等による利用者負担軽減事業	
○佐久市介護保険利用者負担援護事業	
地域支援	
介護予防事業	
介護予防二次予防高齢者施策（二次予防）	
○通所型介護予防事業	
○訪問型介護予防事業	
○二次予防高齢者把握事業	
介護予防一般高齢者施策（一次予防）	
○介護予防普及啓発事業	
○地域介護予防活動支援事業	
包括的支援事業	
○地域包括支援センターの運営に関する事業	
任意事業	
○介護給付費等費用適正化事業	
○家族介護支援事業	
その他事業	
○成年後見制度利用支援等事業	
○住宅改修支援事業	
○介護相談員派遣事業	
○認知症サポーター等養成事業	
○高齢者緊急時あんしん情報提供事業	

## 高齢者福祉

### 生きがい対策事業

- 老人クラブ活動助成事業
- 長寿・米寿お祝い事業
- 敬老会補助事業
- 生きがい活動拠点の運営事業
- 外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業
- 佐久シルバー人材センター運営事業

### 生活支援事業

- 認知症施策総合推進事業
- 高齢者実態調査
- 生活管理指導短期宿泊事業
- あいとぴあ臼田短期入所事業
- 高齢者共同宿泊支援事業
- ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業
- ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯住宅補修等整備事業
- 高齢者にやさしい住宅改良促進事業
- 市内巡回バス運行事業
- 高齢者外出支援サービス事業
- 家庭ごみ収集支援事業
- 日常生活用具給付・貸与事業

### 老人福祉施設等

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人福祉センター
- 宅幼老所
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅

## 3 計画策定の方針

### (1) 計画の性格

本計画は、「第一次佐久市総合計画」、「世界最高健康都市構想・世界最高健康都市構想実現プラン」、「佐久市地域福祉計画」を上位計画とし、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に対応したものとするとともに、「佐久市健康づくり21計画」、「佐久市障害者プラン」等との整合性を図るものとします。

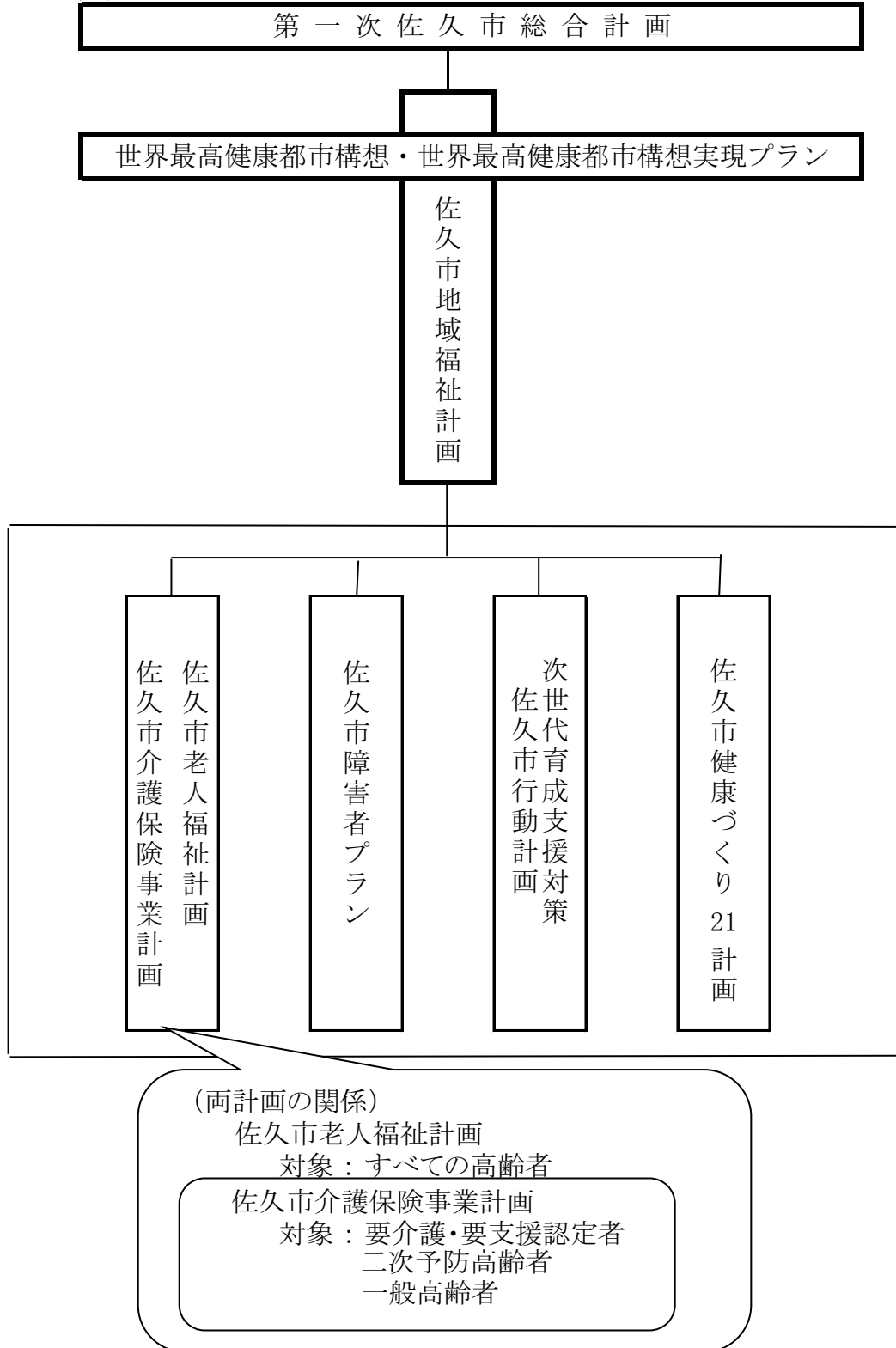
また、本計画は老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づいて、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体として策定するものです。



(2) 計画期間

本計画の期間は、平成24年4月から平成27年3月までの3年間とします。

計画の位置づけ



## 第2節 平成26年度における高齢者介護の姿及び目標値

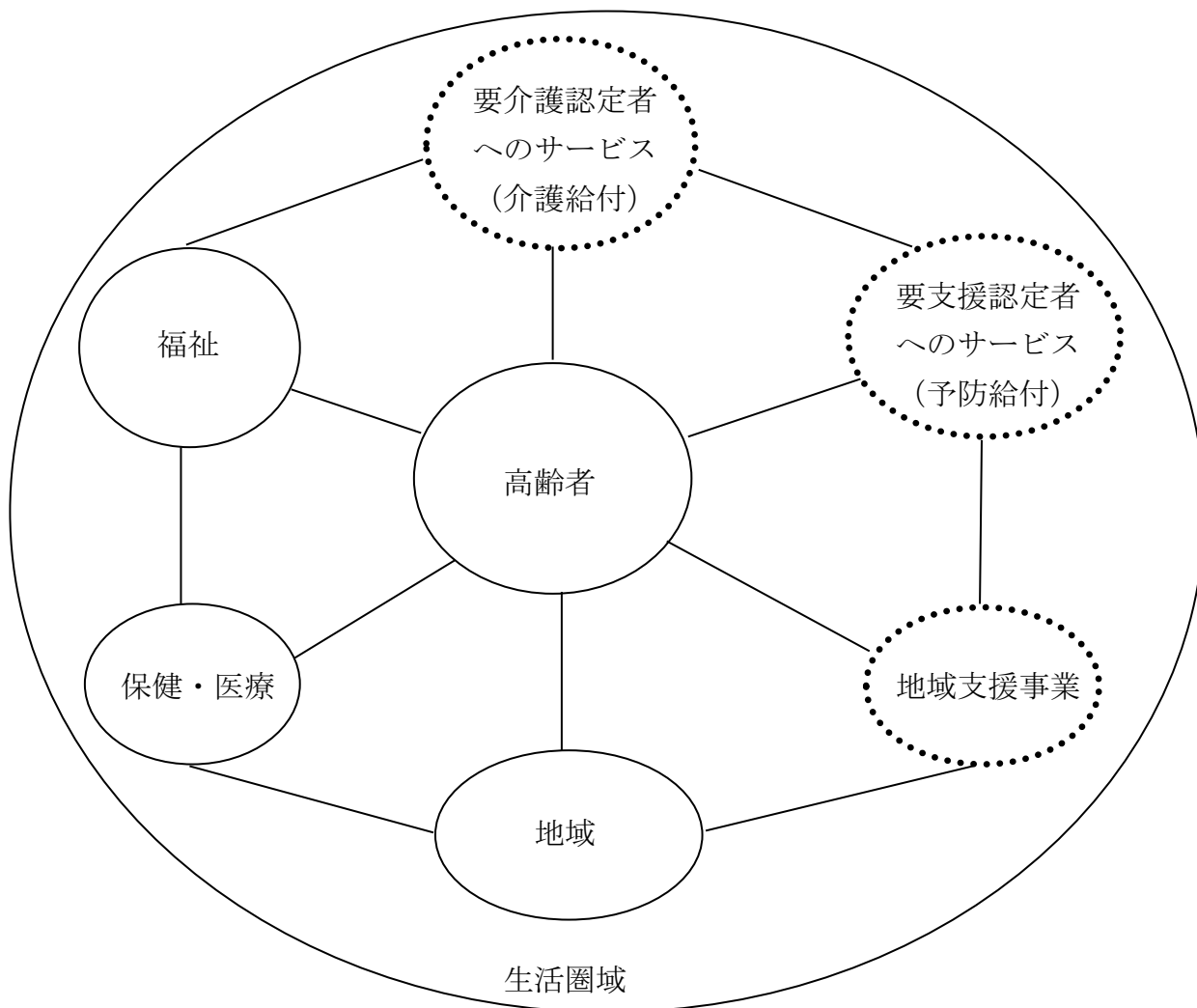
### 1 高齢者介護の姿

平成26年度には団塊の世代が高齢者となり、本市における高齢化率は26.7%と予測され、急激に高齢化が進む見込みであり、認定者数は4,975人と推計されます。

介護保険を取り巻く状況は、認定者数の増大とともに給付費も増加することが推計され、多くの課題が山積すると考えられます。

このような状況を踏まえ、より効率的に介護保険サービスを提供する体制整備や給付制度の構築がなされ、真に介護を必要とする利用者への的確な介護保険サービスが提供されています。

特に生活圏域ごとに地域の必要に応じた多様なサービスを提供する施設整備がなされ、健常者から要介護認定者まで、それぞれが求める多種類のサービスを提供できる保健・医療・福祉・介護サービスが連携した体制が整備されています。



## 2 目標値

本市の平成23年10月現在の主な指標は、市域面積423.99km<sup>2</sup>、人口100,373人、高齢者人口25,979人となっています。

介護保険に係る指標は、要支援・要介護認定者数4,525人、介護保険施設定員数（グループホーム等を含む）977人となっています。

平成26年度における目標指標を

人口 105,547人（新市建設計画による）

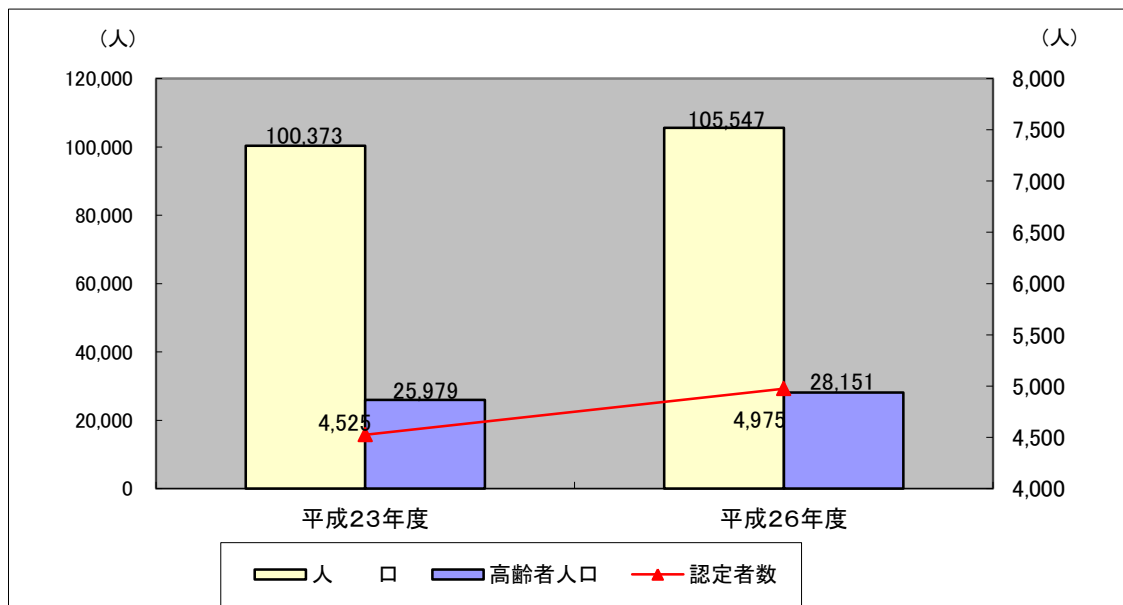
高齢者人口 28,151人（新市建設計画による）

認定者数 4,975人

とし、保健・医療・福祉・介護保険サービスの一体的な施策を推進します。

（単位：人）

	平成23年度	平成26年度
人 口	100,373	105,547
高齢者人口	25,979	28,151
認定者数	4,525	4,975



## 第3節 日常生活圏域の設定

### 1 日常生活圏域の考え方

介護保険制度の改正に伴い、今後の基盤整備については、従来のような市町村全域を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携する「面の整備」が求められるとともに、地域住民が公共サービスを含めた様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成が図られることで、住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要となります。

このため、本計画では、面積や人口だけでなく、行政区、住民の生活形態、地域づくりの活動の単位などそれぞれの地域の特性を踏まえ、市を次の5圏域に設定しています。

### 2 日常生活圏域の設定

(平成23年4月現在) (単位：人)

日常生活圏域	地 区	圏域人口	高齢者人口
岩村田・東地域	岩村田・小田井・平根・三井・志賀	27,327	5,948
中込・野沢地域	中込・平賀・内山・野沢・大沢	26,651	6,618
佐久中部地域	中佐都・高瀬・岸野・桜井・前山	15,826	3,833
白田地域	白 田	14,580	4,419
浅科・望月地域	浅科・望月	16,381	4,972
計		100,765	25,790

日常生活圏域図



日常生活圏域ごとの事業所・施設の数（平成23年4月現在）

日常生活圏域		岩村田 ・東	中込・ 野沢	佐久 中部	臼田	浅科・ 望月	計
居宅サ ービス	訪問系事業所	20	12	8	11	10	61
	通所系事業所	10	9	8	7	10	44
	短期入所事業所	6	2	2	2	3	15
	居宅介護支援事業所	9	6	4	5	8	32
	小 計	45	29	22	25	31	152
地域密 着型サ ービス	認知症対応型通所介護	2	1	1	2	1	7
	認知症対応型共同生活介護	2 (24)	0 (0)	1 (9)	1 (18)	1 (18)	5 (69)
	小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	0	1
	小 計	5 (24)	1 (0)	2 (9)	3 (18)	2 (18)	13 (69)
介護保 険施設	介護老人福祉施設	2 (130)	0 (0)	1 (100)	2 (120)	2 (100)	7 (450)
	介護老人保健施設	2 (120)	1 (82)	1 (70)	1 (94)	0 (0)	5 (366)
	介護療養型医療施設	2 (52)	1 (20)	0 (0)	0 (0)	1 (20)	4 (92)
	小 計	6 (302)	2 (102)	2 (170)	3 (214)	3 (120)	16 (908)
合 計		56 (326)	32 (102)	26 (179)	31 (232)	36 (138)	181 (977)

- ・訪問系 : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション
- ・通所系 : 通所介護、通所リハビリテーション
- ・短期入所 : 短期入所生活介護、短期入所療養介護

※（ ）内は定員数

# 第2章 介護保険

## 第1節 介護保険の状況

### 1 要介護・要支援認定者の状況

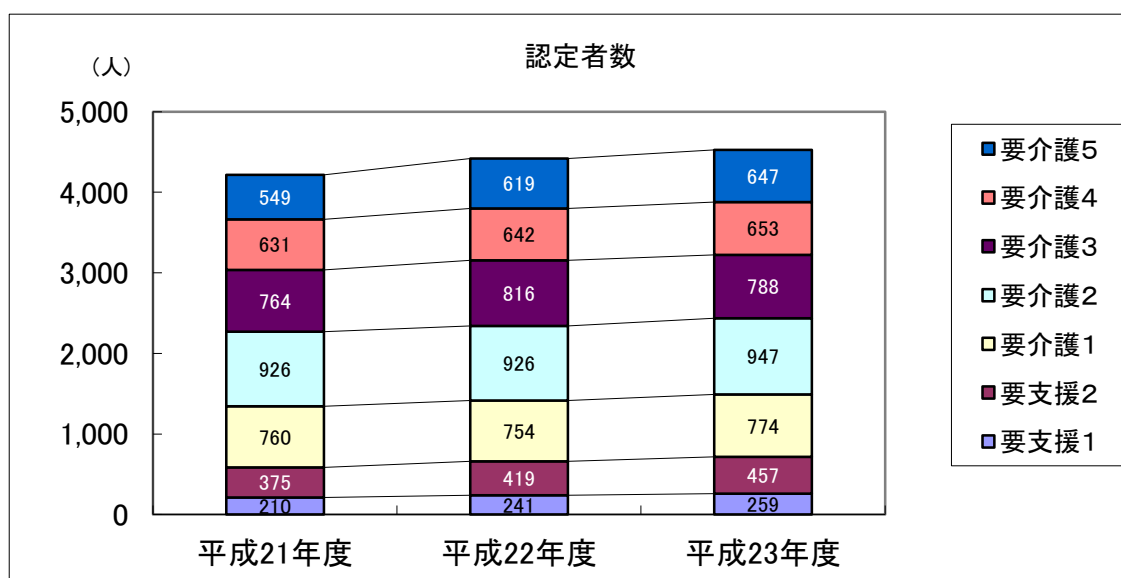
高齢化の進展、介護保険制度の定着により要介護・要支援認定者数は年々増加し、平成23年10月現在4,525人となっています。そのうち、要支援認定者数は716人で前年比8.5%の増加であり、要介護認定者数は3,809人で前年比1.4%の増加となっています。

また、認定者の95%程度が介護保険サービスを利用しており、5%が未利用の状況となっています。

●要介護度別認定者数

(単位：人)

介護度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援	585	660	716
要支援1	210	241	259
要支援2	375	419	457
要介護	3,630	3,757	3,809
要介護1	760	754	774
要介護2	926	926	947
要介護3	764	816	788
要介護4	631	642	653
要介護5	549	619	647
合計	4,215	4,417	4,525



## 2 居宅サービスの状況（要介護1～5のサービス）

居宅サービスは、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）、居宅療養管理指導、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の12種類のサービスがあります。

介護保険制度の定着とともに年々利用が増加しており、平成22年度給付費の対前年度伸び率は9.8%となっています。

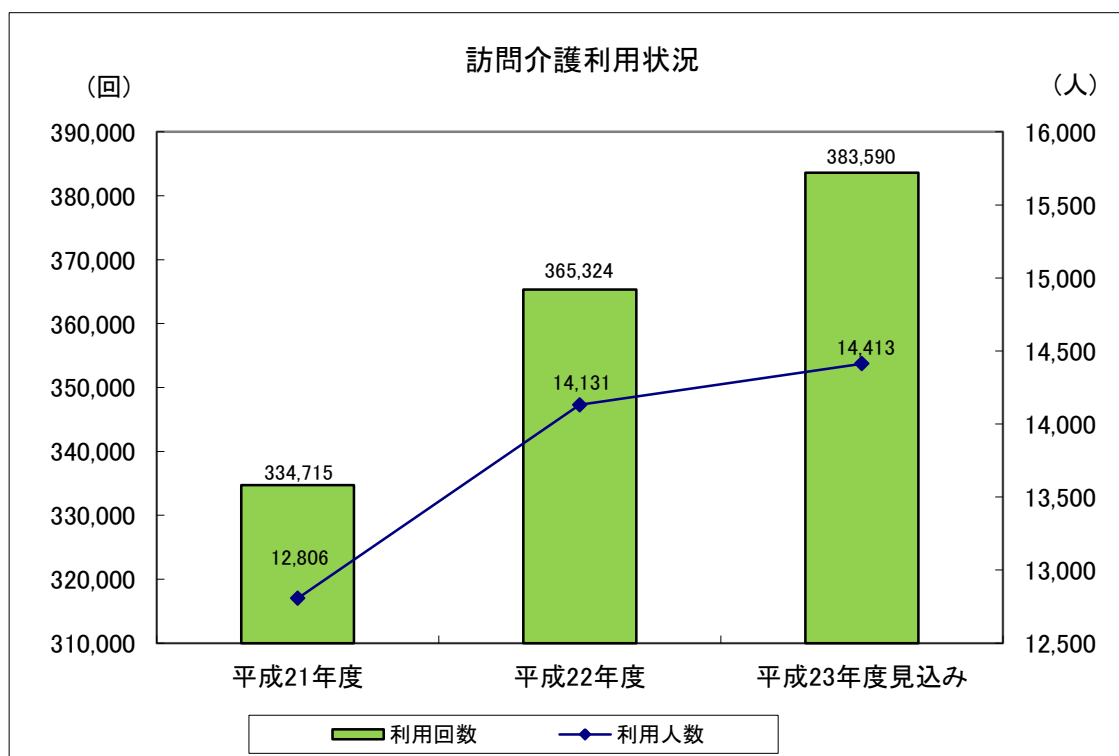
また、給付費全体の47.8%を占め、その比率は依然高い傾向にあります。

### （1）訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、安定した在宅生活ができるよう支援をする在宅サービスの中心的なサービスで、36事業所（平成23年10月現在、以下同じ）でサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ14,131人が365,324,324回利用しており、一人当たりの平均利用回数は、25.9回となっています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用回数	334,715	365,324	383,590
延べ利用人数	12,806	14,131	14,413



## (2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、入浴が困難な寝たきり高齢者の居宅へ入浴車等で訪問し、浴槽を提供して、入浴、洗髪等を行うもので、3事業所でサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ869人が3,422回利用しており、一人当たりの平均利用回数は3.9回となっています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用回数	3,384	3,422	3,776
延べ利用人数	868	869	950

## (3) 訪問看護

訪問看護は、何らかの疾病のある介護認定者に看護師等が主治医の指示により訪問し、医療上の世話や診療の補助活動を行うサービスで、訪問看護ステーションと医療機関の13事業所でサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ9,067人が35,056回利用しており一人当たりの平均利用回数は3.9回となっています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用回数	34,548	35,056	36,832
延べ利用人数	8,858	9,067	9,339

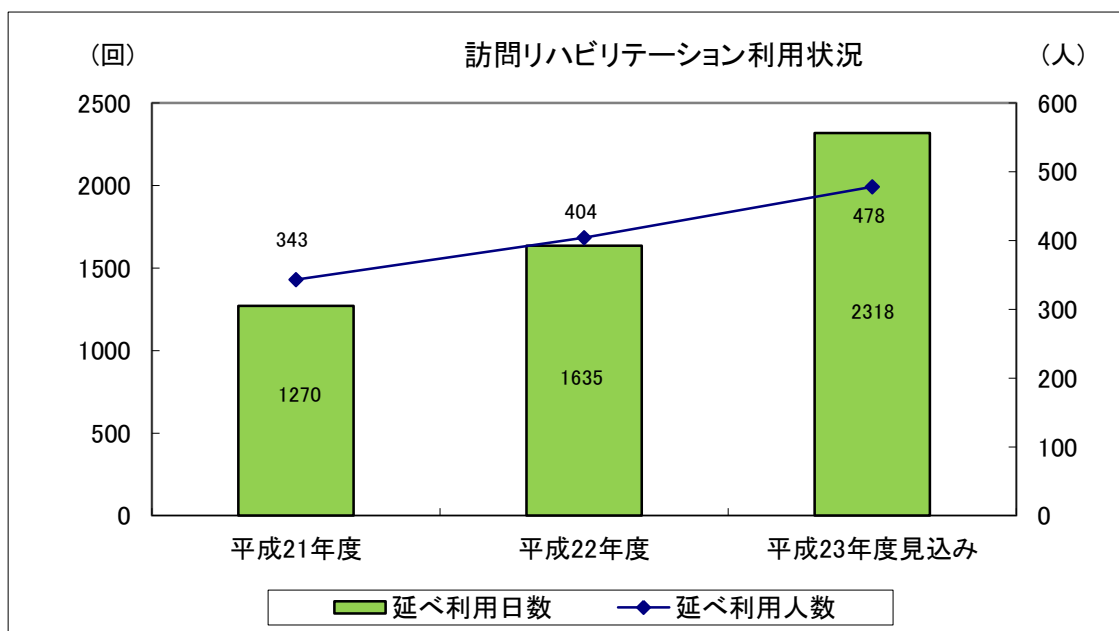
## (4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士が主治医の指示に基づき訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションで、8事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ404人が1,635日利用しており、一人当たりの平均利用日数は4.0日となっています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用日数	1,270	1,635	2,318
延べ利用人数	343	404	478



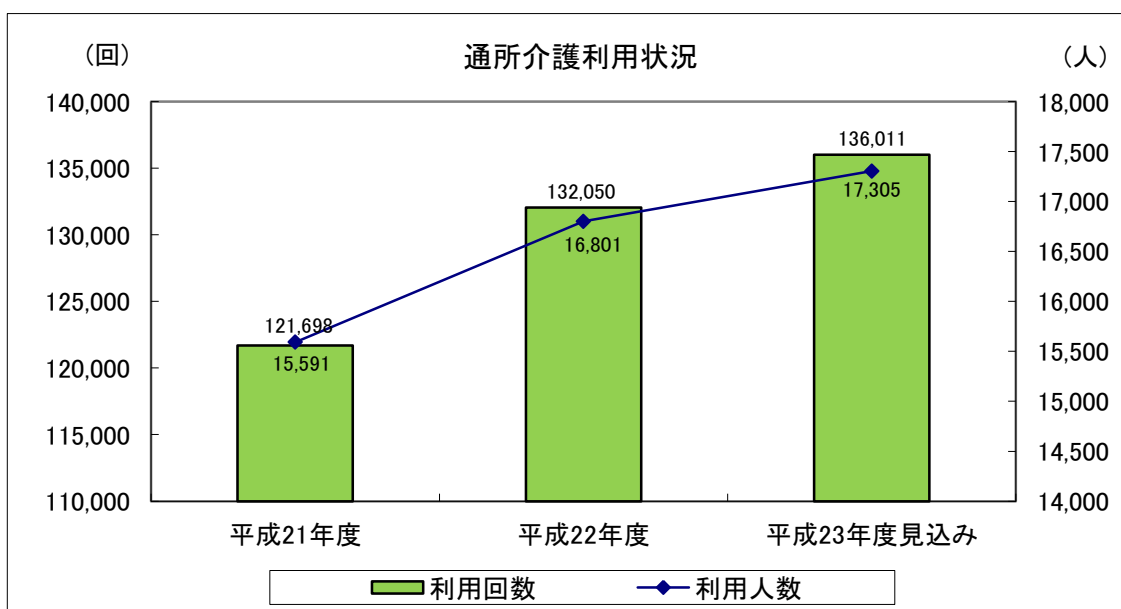


(5) 通所介護 (デイサービス)

通所介護は、通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事、入浴などのサービスを提供し、生活の支援、心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、訪問介護とともに居宅サービスの中心をなすサービスです。37事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ16,801人が132,050回利用しており、一人当たりの平均利用回数は7.9回となっています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用回数	121,698	132,050	136,011
延べ利用人数	15,591	16,801	17,305



(6) 通所リハビリテーション (デイケア)

通所リハビリテーションは、老人保健施設や医療施設へ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションで、7事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ6,162人が40,635回利用しており、一人当たり平均利用回数は6.6回となっています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用回数	39,481	40,635	41,606
延べ利用人数	5,968	6,162	6,112

(7) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

短期入所生活介護は、介護者が、病気や休養等により一時的に介護ができない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所し、介護生活支援を受けるサービスで、6事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ2,531人が24,677日利用しており、一人当たり平均利用日数は9.7日となっています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用日数	22,070	24,677	25,417
延べ利用人数	2,172	2,531	2,606

(8) 短期入所療養介護 (ショートステイ)

短期入所療養介護は、医学的な管理のもとに短期間入所して、機能訓練や療養介護を受けるサービスで、9事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ2,508人が20,677日利用しており、一人当たり平均利用日数は8.2日となっています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用日数	17,585	20,677	21,828
延べ利用人数	2,124	2,508	2,576

(9) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成22年度は、年間延べ4,633人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	4,416	4,633	4,865

(10) 特定施設入所者生活介護

特定施設入所者生活介護は、特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等が入所者である要介護者に提供する介護サービスです。

平成22年度は、年間延べ353人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	231	353	356

(11) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、在宅での日常生活動作が容易になることで自立度の向上や、介護者の負担軽減が図れるなどベッドや車椅子等を貸与するサービスで、8事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ17,189人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	15,467	17,189	17,705

(12) 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者の日常生活の利便性向上を図るため貸与に適さない排泄、入浴等に使用する福祉用具の購入費を年間10万円を上限に支給するものです。  
(自己負担1割分を含む)

平成22年度は、年間延べ430人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	359	430	396

### 3 地域密着型サービスの状況（要介護1～5のサービス）

地域密着型サービスは、平成18年4月より施行された新たなサービス形態で、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるようにするため、原則として事業所所在市町村の住民が利用するサービスです。

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の6種のサービスがあり、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護が利用されています。

また、平成23年4月に定員18人の認知症対応型共同生活介護事業所が浅科・望月地域に開設しています。

#### (1) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、7事業所（平成23年10月現在、以下同じ）がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ1,558人が、14,466回利用しており、一人当たり平均利用回数は9.3回となっています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用回数	13,554	14,466	13,296
延べ利用人数	1,389	1,558	1,546

#### (2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者に対して、共同住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもので、5事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は年間延べ603人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	592	603	726

### (3) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、居宅若しくはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

登録された利用者（定員25人以下）を対象に、通いを中心として、利用者の状態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援するもので、1事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は年間延べ257人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	222	257	226

### (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・適合高齢者専用賃貸住宅で、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のものです。要介護者である入居者に入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

### (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の特別養護老人ホームです。できるだけ居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるように目指すものです。

## 4 住宅改修の状況

住宅改修は、在宅での生活が困難とならないようケアマネジャーとの相談に基づき、住宅の通路の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修に対し、20万円を上限に費用を支給するものです。（自己負担1割分を含む）

平成22年度は、年間延べ224人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	216	224	208

## 5 居宅介護支援の状況

居宅介護支援は、利用者にケアプランの作成などケアマネジメントを実施するサービスで、33事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ31,166人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	29,594	31,166	32,318

## 6 施設サービスの状況（要介護1～5のサービス）

施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種の施設で、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅生活が困難な要介護認定者にサービス計画の作成から一体的に行われるサービスです。

### （1） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、常時介護が必要な方が入所する施設で、市内には7施設、定員450人（平成23年10月現在、以下同じ）の特別養護老人ホームがサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ利用人員5,748人で月平均479人が利用しており、高齢化や独居高齢者の増加により入所希望者は増加しています。

なお、この施設は市外の入所者もいるため利用人員は市内の方のみの数値です。また、市内の方で市外の施設を利用している方を含みます。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	5,830	5,748	5,805

## (2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、心身の状態は安定しており、医学的管理下において看護・介護サービスや日常生活訓練などリハビリを必要とする要介護者を対象とする施設サービスで、市内には5施設定員366人の老人保健施設がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ利用人員3,673人で月平均306人が利用しています。

なお、この施設は市外の入所者もいるため利用人員は市内の方のみの数値です。

また、市内の方で市外の施設を利用している方を含みます。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	3,674	3,673	3,674

## (3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、急性期の治療が終了し、長期の療養を必要とする高齢者のための医療機関の病床で、医療、看護、介護のサービスを提供するもので、市内には4施設92床がサービスの提供をしています。

平成22年度は、年間延べ利用人員1,041人で、月平均87人が利用しています。

なお、この施設は市外の入所者もいるため利用人員は市内の方のみの数値です。

また、市内の方で市外の施設を利用している方を含みます。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	1,095	1,041	1,068

## 7 介護予防サービスの状況（要支援1・2のサービス）

介護予防サービスは、要支援1・2の認定者に提供するサービスで、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防住宅改修、介護予防支援があり、予防重視の目標指向型サービスとなっています。

### (1) 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護予防訪問介護は、要支援の方が利用可能な訪問介護で、ヘルパーによる在宅生活を支援するサービスで、36事業所（平成23年10月現在、以下同じ）でサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ1,918人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	1,805	1,918	1,922

### (2) 介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護は、要支援の方が利用可能な訪問入浴介護で、入浴が困難な方の居宅へ訪問し、入浴車により入浴、洗髪等を行うもので、3事業所でサービスを提供しています。

平成21・22年度の利用者はありません。

### (3) 介護予防訪問看護

介護予防訪問看護は、要支援の方が利用可能な訪問看護で、何らかの疾病のある方に看護師等が主治医の指示により訪問し、医療上の世話や診療の補助活動を行うサービスで、訪問看護ステーションと医療機関の13事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ622人が1,769回利用しており、一人当たり平均利用回数は2.8回となっております。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用回数	1,280	1,769	2,036
延べ利用人数	474	622	670



#### (4) 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援の方が利用可能な訪問リハビリテーションで、理学療法士、作業療法士が主治医の指示に基づき訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションで、8事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ10人が31日利用しており、一人当たり平均利用回数は3.1回となっております。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用日数	0	31	78
延べ利用人数	0	10	20

#### (5) 介護予防通所介護（デイサービス）

介護予防通所介護は、要支援の方が利用可能な通所介護で、通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事・入浴などのサービスを提供し、生活の支援や心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、37事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ2,897人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	2,672	2,897	2,954

#### (6) 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護予防通所リハビリテーションは、要支援の方が利用可能な通所リハビリテーションで、老人保健施設や医療施設へ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションで、7事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ1,146人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	1,123	1,146	1,402

(7) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護予防短期入所生活介護は、要支援の方が利用可能な短期入所生活介護で、介護者が病気や休養等により一時的に介護ができない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所し介護生活支援を受けるサービスで、6事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ12人が108日利用しており、一人当たり平均利用日数は9.0日となっております。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用日数	166	108	76
延べ利用人数	25	12	10

(8) 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護予防短期入所療養介護は、要支援の方が利用可能な短期入所療養介護で、医学的な管理のもとに短期間入所して、機能訓練や療養介護を受けるサービスで、9事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ20人が98日利用しており、一人当たり平均利用日数は4.9日となっております。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用日数	34	98	32
延べ利用人数	8	20	10

(9) 介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導は、要支援の方が利用可能な居宅療養管理指導で、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成22年度は、年間延べ111人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	73	111	70

(10) 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援の方が利用可能な特定施設入居者生活介護で、特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等が入所者である要支援者に提供する介護サービスです。

平成22年度は、年間延べ3人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	12	3	12

### (11) 介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与は、要支援の方が利用可能な福祉用具貸与で、在宅での日常生活動作が容易になることで自立度の向上や、介護者の負担軽減が図れるなど歩行補助杖と歩行器のみを貸与するサービスで、8事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ1,302人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	835	1,302	1,624

### (12) 介護予防特定福祉用具販売

介護予防特定福祉用具販売は、要支援の方が利用可能な特定福祉用具販売で、要支援者の日常生活の利便性向上を図るため貸与に適さない排泄、入浴等に使用する福祉用具の購入費を年間10万円を上限に支給するものです。（自己負担1割分を含む）

平成22年度は、年間延べ58人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	68	58	76

### (13) 介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

介護予防認知症対応型通所介護は、要支援の方が利用可能な認知症対応型通所介護で、認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るもので、7事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ22人が155回利用しており、一人当たり平均利用日数は7.0回となっております。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用回数	392	155	124
延べ利用人数	45	22	30

(14) 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援の方が利用可能な認知症対応型共同生活介護で、認知症の高齢者に対して、共同住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。平成23年4月に浅科・望月地域に定員18人の事業所が開設し、5事業所がサービスを提供しています。

平成21、22年度の利用者はありません。

(15) 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援の方が利用可能な小規模多機能型居宅介護で、居宅若しくはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするもので、1事業所がサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ19人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	0	19	48

(16) 介護予防住宅改修

介護予防住宅改修は、要支援の方が利用可能な住宅改修で、在宅での生活が困難とならないようケアマネジャーとの相談に基づき、住宅の通路の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修に対し、20万円を上限に費用を支給するものです。

（自己負担1割分を含む）

平成22年度は、年間延べ69人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	54	69	44

(17) 介護予防支援

介護予防支援は、要支援の利用者にケアプラン作成などのケアマネジメントを実施するサービスで、市内5箇所の地域包括支援センターでサービスを提供しています。

平成22年度は、年間延べ6,262人が利用しています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
延べ利用人数	5,658	6,262	6,688

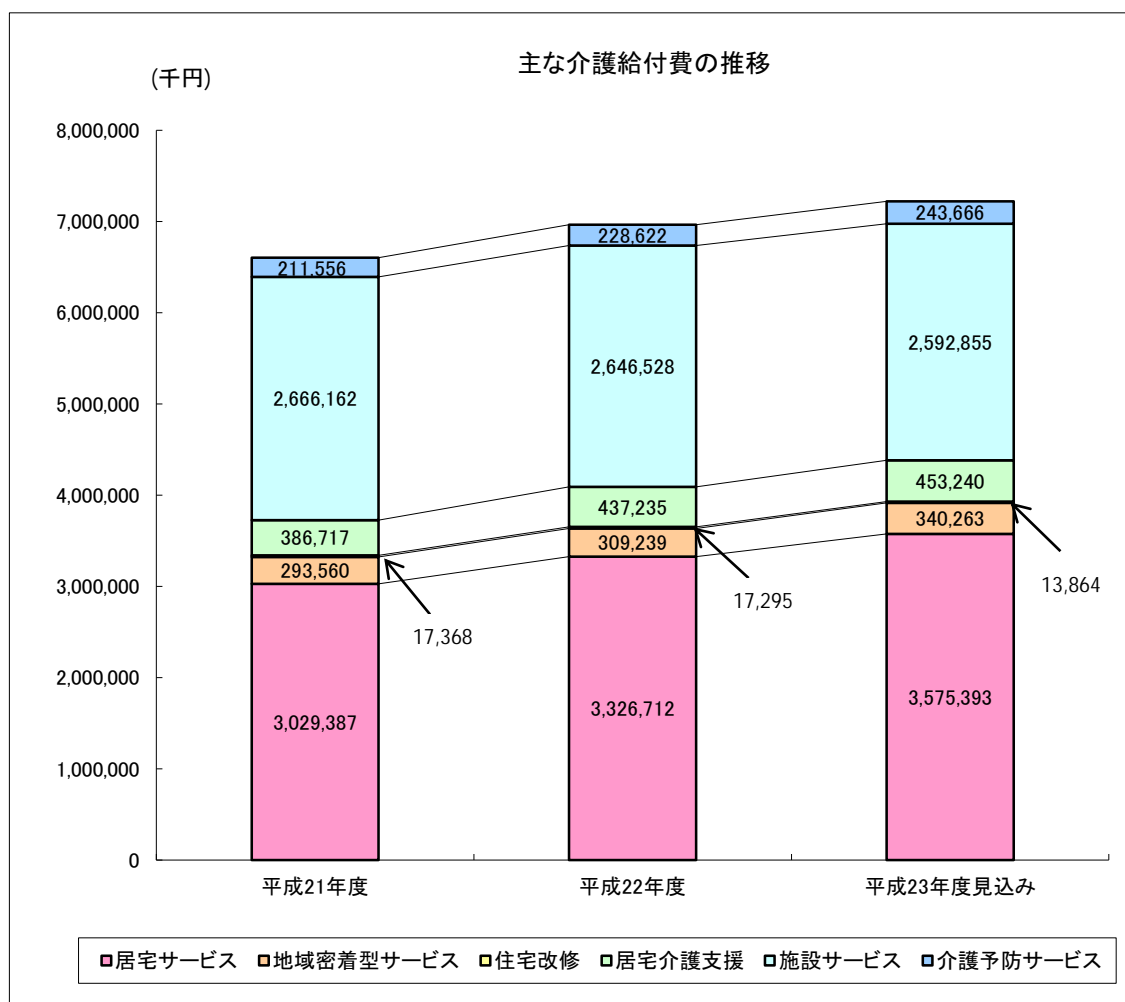
## 8 介護保険給付費の状況

介護保険給付費は、平成21年度が6,604,750千円、平成22年度が6,965,631千円となっており、前年度比5.5%の増加となっています。平成23年度は、7,219,281千円と見込まれています。

### 介護保険給付費

(単位：千円)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み
居宅サービス	3,029,387	3,326,712	3,575,393
地域密着型サービス	293,560	309,239	340,263
住宅改修	17,368	17,295	13,864
居宅介護支援	386,717	437,235	453,240
施設サービス	2,666,162	2,646,528	2,592,855
介護予防サービス	211,556	228,622	243,666
計	6,604,750	6,965,631	7,219,281



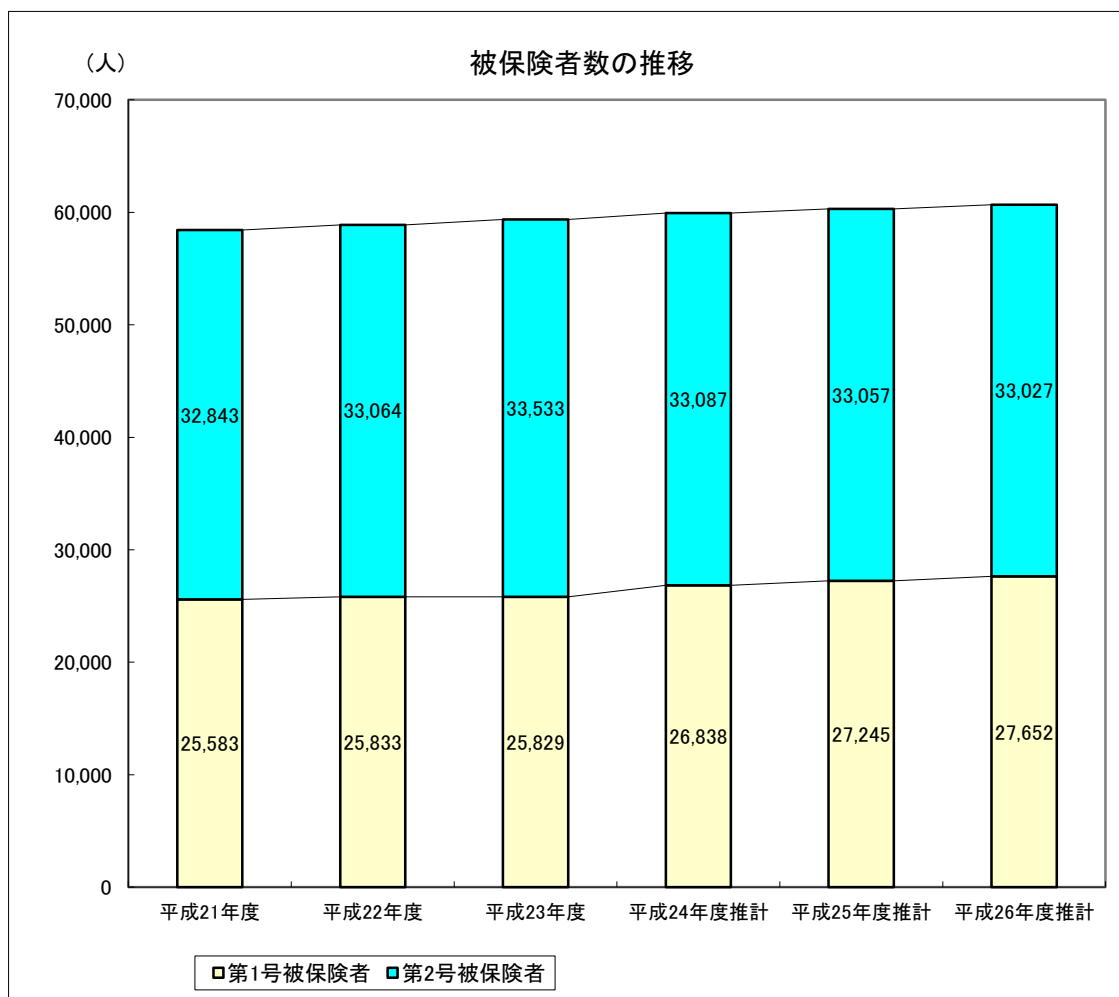
## 第2節 介護保険指標の見通し

### 1 被保険者の見通し

本市における被保険者数の見通しは、平成23年度59,362人、平成24年度59,925人、平成25年度60,302人、平成26年度60,679人で、平成23年度と平成26年度との比較で2.2%増加すると予測されます。

また、第1号被保険者（65歳以上）数においては、平成23年度25,829人、平成24年度26,838人、平成25年度27,245人、平成26年度27,652人で、平成23年度と平成26年度との比較で7.1%増加すると予測されます。

第2号被保険者（40歳～64歳）数は、平成23年度33,533人、平成24年度33,087人、平成25年度33,057人、平成26年度33,027人と予測されます。

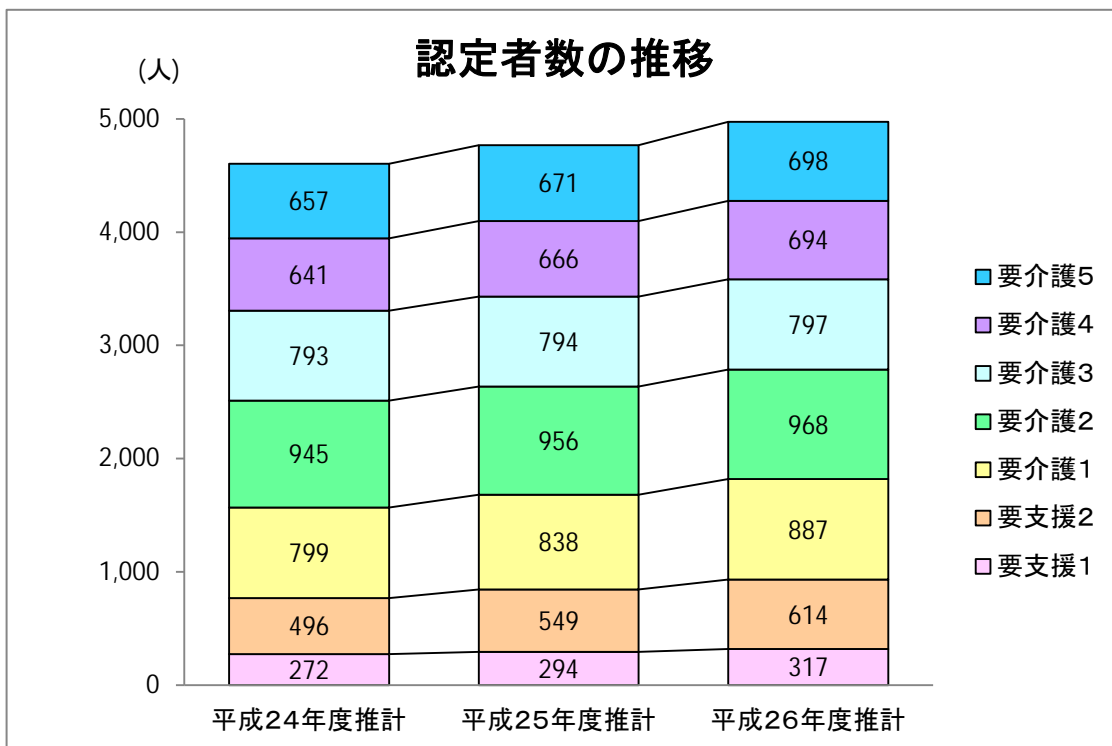


## 2 要介護・要支援認定者の見通し

本市における要介護・要支援認定者の見通しについては、被保険者数の推計に、平成21年度及び平成22年度認定者数実績から算出した認定率を推計し、それを用いることで要介護・要支援認定者数を介護度別に推計します。平成23年度の認定者数4,525人、平成24年度4,603人、平成25年度4,768人、平成26年度4,975人で、平成23年度と平成26年度との比較で9.9%増加すると予測されます。

(単位：人)

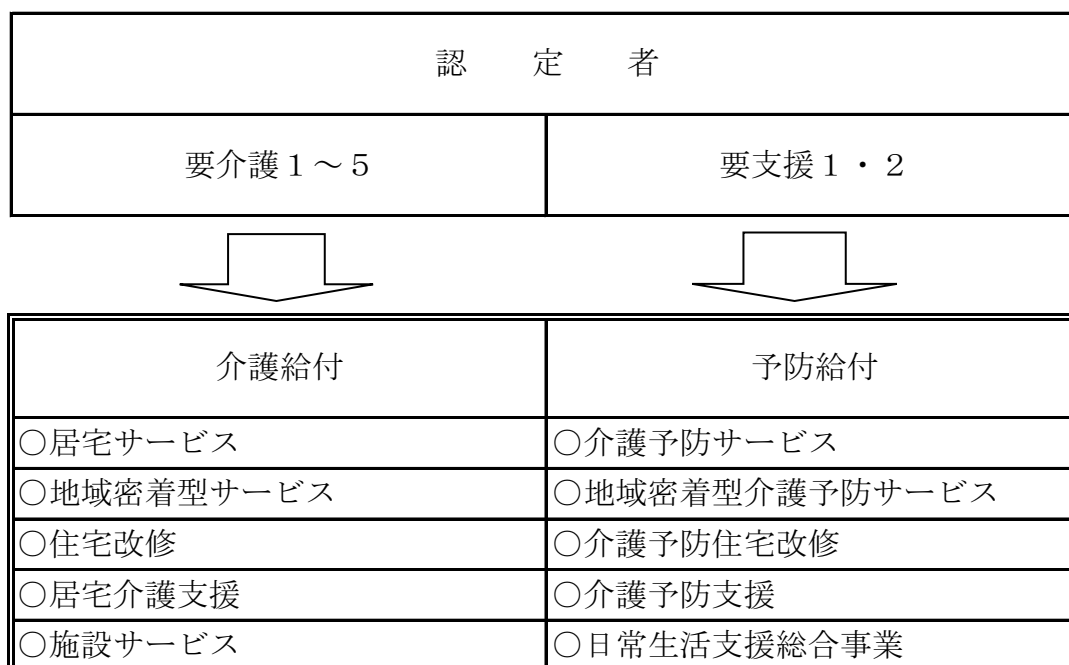
介護度	平成23年度	平成24年度推計	平成25年度推計	平成26年度推計
要支援	716	768	843	931
要支援1	259	272	294	317
要支援2	457	496	549	614
要介護	3,809	3,835	3,925	4,044
要介護1	774	799	838	887
要介護2	947	945	956	968
要介護3	788	793	794	797
要介護4	653	641	666	694
要介護5	647	657	671	698
合計	4,525	4,603	4,768	4,975



### 第3節 介護保険サービス必要量の見込み

介護保険サービス必要量の見込みは、第5期介護保険事業計画の事業期間内において、必要とされる介護保険サービスの種類ごとの目標年度までの必要量を推計するものです。

介護保険サービス体系



#### 1 居宅サービス（要介護1～5のサービス）

要介護1～5の認定者が在宅で提供を受ける介護サービスで、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売のサービスを言います。

要介護度別認定者の推計に基づきサービス見込量を推計しました。被保険者の増加に伴う認定者の増加により、在宅での生活を援助する訪問介護・通所介護を中心とした、居宅サービスは年々増加すると推計しています。



(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、安定した在宅生活ができるよう支援をする在宅サービスの中心的なサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ13,989人が393,672回利用し、一人当たり平均利用回数は28.1回と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用回数	391,170	391,732	393,672
延べ利用人数	13,903	13,953	13,989

(2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、入浴が困難な寝たきり高齢者の居宅へ入浴車等で訪問し、浴槽を提供して、入浴、洗髪等を行うサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ1,142人が4,440回利用し、一人当たり平均利用回数は3.9回と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用回数	3,912	4,176	4,440
延べ利用人数	1,005	1,073	1,142

(3) 訪問看護

訪問看護は、何らかの疾病のある介護認定者に看護師等が主治医の指示により訪問し、医療上の世話や診療の補助活動を行うサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ9,858人が39,419回利用し、一人当たり平均利用回数は4.0回と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用回数	37,788	38,604	39,419
延べ利用人数	9,510	9,684	9,858

#### (4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士が主治医の指示に基づき訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションです。

平成26年度の必要量は、年間延べ487人が4,133日利用し、一人当たり平均利用日数は8.5日と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用日数	4,122	4,127	4,133
延べ利用人数	490	489	487

#### (5) 通所介護（デイサービス）

通所介護は、通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事、入浴などのサービスを提供し、生活の支援、心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

平成26年度必要量は、年間延べ15,754人が129,985回利用し、一人当たり平均利用回数は8.3回と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用回数	137,692	133,642	129,985
延べ利用人数	16,568	16,139	15,754

#### (6) 通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、老人保健施設や医療施設へ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションです。

平成26年度の必要量は、年間延べ6,082人が42,192回利用し、一人当たり平均利用回数は6.9回と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用回数	41,760	41,976	42,192
延べ利用人数	6,011	6,047	6,082

(7) 短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、介護者が、病気や休養等により一時的に介護が出来ない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所し、介護生活支援を受けるサービスです。

平成24年度に定員20名の施設が1ヶ所開設する予定です。平成26年度の必要量は、年間延べ2,606人が24,292日利用し、一人当たり平均利用日数は9.3日と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用日数	24,209	24,251	24,292
延べ利用人数	2,605	2,605	2,606

(8) 短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所療養介護は、医学的な管理のもとに短期間入所して、機能訓練や療養介護を受けるサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ2,805人が23,767日利用すると予測し、一人当たり平均利用回数は8.5日と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用日数	22,658	23,213	23,767
延べ利用人数	2,687	2,746	2,805

(9) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ5,631人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	5,108	5,363	5,631

(10) 特定施設入所者生活介護

特定施設入所者生活介護は、特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等が入所者である要介護者に提供する介護サービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ351人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	354	348	351

(11) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、在宅での日常生活動作が容易になることで自立度の向上や、介護者の負担軽減が図れるなどベッドや車椅子等を貸与するサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ18,392人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	18,147	18,269	18,392

(12) 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者の日常生活の利便性向上を図るため貸与に適さない排泄、入浴等に使用する福祉用具の購入費を年間10万円を上限に支給するものです。

(自己負担1割分を含む)

平成26年度の必要量は、年間延べ384人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	368	376	384

## 2 地域密着型サービス（要介護1～5のサービス）

地域密着型サービスは、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるようにするため、原則として事業所所在地の市町村の住民が利用するサービスです。

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の6種のサービスがあり、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護が利用されています。

### (1) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

平成26年度の必要量は、年間延べ1,482人が12,014回利用し、一人当たり平均利用回数は8.1回と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用回数	12,061	12,038	12,014
延べ利用人数	1,462	1,472	1,482

### (2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者に対して、共同住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

平成25年に定員18人の事業所が1ヶ所開設する予定であり、平成26年度の必要量は、年間延べ1,027人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	781	1,027	1,027

### (3) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、居宅若しくはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。

定員25人の事業所が平成25年に2ヶ所、平成26年に2ヶ所開設する予定であり、平成26年度必要量は、年間延べ1,065人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	211	662	1,065

### (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・適合高齢者専用賃貸住宅で、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が29人以下のもので、要介護者である入居者に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言などの日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

### (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の特別養護老人ホームです。できるだけ居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行い、要介護者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるように目指すものです。

### (6) 24時間地域巡回型訪問サービス

24時間地域巡回型訪問サービスは、平成24年度介護保険制度改正で導入されるサービスで、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、1日複数回の「短時間の定期訪問」「随時の対応」といった手段を適宜・適切に組み合わせ、要介護者が在宅を中心とした住み慣れた地域での生活を継続できるようにすることを目指すものです。

### 3 住宅改修

住宅改修は、在宅での生活が困難とならないようケアマネジャーとの相談に基づき、住宅の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修に対し、20万円を上限に費用を支給するものです。（自己負担1割分を含む）

平成26年度の必要量は、年間延べ204人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	204	204	204

### 4 居宅介護支援

居宅介護支援は、利用者にケアプランの作成などケアマネジメントを実施するサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ31,931人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	29,900	30,644	31,931

## 5 施設サービス（要介護1～5のサービス）

施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種の施設で、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅生活が困難な要介護認定者にサービス計画の作成から一体的に行われるものです。

### （1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、常時介護が必要な方が入所する特別養護老人ホームです。

平成24年に中込・野沢地域に定員100人の施設が1ヶ所開設する予定です。平成26年度の必要量は、年間延べ7,164人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	6,804	6,804	7,164

### （2）介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、心身の状態は安定しており、医学的管理下において看護・介護サービスや日常生活訓練などリハビリを必要とする要介護者を対象とする施設サービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ3,348人と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	3,348	3,348	3,348

### （3）介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、急性期の治療が終了し、長期の療養を必要とする高齢者のための医療機関の病床で、医療、看護、介護のサービスを提供するものです。

平成26年度の必要量は、年間延べ1,068人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	1,068	1,068	1,068



## 6 介護予防サービス（要支援1・2のサービス）

介護予防サービスは、要支援1・2の認定者に提供するサービスで、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防住宅改修、介護予防支援があり、予防重視の目標指向型サービスとなっています。

### (1) 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護予防訪問介護は、支援の方が利用可能な訪問介護で、ヘルパーによる在宅生活を支援するサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ2,399人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	2,099	2,251	2,399

### (2) 介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護は、要支援の方が利用可能な訪問入浴介護で、入浴が困難な方の居宅へ訪問し、入浴車により入浴、洗髪等を行うサービスです。

介護予防における入浴サービスは、通所介護において入浴する利用者が多く、本サービスは平成21、22年度においても利用者がありません。

### (3) 介護予防訪問看護

介護予防訪問看護は、要支援の方が利用可能な訪問看護で、何らかの疾病のある方に看護師等が主治医の指示により訪問し、医療上の世話や診療の補助活動を行うサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ866人が2,631回利用し、一人当たり平均利用回数は3.0回と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用回数	2,189	2,410	2,631
延べ利用人数	721	794	866

(4) 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションは、要支援の方が利用可能な訪問リハビリテーションで、理学療法士、作業療法士が主治医の指示に基づき訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションです。

平成26年度の必要量は、年間延べ32人が177回利用し、一人当たり平均利用回数は5.5日と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用日数	147	162	177
延べ利用人数	27	29	32

(5) 介護予防通所介護（デイサービス）

介護予防通所介護は、要支援の方が利用可能な通所介護で、通所介護施設への送迎を行い、日帰りで食事・入浴などのサービスを提供し、生活の支援や心身の機能の維持向上、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

平成26年度の必要量は、年間延べ3,827人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	3,288	3,559	3,827

(6) 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護予防通所リハビリテーションは、要支援の方が利用可能な通所リハビリテーションで、老人保健施設や医療施設へ通い、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションです。

平成26年度の必要量は、年間延べ1,813人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	1,580	1,660	1,813

(7) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護予防短期入所生活介護は、要支援の方が利用可能な短期入所生活介護で、介護者が病気や休養等により一時的に介護ができない場合に、特別養護老人ホームに短期間入所し介護生活支援を受けるサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ24人が168日利用すると予測し、一人当たり平均利用回数は7.0日と予測されます。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用日数	168	168	168
延べ利用人数	24	24	24

(8) 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護予防短期入所療養介護は、要支援の方が利用可能な短期入所療養介護で、医学的な管理のもとに短期間入所して、機能訓練や療養介護を受けるサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ24人が96日利用し、一人当たり平均利用回数は4.0日と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用日数	96	96	96
延べ利用人数	24	24	24

(9) 介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導は、要支援の方が利用可能な居宅療養管理指導で、医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ96人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	96	96	96

(10) 介護予防特定施設入所者生活介護

介護予防特定施設入所者生活介護は、要支援の方が利用可能な特定施設入所者生活介護で、特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等が入所者である要支援者に提供する介護サービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ8人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	13	8	8

(11) 介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与は、要支援の方が利用可能な福祉用具貸与で、在宅での日常生活動作が容易になることで自立度の向上や、介護者の負担軽減が図れるなど歩行補助杖と歩行器のみを貸与するサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ2,069人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	1,722	1,895	2,069

(12) 介護予防特定福祉用具販売

介護予防特定福祉用具販売は、要支援の方が利用可能な特定福祉用具販売で、要支援者の日常生活の利便性向上を図るため貸与に適さない排泄、入浴等に使用する福祉用具の購入費を年間10万円を上限に支給するものです。(自己負担1割分を含む)

平成26年度の必要量は、年間延べ72人が利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	72	72	72

### (13) 介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

介護予防認知症対応型通所介護は、要支援の方が利用可能な認知症対応型通所介護で、認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所施設に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

平成26年度の必要量は、年間延べ32人が128回利用し、一人当たり平均利用回数は4.0日と推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用回数	107	117	128
延べ利用人数	27	29	32

### (14) 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援の方が利用可能な認知症対応型共同生活介護で、認知症の高齢者に対して、共同住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもので、現在、要支援のサービス利用者はありません。

### (15) 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援の方が利用可能な小規模多機能型居宅介護で、居宅若しくはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話や機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

平成26年度の必要量は、年間延べ184人利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	57	115	184

#### (16) 介護予防住宅改修

介護予防住宅改修は、要支援の方が利用可能な住宅改修で、在宅での生活が困難とならないようケアマネジャーとの相談に基づき、住宅の通路の手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修に対し、20万円を上限に費用を支給するものです。

(自己負担1割分を含む)

平成26年度の必要量は、年間延べ48人利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	48	48	48

#### (17) 介護予防支援

介護予防支援は、要支援の利用者にケアプラン作成などのケアマネジメントを実施するサービスです。

平成26年度の必要量は、年間延べ8,888人利用すると推計しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用人数	7,182	7,969	8,888

## 7 療養病床の転換の状況

療養病床の再編に伴い、医療の必要性の高い方は引続き医療療養病床で対応し、医療よりむしろ介護を要する方が利用していた介護療養病床は、当初、平成23年度をもって廃止の予定でしたが、廃止猶予期間が平成29年度まで延期されました。これにより、今期以降において療養病床の再編成を計画します。

現在まで市内の療養病床を持つ医療機関への調査の結果、介護療養病床は基本的に平成29年度までは現状での推移を希望しており、医療療養病床の再編については未定です。

## 第4節 介護保険料

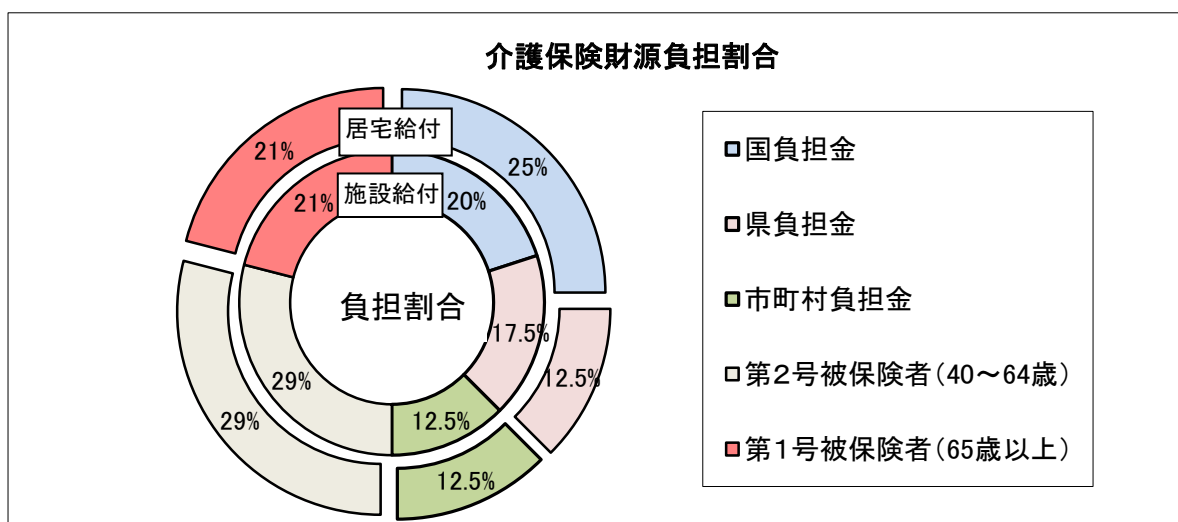
### 1 介護保険料

介護保険給付費の財源の負担割合は、国25%（施設給付費分は20%）、県12.5%（施設給付費分は17.5%）、市町村12.5%、40～64歳までの第2号被保険者29%、65歳以上の第1号被保険者21%の負担率となっています。

なお、国が負担する25%のうち5%の部分は調整交付金として取り扱われ、第1号被保険者の年齢構成および所得水準に応じた率により調整し交付されます。

介護保険料は、平成24年度から平成26年度の3か年の介護保険給付費の見込額と地域支援事業の介護保険負担額等と第1号被保険者数により算定し、基準額は月額4,990円とします。

また保険料段階については、多段階設定など、国が「被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定をお願いする」との考え方を示していることから、8段階とします。



給付費の見込み

(単位：千円)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス給付費	3,636,064	3,610,098	3,593,052
地域密着型サービス給付費	359,235	499,235	579,235
住宅改修給付費	17,670	13,922	17,670
居宅介護支援給付費	457,322	469,235	490,004
施設サービス給付費	2,795,157	2,994,516	3,094,516
介護予防サービス給付費	259,337	285,713	313,190
計	7,524,785	7,872,719	8,087,667

## 第5節 その他の介護保険事業

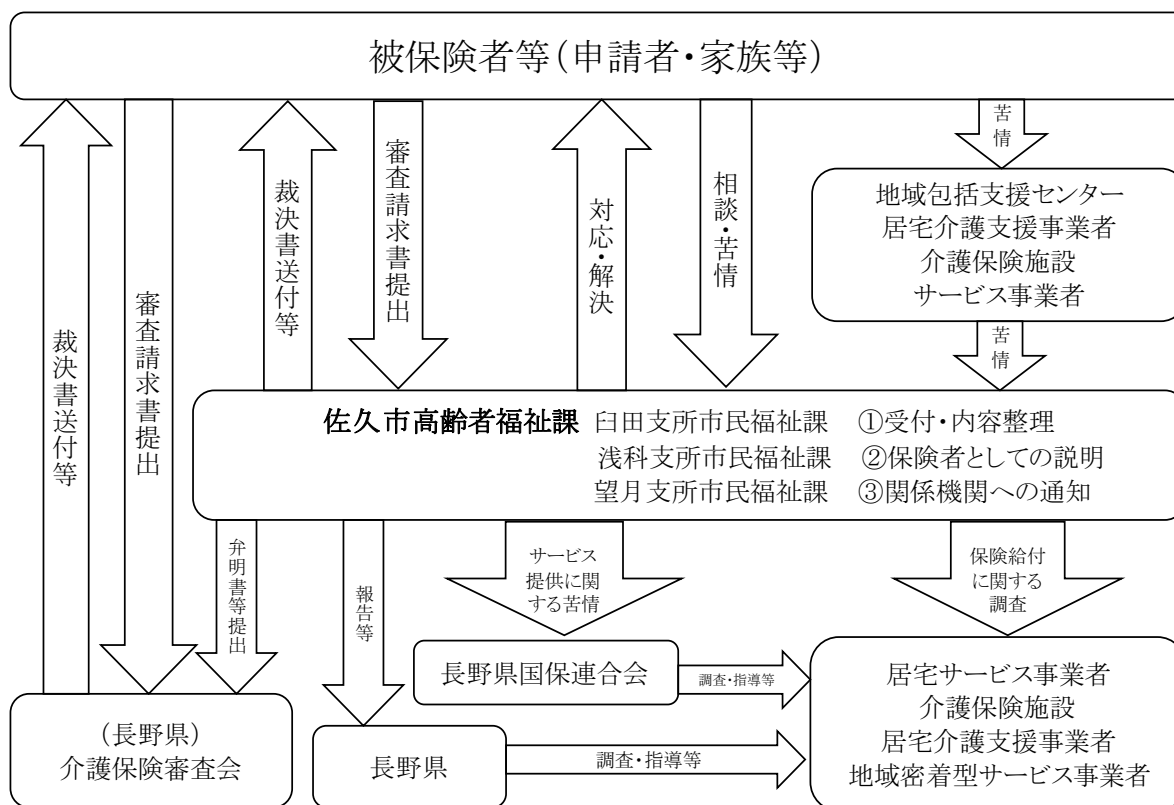
### 1 相談・苦情対応

介護保険制度の定着とともに利用者も増加し、介護保険サービスに関する相談、保険料や自己負担額に関する苦情などに対応する、相談業務の重要性が高まっています。

相談内容は、多様かつ複雑であり、予防から給付まで関連するケースが多いため、保健・医療・福祉・介護保険が一体的に相談できる体制を整備し、相談業務の充実を進めています。

介護保険に関する苦情については、相談業務と同様の窓口で受け付け、その内容に応じて長野県や長野県国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、速やかに対応しています。

<処理手順>





## 2 経済的負担の軽減

介護保険サービスを利用する場合に経済的な負担により利用ができなくなることをなくすため、各種の負担軽減制度が設けられています。

### (1) 高額介護サービス費

介護（介護予防）サービス費用の1割は利用者が負担し、1割負担の合計額が所得段階に応じた一定の上限額を超えた場合、超えた負担額を申請により払い戻す制度です。一度申請をすればそれ以後自動的に払い戻すこととし、利用者の利便性が図られています。

### (2) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となった場合、高額医療合算介護（介護予防）サービス費・高額介護合算療養費が支給される制度です。1年間の介護保険と医療保険のなお残る負担額を、7月末日時点での医療保険世帯で合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分が払い戻されます。

### (3) 補足給付（特定入所者介護サービス費）

平成17年10月より施設での食費及び居住費が利用者負担となりましたが、本制度が創設され、所得段階に応じた利用者負担限度額が設けられています。

負担限度額を超えた費用を介護保険で給付する制度で、施設利用者の低所得者対策の根幹を成しています。

### (4) 社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減事業

都道府県に軽減を申し出た社会福祉法人等が運営主体となっている訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、夜間対応型訪問介護の各サービスについて、市の認定により利用者負担が軽減されるもので、生活保護でない低所得者が対象となります。

平成23年4月より、生活保護の被保護者については短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設の個室の居住費のみ全額軽減の対象となりました。

(5) 佐久市介護保険利用者負担援護事業（市単独事業）

市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者、生活保護法に規定する要保護と同等の生活水準である利用者に、利用者負担額の3割を援護金として支給するもので、低所得者の負担軽減制度の一翼を担っています。

### 3 地域密着型サービス事業者指定及び更新

市内には、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）が7事業所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が5事業所、小規模多機能型居宅介護が1事業所あります。

今後につきましても、地域密着型サービス事業者の指定については、サービス提供状況を勘案しつつ適正な指定を進めます。また、事業所の指定更新についても適正な更新を行います。

# 第3章 地域支援

## 第1節 地域支援事業の状況及び見込み

### 1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」を実施することにより、被保険者が要支援・要介護状態（以後「要介護状態等」）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としたものです。

地域支援事業の見込額は、介護保険給付費見込額に対する割合で、平成20年度以降は3%以内と定められ、佐久市においては、平成24年以降は2.5%以内の見込み額としています。

要介護状態等でない高齢者の皆さんが、一人でも多く参加していただき、目的が達成できるよう、関係機関や他方面の組織と連携を密にし、時代のニーズに対応した事業を展開していきます。

地域支援事業

(単位：円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護保険給付費見込額	7,156,255,501	7,334,308,242	7,523,401,011
地域支援事業の率	2.9%	2.9%	2.9%
地域支援事業の見込額	205,000,000	212,000,000	216,000,000
地域支援事業の費用額	202,529,718	211,476,381	209,029,000
介護予防事業	104,252,745	110,261,886	103,490,000
包括的支援事業	82,691,927	83,963,760	83,772,000
任意事業	15,585,046	17,250,735	21,767,000

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護保険給付費見込額	8,006,829,898	8,251,124,118	8,596,202,931
地域支援事業の率	2.5%	2.4%	2.4%
地域支援事業の見込額	202,423,000	201,799,000	204,819,000
介護予防事業	95,129,000	92,000,000	93,000,000
包括的支援事業	86,701,000	88,000,000	89,000,000
任意事業	20,593,000	21,799,000	22,819,000

## 2 介護予防事業

### (1) 介護予防事業の目的

介護予防事業は、要介護状態等になることを予防する目的で実施されるものです。心身の状況の改善や、生活機能の維持・向上を通して、高齢者一人ひとりが住み慣れた自宅や地域で生きがいをもって、活動的に生活ができるように支援する事業です。

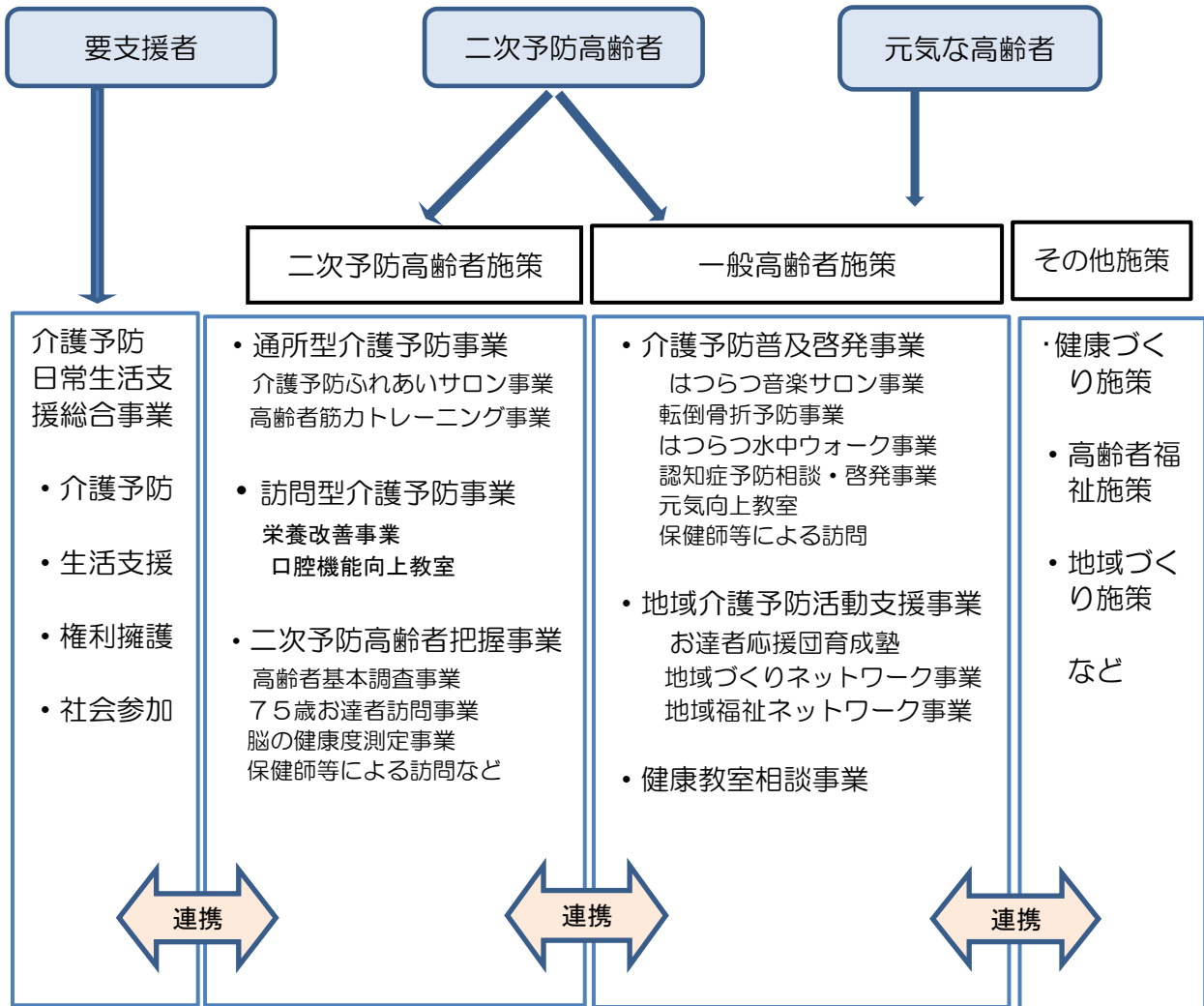
介護予防事業の実施にあたっては、生き生きと安心して暮らせるための、関係行政機関・保健医療関係機関・福祉関係機関・地域住民組織等の協力を得て、地域包括支援センターと連携をとりながら、継続的にサービスが提供できるようにする必要があります。

介護予防事業には、二次予防高齢者（高齢者人口の5%程度を目安とする虚弱高齢者）を対象とする「介護予防二次予防高齢者施策」（二次予防）と、全高齢者を対象とする「介護予防一般高齢者施策」（一次予防）があります。

相互につながりを持ちながら、介護保険給付が担う介護給付と予防給付との連携のもと、継続的・総合的に展開されるものです。

また、市として、効果的・効率的な実施の観点から事業評価を行い、適宜内容を見直し、ニーズに即した事業展開が図られるよう、取り組んでいきます。

## 介護予防事業概要



### (2) 介護予防二次予防高齢者施策

二次予防高齢者は、65歳以上の要介護状態等となるおそれの高い高齢者で、介護予防事業に参加することが望ましいと判定された人です。

本市では、この二次予防高齢者は高齢者人口の5%程度を対象として、要介護状態等に移行する人をこの対象者数から約20%減らすことを目標としています。介護予防二次予防高齢者施策には、「通所型介護予防事業」、「訪問型介護予防事業」、「二次予防高齢者把握事業」などがあります。

#### ① 通所型介護予防事業

「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」、「閉じこもり、認知症、うつ予防・支援」に該当する二次予防高齢者に対し、運動や栄養、口腔歯科、膝痛・腰痛対策のためのプログラムに関する学習、レクリエーション等の機会を提供し実施します。

## ア 介護予防ふれあいサロン事業

介護予防ふれあいサロン事業は、市内4会場で委託により実施しています。内容は1教室20人を定員として「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」、「閉じこもり、認知症、うつの予防・支援」を提供し、市内14教室で開催しています。

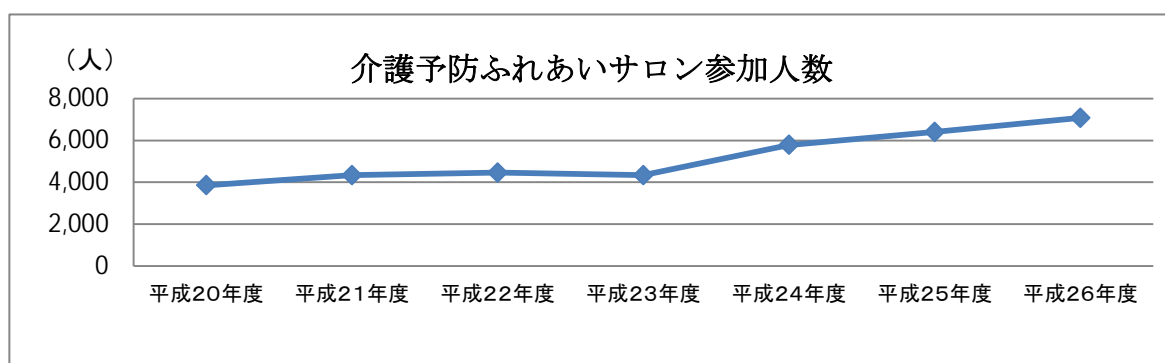
平成22年度からは、1教室15人を定員とする「膝痛・腰痛対策のためのプログラム」を提供する「ロコトレコース」を市内5教室で開始しました。

更に平成24年度から、認知症予防教室を「脳トレコース」として追加し、内容を充実して開始します。

どれも1人月2回の利用で実施しており、介護予防の観点から今後増加していくことが見込まれます。

### 介護予防ふれあいサロン事業

年 度		実施回数	実人員	延人数
実績	平成20年度	408	289	3,862
	平成21年度	408	281	4,341
	平成22年度	408	308	4,465
見込	平成23年度	408	329	4,338
計画	平成24年度	504	422	5,780
	平成25年度	504	456	6,401
	平成26年度	528	492	7,070



## イ 高齢者筋力向上トレーニング事業

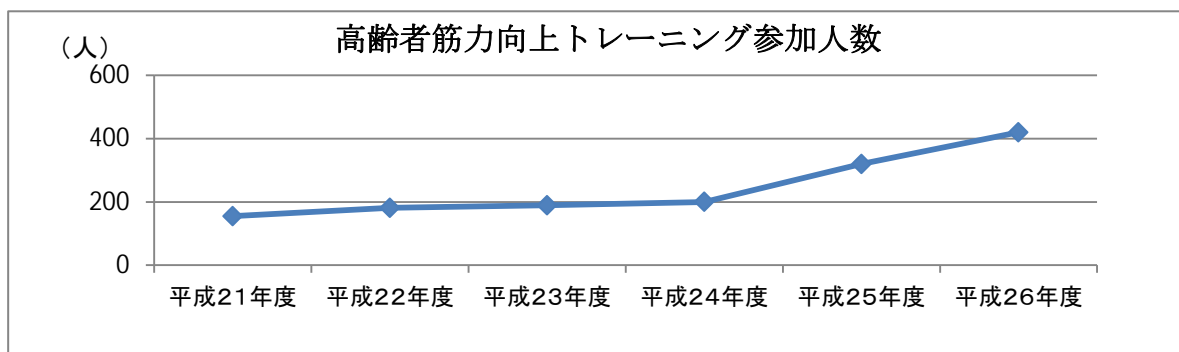
運動器の機能が低下している二次予防高齢者に対し、「運動器の機能向上を図り、要介護状態の発生を予防」するための運動を行います。

プールを利用した運動をすることにより、陸上での運動が困難等、水中運動の必要性が高い方が、膝や腰に負担をかけず、楽しくトレーニングを実施するもので、運動指導士が指導を行います。

プールのある施設1会場で、1人月2回、委託により送迎車を利用して実施します。

### 高齢者筋力向上トレーニング事業

年 度		実施回数	実人員	延人数
実績	平成21年度	24	18	155
	平成22年度	24	16	181
見込	平成23年度	24	12	189
計画	平成24年度	24	15	200
	平成25年度	24	20	320
	平成26年度	24	25	420



## ウ 認知症予防教室

「認知症、うつ、閉じこもり」のおそれのある二次予防高齢者に対して、進行を予防するために、音楽療法や作業療法及びリハビリ体操などを実施します。

市内3会場での実施で、各会場月2回の実施していますが、平成24年度より介護予防ふれあいサロンの半日コースとして移行し、4会場に増やし実施しています。

### 認知症予防教室

年 度		実施回数	実人員	延人数
実績	平成20年度	72	50	551
	平成21年度	72	64	693
	平成22年度	72	50	756
見込	平成23年度	72	54	900

② 訪問型介護予防事業

「閉じこもり、認知症、うつの予防・支援」が必要とされた二次予防高齢者に対し、保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士等が訪問し、指導を行います。原則として、通所型介護予防事業の利用が困難な二次予防高齢者を対象としています。

訪問型介護予防事業

年 度		内 容					
		保健師等による指導		栄養改善指導□		口腔機能向上の指導	
		実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
実績	平成20年度	5	26	0	0	0	0
	平成21年度	2	12	3	13	0	0
	平成22年度	1	6	6	36	5	30
見込	平成23年度	0	0	13	65	12	60
計画	平成24年度	2	10	14	70	13	65
	平成25年度	3	15	15	75	14	70
	平成26年度	4	20	16	80	15	75



### ③ 二次予防高齢者把握事業

二次予防高齢者把握事業は、二次予防高齢者を選定することを目的として実施します。本市では、この事業の全対象者に基本チェックリストを郵送し、二次予防高齢者候補者については保健師や看護師等の訪問活動を実施しています。

二次予防高齢者は、本市では、平成23年度を2.4%、平成26年度には2.9%と見込み、平成29年度までには、国の目標値である5%を目指します。

二次予防高齢者把握事業の二本の柱として、「高齢者基本調査」と「75歳お達者訪問」があります。共に介護保険認定者を除く市民の方を対象とし「高齢者基本調査」は、3年計画で実施し、該当された方に訪問や電話による介護予防事業の勧奨を行います。

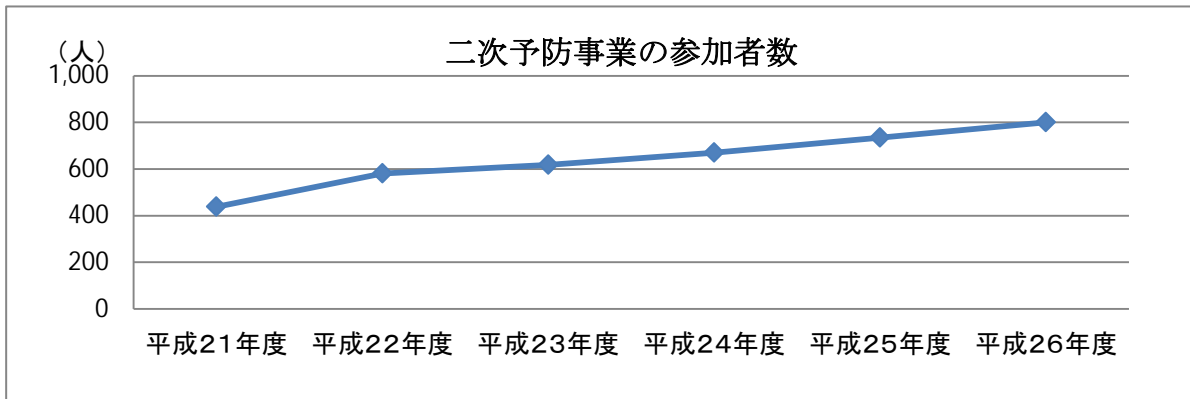
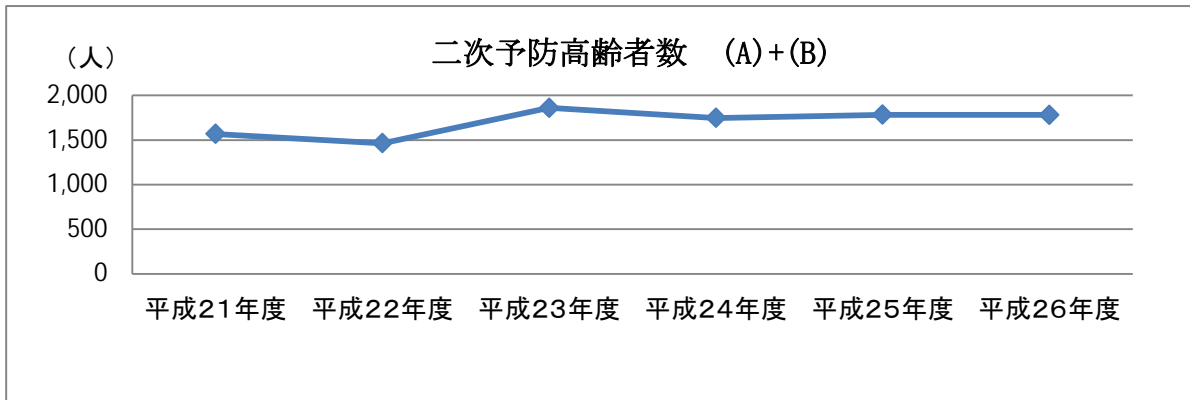
「75歳お達者訪問」は75歳になる方を対象に、保健師等による訪問を通して、二次予防高齢者を把握するための事業で、毎年75歳の方を訪問することにより将来的に後期高齢者の方の多くを把握することとなり、介護予防の普及・啓発につながるものと考えています。

また、平成24年度より新規事業として認知症早期発見のため「脳の健康度測定事業」を開始します。他にも、民生児童委員等、地域からの連絡による訪問にも随時対応していきます。

二次予防高齢者把握事業

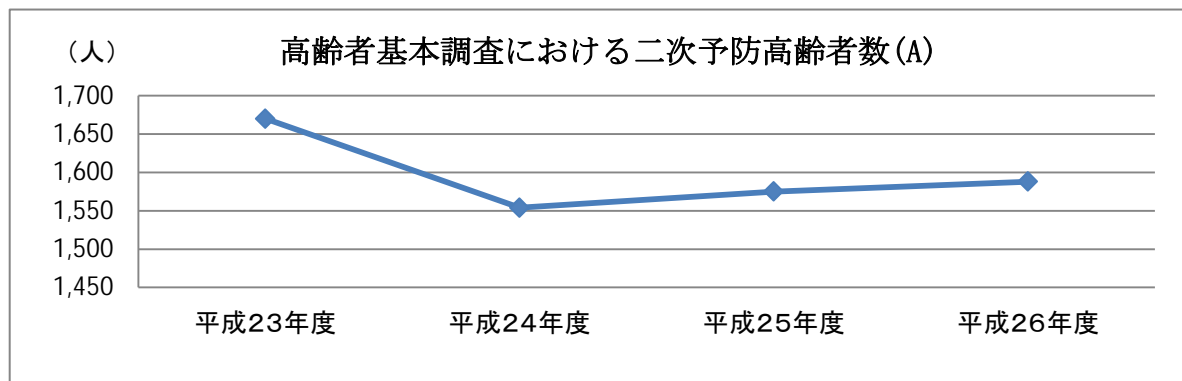
単位：人

年 度		高齢者人口	基本チェック リスト実施者	生活機能評価 実施者	二次予防 高齢者 (A)+(B)	参加者数	参加率 (%)
		A					B
実績	平成21年度	25,774	5,276	4,532	1,567	438	1.70
	平成22年度	25,778	5,336	4,619			1,463
見込	平成23年度	25,790	7,744	/	1,861	618	2.40
推計	平成24年度	26,818	7,280		1,748	670	2.50
	平成25年度	27,227	7,424		1,783	735	2.70
	平成26年度	27,636	7,329		1,781	801	2.90



ア 高齢者基本調査事業

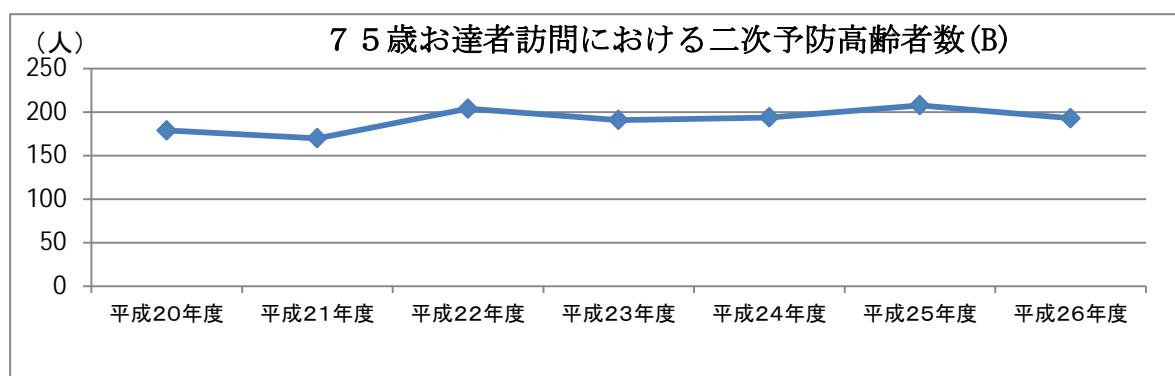
年度	二次予防 高齢者数(A)	二次予防高齢者の支援方法		
		訪問数	電話数	その他
見込 平成23年度	1,670	501	752	418
推計	平成24年度	466	699	389
	平成25年度	473	709	394
	平成26年度	476	715	397



イ 75歳お達者訪問

単位：人

年 度		75歳人口	訪問数	二次予防高齢者数(B)
実績	平成20年度	1,058	795	179
	平成21年度	1,134	744	170
	平成22年度	1,061	717	204
見込	平成23年度	1,064	766	191
推計	平成24年度	1,063	776	194
	平成25年度	1,124	832	208
	平成26年度	1,029	772	193



ウ 脳の健康度測定事業

認知機能の水準や認知機能の変化を測定し、認知症予防の取り組みを生活に取り入れることを目的に、平成24年度より市内2会場、2回コースで開始します。

結果により、適切な個別支援を行います。

### (3) 介護予防一般高齢者施策

介護予防一般高齢者施策には、「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「介護予防一般高齢者施策評価事業」があり、活動的な状態にある高齢者が、生きがいをもって、生き生きと暮らすことを地域全体で支援し、生活機能の維持・向上を図ることを目的としています。

このため、高齢者の社会参加を促進していくことや高齢者を中心としたグループの形成や、世代間交流を図ることに合わせて、介護予防に関して、地域全体が関心を持ち合うコミュニティの形成を図ります。

#### ① 介護予防普及啓発事業

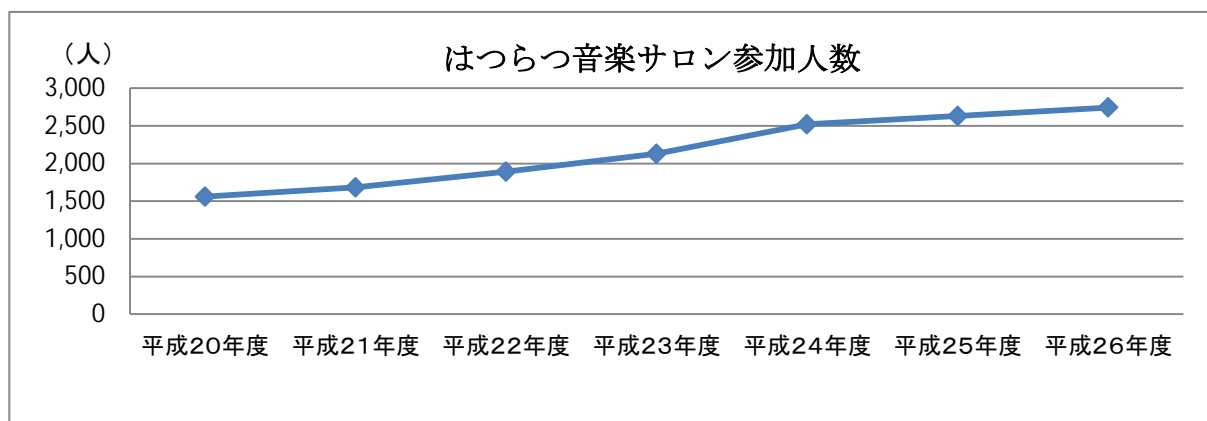
##### ア はつらつ音楽サロン事業

昔懐かしい歌を歌ったり合奏することで、右脳を刺激し、認知症を予防することを目的とした事業で、近年の参加者数の増加により、平成20年度は4会場、さらに平成22年度は、1会場の開催回数を7回から8回に増やして実施しました。

24年度からはさらに5会場に増やし、認知症予防の推進を図っていきます。

##### はつらつ音楽サロン事業

年 度		実施回数	実人員	延人数
実績	平成20年度	28	313	1,561
	平成21年度	28	335	1,683
	平成22年度	32	345	1,891
見込	平成23年度	32	383	2,130
計画	平成24年度	40	450	2,520
	平成25年度	40	470	2,632
	平成26年度	40	490	2,744



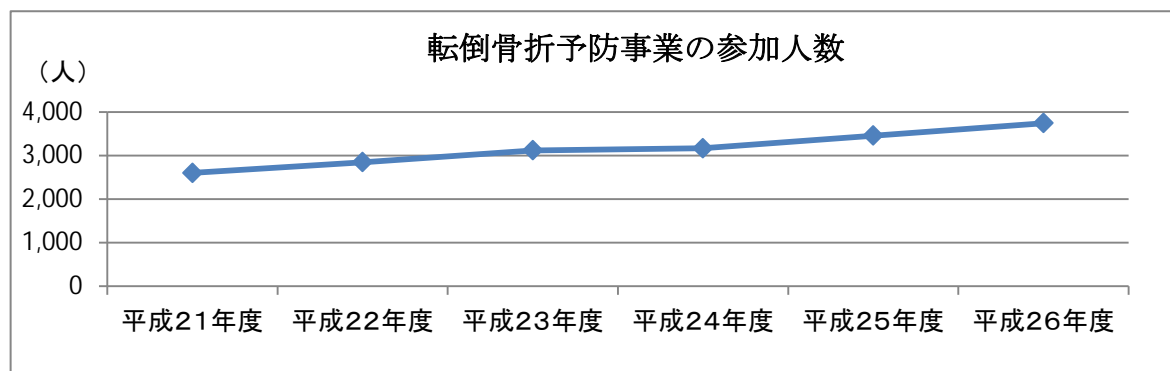
## イ 転倒骨折予防事業

高齢者が運動習慣を身につけ、転ばない身体づくりを目指すことで、要介護状態等への移行を防止することを目的とした事業で、委託（6事業所）により、平成23年度までは11教室で実施していましたが、参加者の増加により平成24年度からは、12教室で実施します。

平成22年度に行った元気高齢者のアンケート結果において、参加してみたい介護予防事業は「運動機能向上のための教室」が約7割が望んでいることから、転倒骨折から起因する要介護状態を予防するためのこの教室を増やし実施していく予定です。

### 転倒骨折予防事業

年 度		実施回数	実人員	延人数
実績	平成21年度	120	579	2,603
	平成22年度	126	646	2,849
見込	平成23年度	126	656	3,120
計画	平成24年度	132	660	3,168
	平成25年度	144	720	3,456
	平成26年度	156	780	3,744

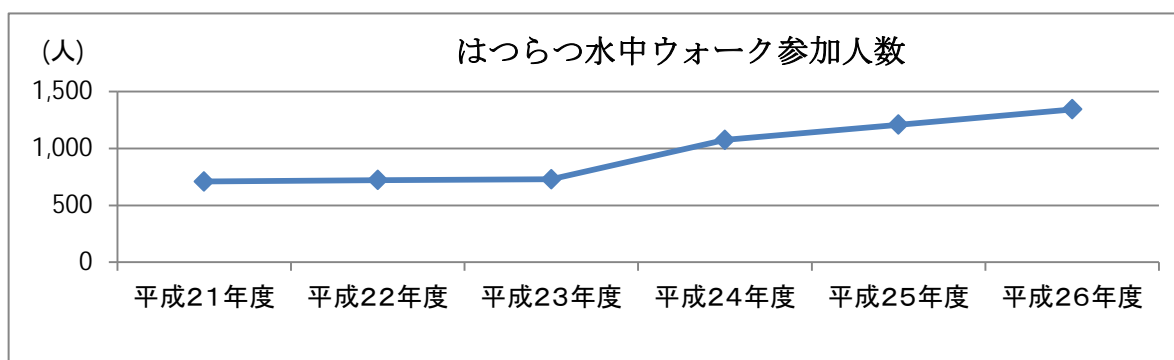


### ウ はつらつ水中ウォーク

高齢者が運動器の機能向上・維持を図るため、筋力向上につながる水中でのトレーニングを行い、高齢者の転倒・閉じこもりを予防し、運動習慣を身につけることを目的とした事業で、平成24年度からは、プールのある市内の施設2会場から3会場に増やし、委託により年間を通して実施していきます。

#### はつらつ水中ウォーク事業

	年 度	実施回数	実人員	延人数
実績	平成21年度	48	98	709
	平成22年度	48	89	722
見込	平成23年度	48	76	729
計画	平成24年度	60	112	1,075
	平成25年度	60	126	1,209
	平成26年度	60	140	1,344



### エ 認知症予防相談・啓発事業

超高齢社会に伴い、認知症高齢者も増加傾向となっています。そこで、本市では認知症に関する取り組みを強化し、関係機関と共に継続的な支援を進めていきます。

その中で、広く市民に認知症の基本的な知識を普及啓発し、認知症の皆さんが住み慣れた環境で、安心して生活を送れる地域づくりに向け、専門医による認知症の正しい理解についての講演を基調とし、関係する専門分野の方からの講演会を実施していきます。

#### 講演会

	年 度	実施回数	参加人数
実績	平成20年度	4	359
	平成21年度	6	318
	平成22年度	4	359
見込	平成23年度	4	400
計画	平成24年度	4	400
	平成25年度	4	400
	平成26年度	4	400

## オ 元気向上教室

高齢者が生涯にわたり、自立した生活を送り、自分らしく生き生きと過ごすことができるよう、介護予防の知識を学び、生活を見直し、実践に結び付けられるよう支援することを目的として実施しています。

平成20年度より、介護予防教室は「はつらつアップスクール」として市内の身近に参加できる会場に出向き実施してきましたが、平成24年度から、はつらつアップスクールの内容を引き継ぎ、新たに「元気向上教室」として開始します。対象者は一般高齢者や二次予防高齢者事業の修了者で、フォローアップが必要な高齢者で一次予防高齢者施策として市内の運動教室等の介護予防プログラムが提供できる5事業所に、月2回、1会場25人定員で委託し実施していきます。

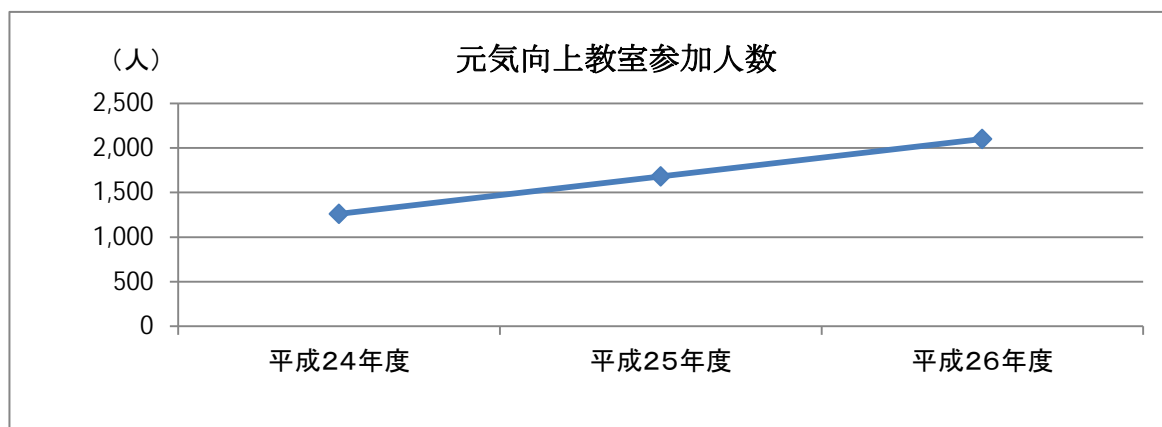
高齢者の一次予防事業と二次予防事業は、相互に密に連携を図り、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。

### はつらつアップスクール

年 度		実施回数	実人員	延人数
実績	平成20年度	20	68	286
	平成21年度	20	137	558
	平成22年度	25	167	616
見込	平成23年度	18	150	380

### 元気向上教室

年 度		実施回数	実人員	延人数
計画	平成24年度	24	150	1260
	平成25年度	24	200	1680
	平成26年度	24	250	2100



## ② 地域介護予防活動支援事業

### ア 介護予防指導者養成事業（お達者応援団育成塾）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防活動を率先して行うことのできる人材を育成し、地域におけるネットワークづくりや自発的な活動が実施される基盤づくりを行うことを目的とした事業で、1年目は基礎講座を、2年目はレベルアップ講座として開講しています。

市内全地区でのサロン等の開催を目指し、平成19年度より1期4年計画で実施され、平成23年度からは2期目4年計画とし、講座の修了生によりさらに地域づくりを展開させ介護予防活動を充実させていきます。

#### お達者応援団育成塾

年度		基礎講座		レベルアップ講座	
		回数	延人数	回数	延人数
実績	平成22年度	10	891	7	196
見込	平成23年度	10	855	7	192
計画	平成24年度	10	750	7	336
	平成25年度	10	750	7	294
	平成26年度	10	750	7	294

### イ 認知症にやさしい地域づくりネットワーク

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症や高齢者虐待に関する地域住民の理解を深め、地域での見守り支援体制を構築すること、高齢者虐待を防止することを目的とし実施しています。

平成19年度より、佐久市認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会（委員21人）を年1～2回実施し、徘徊高齢者の捜索体制に関する確認や再発防止のためのフォローアップ対策についてや高齢者虐待の状況把握と防止策の検討等を行ってきました。

今後、認知症高齢者の増加が予測される中で、地域住民も巻き込んだネットワークづくりがますます重要となることから、講演会等の啓発活動と合わせ、引き続き実施していきます。

## ③ 介護予防一般高齢者施策評価事業

各年度の事業終了時に、効果判定のため事業評価を実施し、その結果に基づき、実施方法や事業内容の検討を行い、改善していきます。



### 3 包括的支援事業

#### (1) 地域包括支援センターの概要

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状況に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて継続的に提供することが必要となります。

このため、高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のための必要な支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに5ヶ所設置しています。

#### ① 地域包括支援センター及び担当地区

名 称	担当地区
岩村田・東地域包括支援センター	岩村田、小田井、平根、三井、志賀
中込・野沢地域包括支援センター	中込、平賀、内山、野沢、大沢
佐久中部地域包括支援センター	中佐都、高瀬、岸野、桜井、前山
臼田地域包括支援センター	臼田
浅科・望月地域包括支援センター	浅科、望月

#### ② 専門職種の配置

包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するため、地域包括支援センターに次の3職種を配置しています。

- ・保健師あるいは、地域保健等に関する経験のある看護師
- ・社会福祉士
- ・主任介護支援専門員

(2) 地域包括支援センターの事業内容

① 総合相談支援業務

- ・地域における様々な関係者のネットワークの構築に関すること
- ・高齢者の実態把握に関すること
- ・総合相談に関すること

② 権利擁護業務

- ・成年後見制度の活用に関すること
- ・老人福祉施設等への措置に関すること
- ・虐待への対応に関すること
- ・困難事例への対応に関すること
- ・消費者被害の防止に関すること

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・包括的・継続的なケア体制の構築に関すること
- ・地域における介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談に関すること
- ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言に関すること

④ 介護予防ケアマネジメント業務

- ・二次予防高齢者に対する介護予防事業のケアマネジメント業務に関すること

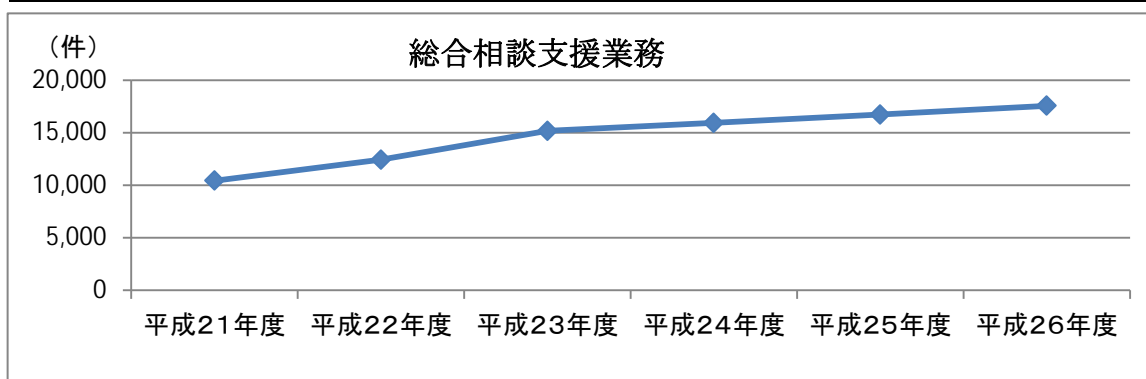
(3) 地域包括支援センター業務の推移

地域包括支援センターは平成18年度に設置されて以降、身近な相談窓口として、市民や民生児童委員、介護保険事業所等に周知され、年々利用件数が増加しています。平成24年度以降も相談件数等は増加することが見込まれます。

①総合相談支援業務

(単位：件)

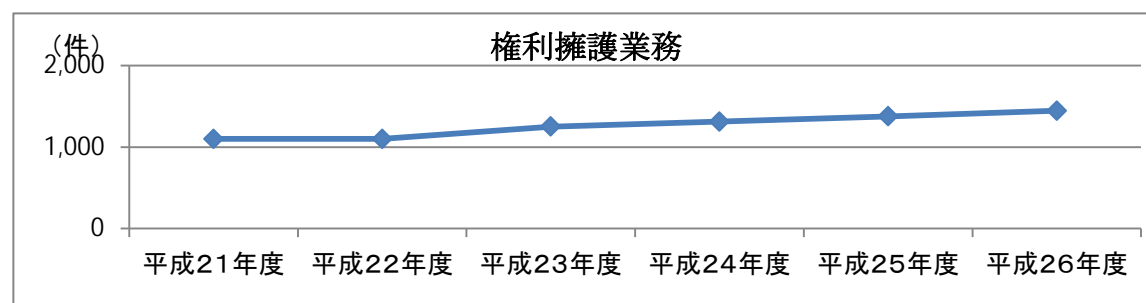
		岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	臼田	浅科・望月	合計
実績	平成21年度	2,121	2,374	2,118	1,503	2,311	10,427
	平成22年度	2,392	2,940	2,471	2,131	2,492	12,426
見込	平成23年度	3,367	3,506	3,278	2,577	2,448	15,176
推計	平成24年度	3,535	3,681	3,441	2,705	2,570	15,932
	平成25年度	3,712	3,865	3,613	2,841	2,698	16,729
	平成26年度	3,897	4,058	3,794	2,983	2,833	17,565



②権利擁護業務

(単位：件)

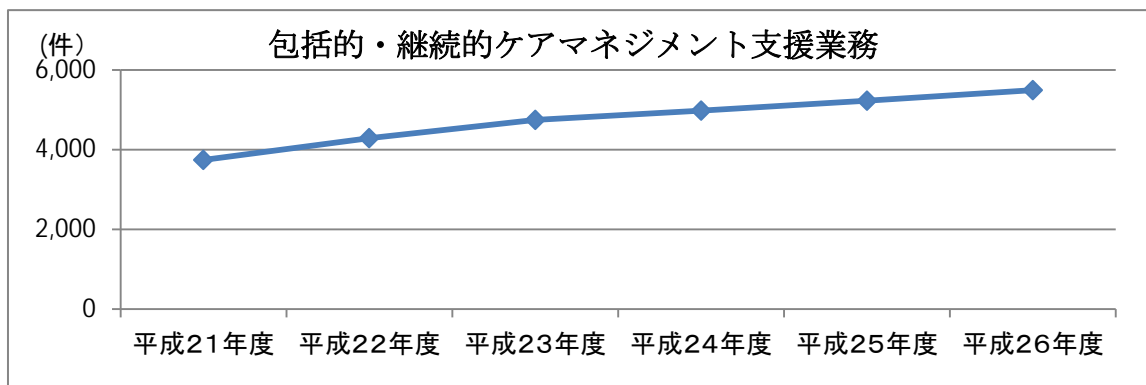
		岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	臼田	浅科・望月	合計
実績	平成21年度	208	217	333	127	215	1,100
	平成22年度	118	277	214	169	322	1,100
見込	平成23年度	187	352	132	280	300	1,251
推計	平成24年度	196	369	138	294	315	1,312
	平成25年度	206	388	145	308	330	1,377
	平成26年度	216	407	152	324	347	1,446



③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(単位：件)

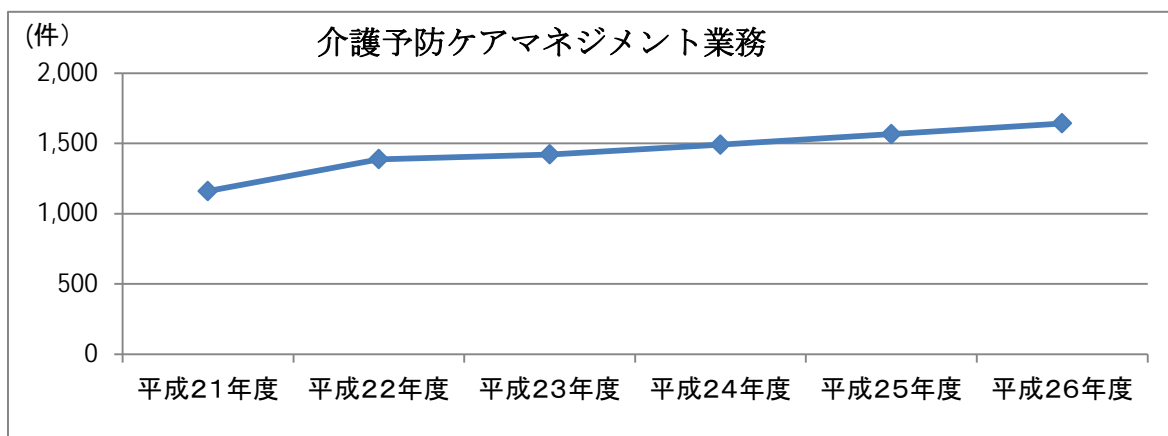
		岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	臼田	浅科・望月	合計
実績	平成21年度	729	802	640	1,022	550	3,743
	平成22年度	976	834	546	1,281	652	4,289
見込	平成23年度	1,111	1,178	528	1,152	777	4,746
推計	平成24年度	1,166	1,236	554	1,209	815	4,980
	平成25年度	1,224	1,298	582	1,270	856	5,230
	平成26年度	1,286	1,363	611	1,333	899	5,492



④介護予防ケアマネジメント業務

(単位：件)

		岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	臼田	浅科・望月	合計
実績	平成21年度	252	244	212	223	230	1,161
	平成22年度	287	309	213	265	313	1,387
見込	平成23年度	277	353	222	245	325	1,422
推計	平成24年度	290	370	233	257	341	1,491
	平成25年度	305	389	244	270	358	1,566
	平成26年度	320	408	256	283	376	1,643



## 4 任意事業

任意事業は、介護保険法の趣旨との整合を図り、市の実情に応じ介護給付費等費用適正化や、在宅で寝たきり高齢者等の介護を行っている家庭介護者に対する支援事業を行います。

### (1) 介護給付費等費用適正化事業

介護給付費等費用適正化事業は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、介護サービス事業者が介護保険制度のルールに従って、受給者に適切なサービスを提供するように促すことにより介護給付費の適正化を図ります。

#### ① 要介護認定の適正化

要介護認定調査は市の職員が行い、公平公正で客観的かつ正確な要介護認定を行うために、研修会等を開催する県や介護認定審査を行う佐久広域連合との連携を図ります。

#### ② 介護・介護予防サービス計画の点検・指導

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者と定期的に研修会等の機会を確保するとともに、提供された介護サービスが、真に利用者の自立支援につながるものとなっているか等に着目した介護・介護予防サービス計画の点検を継続して実施します。また、住宅改修の点検を効果的に行うため、事前審査等を実施します。

平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ケアプラン点検」の実施 5日間 10事業所</li> <li>・「介護給付適正化研修会」の実施 76名参加</li> <li>・「介護保険住宅改修研修会」の実施 66名参加</li> <li>・介護相談員の派遣□介護相談員 委嘱 4名 訪問施設16施設</li> </ul>
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ケアプラン点検」の実施 5日間 11事業所</li> <li>・「介護給付適正化研修会」の実施 76名参加</li> <li>・「介護保険住宅改修研修会」の実施 74名参加</li> <li>・介護相談員の派遣 介護相談員 委嘱 4名 訪問施設16施設</li> </ul>
平成 23 年度 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ケアプラン点検」の実施 6日間 9事業所</li> <li>・「介護給付適正化研修会」の実施</li> <li>・地域包括支援センター職員対象研修会の実施</li> <li>・介護相談員の派遣 介護相談員 委嘱 4名 訪問施設16施設</li> </ul>

### ③ 介護報酬請求の適正化

介護給付費適正化のために提供される国保連合会の情報等を活用して、不適切な給付や不適正な介護報酬の請求が行われていないかという観点から点検を行い、介護サービス事業者に適正な介護報酬の請求について指導します。

また、医療保険情報との突合を行い、二重請求の点検、返還の指導を行います。

(2) 家族介護支援事業

① 認知症高齢者介護者支援事業

在宅で、認知症高齢者を介護している家族を対象に、介護の負担を軽減するために、介護相談や介護者同士の交流を目的とした事業です。

地域で認知症高齢者が増加することが予測されることから、今後は実施回数を増やし、認知症地域支援推進員を中心に継続していきます。

認知症介護者会

	年 度	実施回数	参加人数
実績	平成20年度	12	51
	平成21年度	12	74
	平成22年度	13	32
見込	平成23年度	10	30
計画	平成24年度	12	60
	平成25年度	15	70
	平成26年度	18	90

② 在宅寝たきり高齢者等家族介護ふれあい相談事業

在宅で、寝たきり高齢者や認知症高齢者等を介護している家族に対し、介護の負担を軽減するため、介護相談や、介護者同士の交流を行うことを目的とした事業です。毎月実施してきましたが、平成24年度から回数や内容を見直し参加者のニーズにあった介護者支援を進めていきます。

在宅寝たきり高齢者等家族介護ふれあい相談事業

	年 度	実施回数	参加人数
実績	平成20年度	12	230
	平成21年度	12	159
	平成22年度	12	121
見込	平成23年度	12	106
計画	平成24年度	5	70
	平成25年度	5	70
	平成26年度	5	70

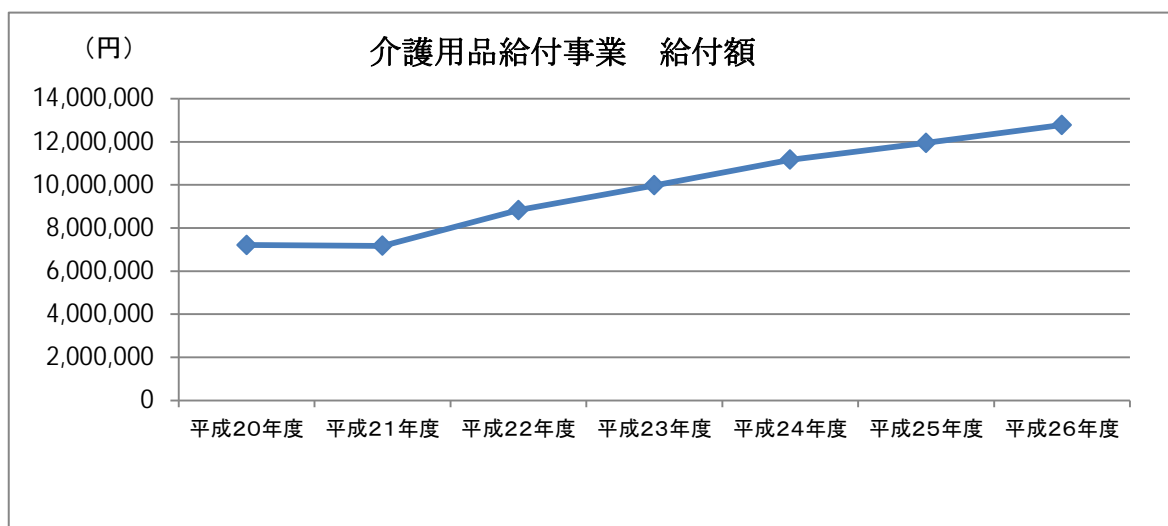
### ③ 介護用品給付事業

在宅で要介護高齢者等を介護されている非課税世帯の介護者に対して、紙おむつなどの介護用品の給付を行い、介護者を支援する事業を実施しています。

従来は年3回（6月・10月・2月）、給付基本月の初日の介護度により、4か月分を給付していましたが、平成23年度から年1回、申請時の介護度により給付限度額を決定し、限度額の範囲内で介護用品を給付しています。

介護用品給付事業の推移

年 度		利用延べ人数	金 額 (円)
実績	平成20年度	816	7,209,788
	平成21年度	842	7,171,247
	平成22年度	932	8,828,357
見込	平成23年度	314	9,984,100
推計	平成24年度	337	11,167,200
	平成25年度	360	11,948,000
	平成26年度	385	12,784,360





### (3) その他事業

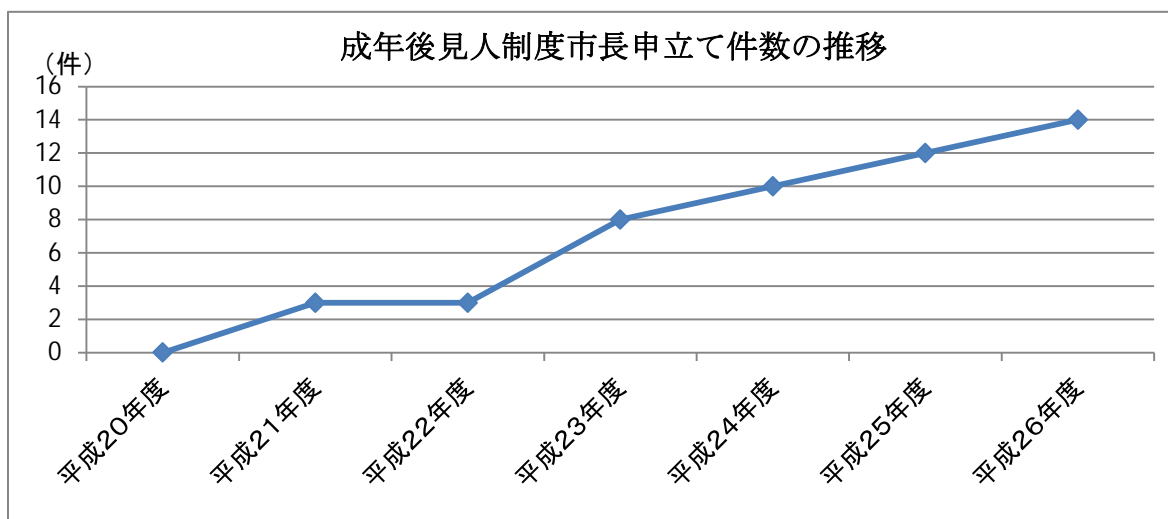
#### ① 成年後見制度利用支援等事業

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。判断能力が低下したことで、財産管理や福祉サービス利用等の各種契約締結ができなくなるなど、あらゆる場面で本人が不利益を被る恐れがあり、高齢者が安心して生活を送る上では必要不可欠な制度です。近年では、経済的虐待や複雑化する消費者被害から高齢者を守る観点からも、成年後見制度の重要性が増しています。

しかしながら、制度利用が必要にも関わらず、身寄りがいない・親族による虐待を受けている等の理由により親族申立てが行えず、市長申立てを行った案件は年々増加傾向にあり、認知症高齢者の増加に合わせ今後も増加が見込まれています。

すべての高齢者が自分らしく安心して生活を送ることができるよう、今後も当事業による支援を行うとともに、市民にとって、より身近で活用しやすい制度となるよう、各種関係機関と連携しながら、相談窓口や知識の普及・啓発等を行ってまいります。

年 度		市長申立て件数
実績	平成20年度	0
	平成21年度	3
	平成22年度	3
見込	平成23年度	8
推計	平成24年度	10
	平成25年度	12
	平成26年度	14



## ② 住宅改修支援事業

介護保険サービスのケアプランを作成していない要介護者が、住宅改修のみを行う場合に、支給の申請のための理由書を作成する経費の助成を行います。

## ③ 介護相談員派遣事業

介護相談員の施設等への派遣等により、利用者の日常的な不平、不満、又は疑問に対応し、適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護保険制度の公平な運営の確保及び介護サービスの質的な向上を図ります。

	年 度	訪問施設数	延回数
実績	平成20年度	16	491
	平成21年度	16	541
	平成22年度	16	541
見込	平成23年度	16	541
計画	平成24年度	16	541
	平成25年度	17	571
	平成26年度	17	571

## ④ 認知症サポーター等養成事業

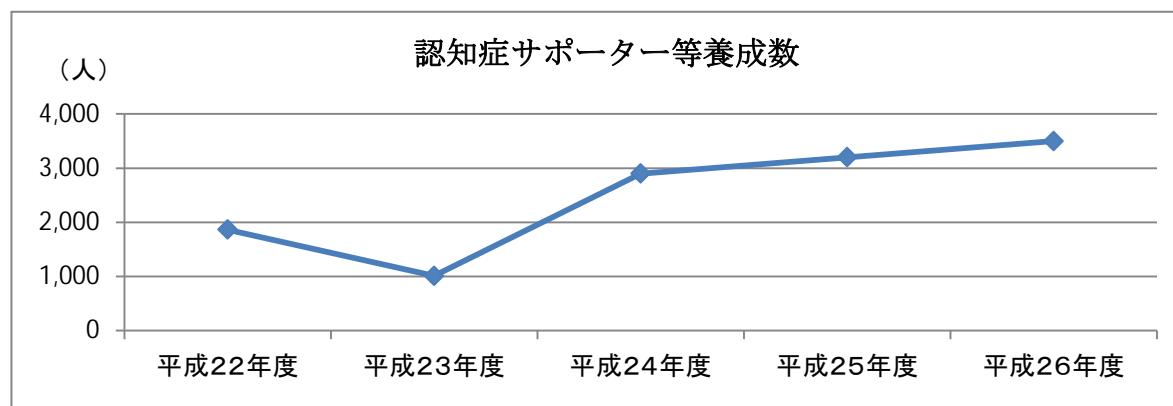
認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とし、本市においては平成22年度から認知症サポーター等養成事業を開始しました。

厚生労働省が推進する「認知症を知り地域をつくる10ヵ年キャンペーン」の一環として開始され、事務局設置となりました。

同時に、サポーター養成講座を担う「キャラバン・メイト」を多数養成していきます。更に認知症サポーターのフォロー講座についても、必要に応じて実施していく予定です。

(単位：人)

	年度	キャラバン・メイト数	認知症サポーター養成数
実績	平成22年度	31	1866
見込	平成23年度	42	1011
計画	平成24年度	30	2900
	平成25年度	30	3200
	平成26年度	30	3500



⑤ 高齢者緊急時あんしん情報提供事業

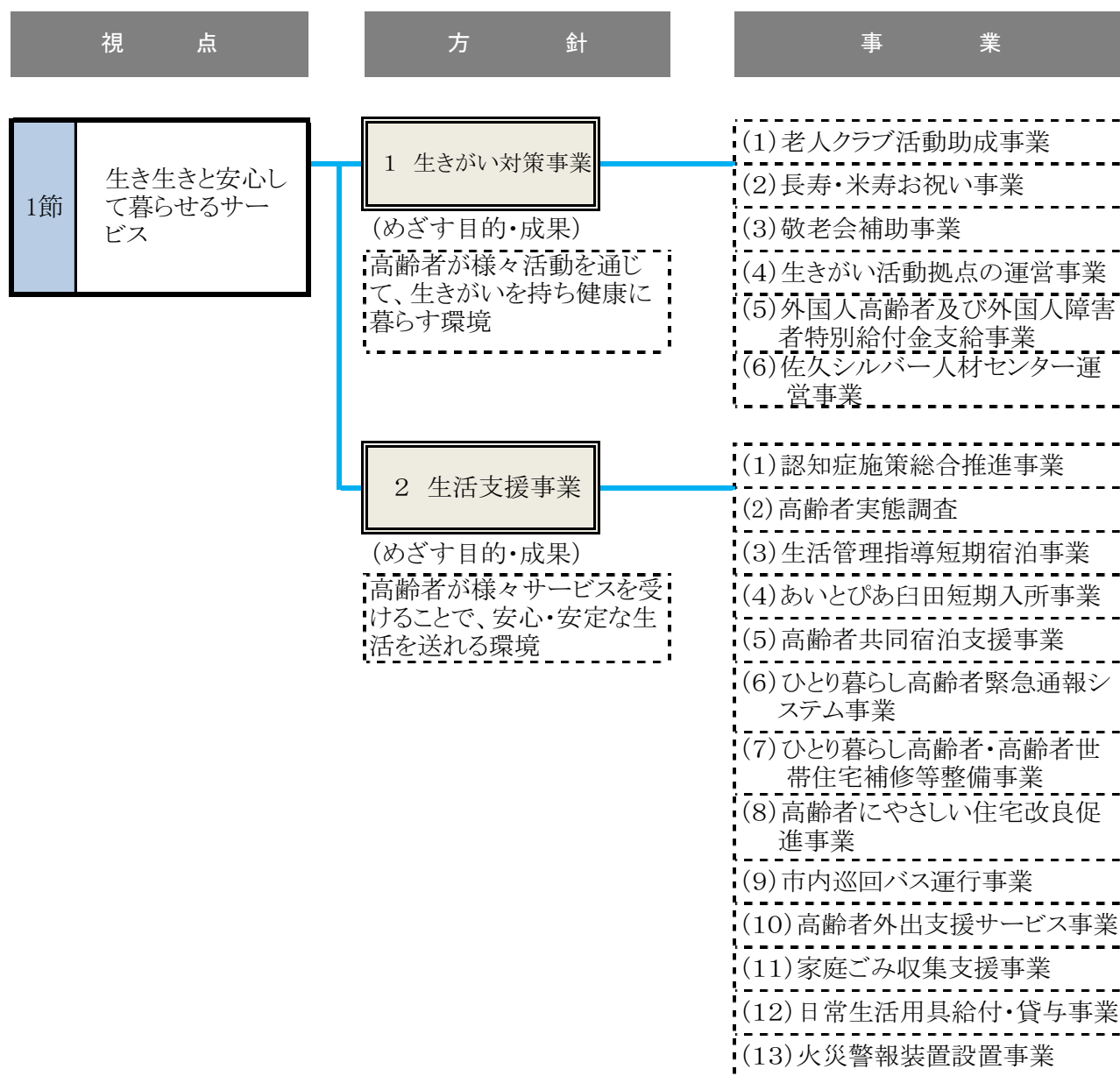
民生児童委員が実施した高齢者実態調査の情報を基に、消防署での高齢者の緊急な対応に生かすための情報共有事業で、平成23年度より開始し、高齢者の緊急時に適切な対応ができるよう連携を図っていきます。

# 第4章 高齢者福祉

## 第1節 生き生きと安心して暮らせるサービス

超高齢社会の到来により、高齢者が地域社会の中で、健康で生き生きと過ごし、様々な活動に参加できるような生活環境の場を創出していくことが必要です。

本市では、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の増加が見込まれるなか、生活支援サービスを受けながら安心して暮らせるような環境づくりに引き続き努めていきます。



# 1 生きがい対策事業

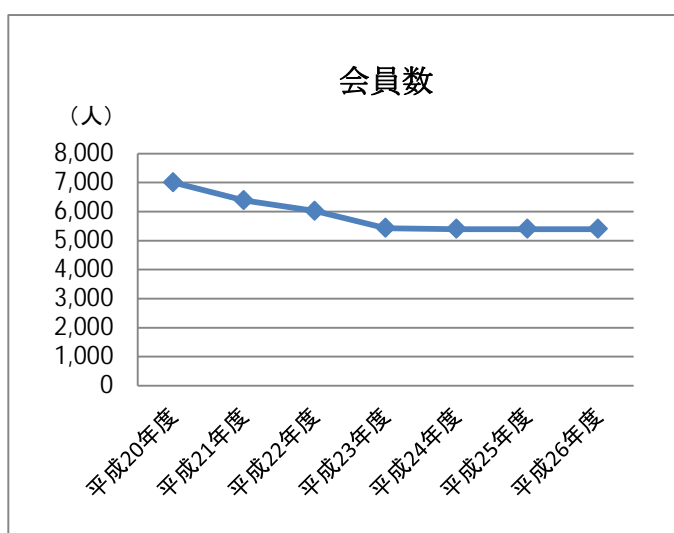
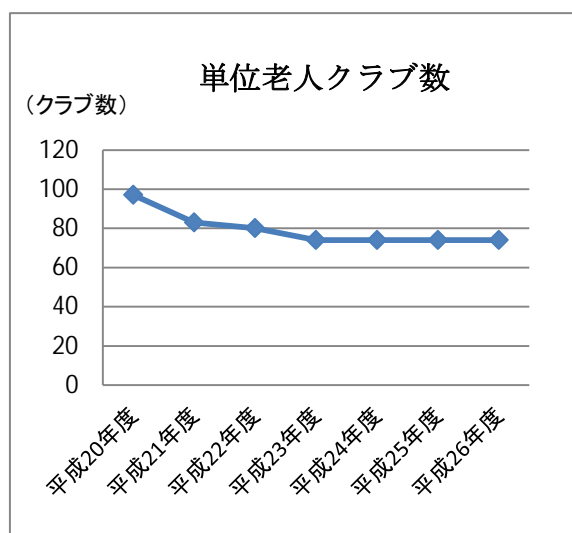
高齢者が健康で生涯現役として長寿をまっとうするために、高齢になっても生活を楽しむことのできる社会環境の整備や、長い人生の中で培った知識や経験、技能を活かす場の確保、さらに共に生活を楽しむ仲間づくりの場の創出など、生きがい豊かな事業を推進していきます。

## (1) 老人クラブ活動助成事業

老人クラブ活動助成事業は、高齢者の生きがいを高めるため、仲間づくりだけでなく、「健康・友愛・奉仕」活動などを推進していく事業です。近年、ニーズの多様化や組織に属さない方が多くなり、クラブ数・会員とも年々減少傾向にあります。今後は、老人クラブと老人クラブ連合会の持つ社会的意義を再啓発し、クラブ活動が一層活発化するよう支援していくとともに参加しやすい環境整備に努めます。

単位老人クラブ数・会員数

年 度		単位老人クラブ数	会員数
実績	平成20年度	97	7,010
	平成21年度	83	6,389
	平成22年度	80	6,024
見込	平成23年度	74	5,433
推計	平成24年度	74	5,400
	平成25年度	74	5,400
	平成26年度	74	5,400



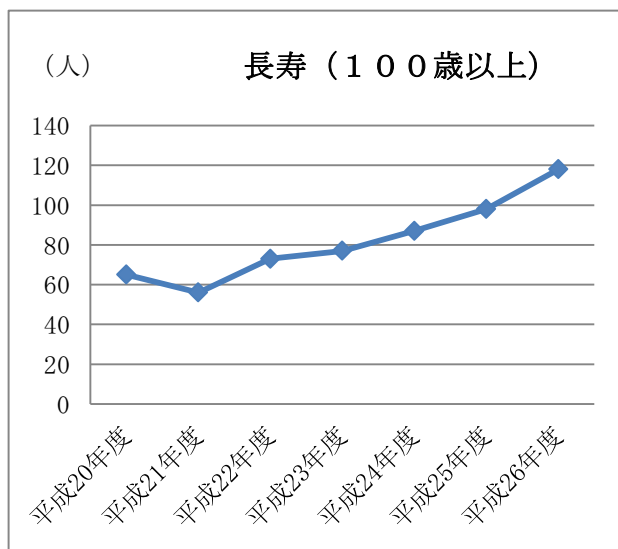
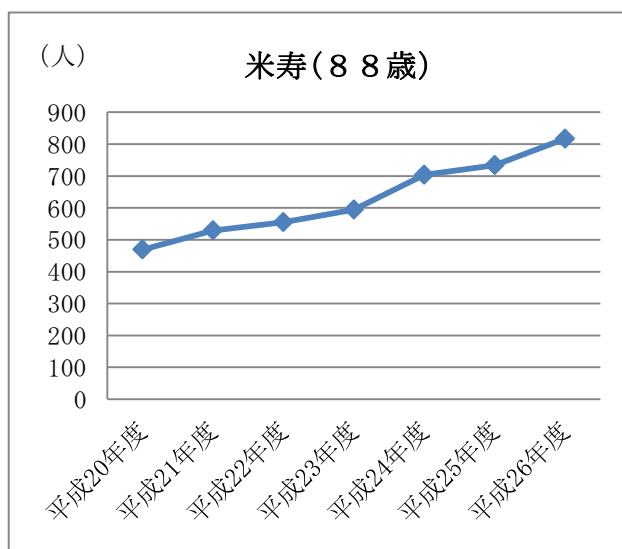
## (2) 長寿・米寿お祝い事業

長寿・米寿お祝い事業は、長寿・米寿を祝福するために、敬老訪問を行い祝品等を贈呈し、ご長寿に対して敬老の意を表す事業です。今後も、本市のために尽力頂いた皆さんに対して、佐久市・佐久市社会福祉協議会・佐久市老人クラブ連合会の3者で継続して事業を実施していきます。

(平成23年度から当該年度に100歳を迎えられる方に祝金を給付しています。)

### 長寿・米寿お祝い事業対象者数

年 度		8 8 歳	1 0 0 歳以上
実績	平成20年度	469	65
	平成21年度	529	56
	平成22年度	555	73
	平成23年度	594	77
推計	平成24年度	704	87
	平成25年度	734	98
	平成26年度	817	118

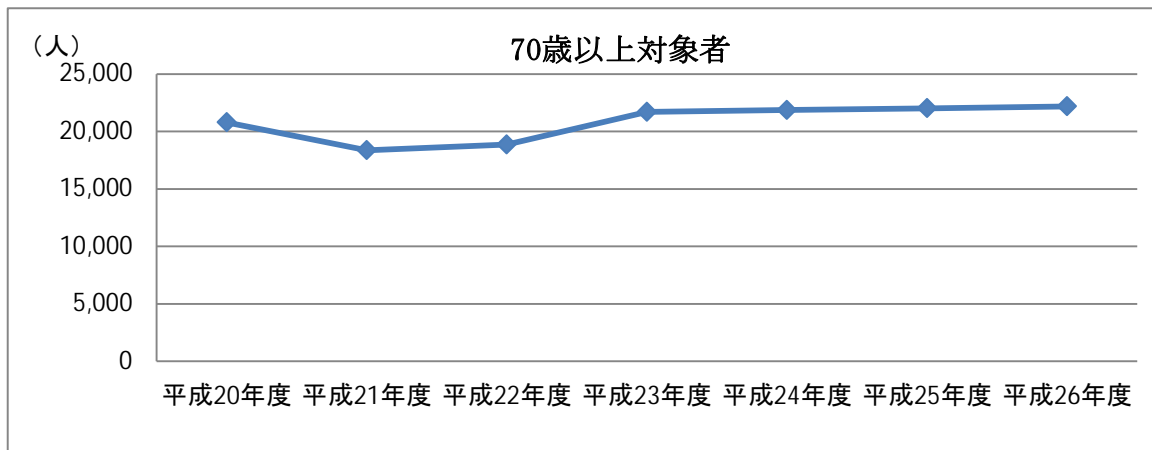


## (3) 敬老会補助事業

敬老会補助事業は、各地区で開催する敬老行事を支援するため、70歳以上の高齢者を対象に、経費の一部を補助する事業です。敬老会は、単に高齢者の行事としてではなく、地区全体の世代間交流の場として活発に実施できるよう支援していきます。

敬老会補助対象者（70歳以上の高齢者）

年 度		対象者数
実績	平成20年度	20,783
	平成21年度	18,362
	平成22年度	18,857
見込	平成23年度	21,692
推計	平成24年度	21,865
	平成25年度	22,018
	平成26年度	22,172



(4) 生きがい活動拠点の運営事業

生きがい活動拠点の運営事業は、高齢者の生きがい活動の場として、通所介護予防事業が円滑に展開できるよう指定管理者制度等を導入し運営している事業です。各施設では、高齢者を対象に「介護予防ふれあいサロン事業」・「音楽サロン」・「転倒骨折予防事業」等を実施しています。

【拠点施設】

施 設 名	指定管理者
臼田老人福祉センター	
臼田総合福祉センター（あいとぴあ臼田）	佐久市社会福祉協議会
浅科生きがい活動支援センター	佐久市社会福祉協議会
春日交流センター	佐久市社会福祉協議会
望月生きがいセンター	佐久市社会福祉協議会
佐久市シルバーサロン（サングリモ中込）	

(5) 外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業

外国人高齢者及び外国人障害者特別給付金支給事業は、市内に住民登録を有する外国人で、公的年金の支給を受けることができない高齢者及び障がい者に対し、生活を支援するため特別給付金を支給する事業です。

※大正15年4月1日以前に生まれた方が対象です。

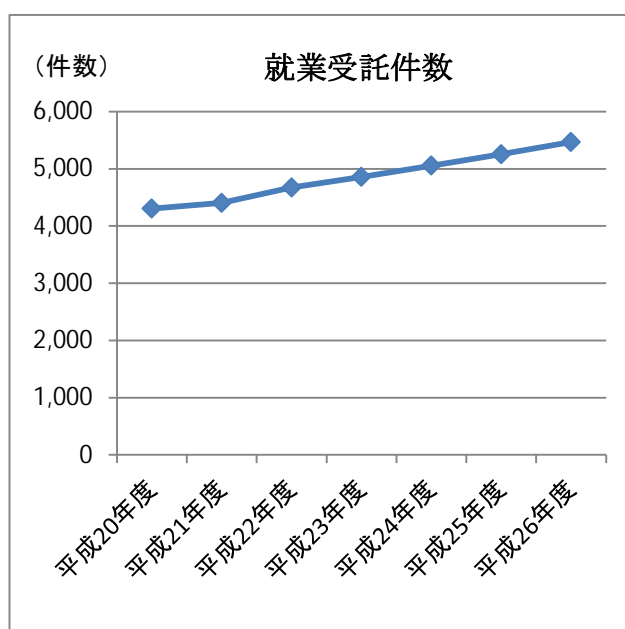
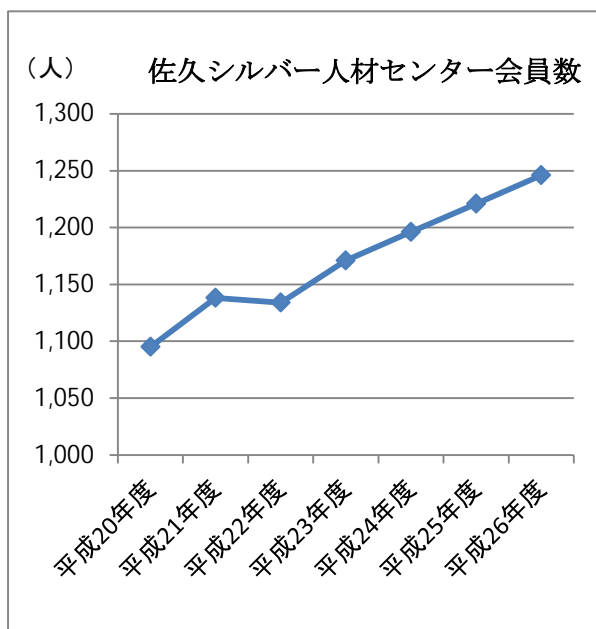
(6) 佐久シルバー人材センター運営事業

佐久シルバー人材センター運営事業は、60歳以上で働く意欲のある高齢者を対象に、長年培った職業経験や技能を生かし、自らの健康を保持しながら「自主・自立、協働、共助」の理念に基づき、地域社会に積極的に参加していくことができるよう、就業の機会を提供する事業です。

特に、団塊の世代が高齢者となる時代においては、地域経済の底上げとなる重要な団体ですので引き続き支援していきます。

会員数・就業受託件数

年 度		会員数	就業受託件数
実績	平成20年度	1,095	4,305
	平成21年度	1,138	4,406
	平成22年度	1,134	4,674
見込	平成23年度	1,171	4,860
推計	平成24年度	1,196	5,054
	平成25年度	1,221	5,256
	平成26年度	1,246	5,466





## 2 生活支援事業

超高齢社会において、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方が、何らかの支援や介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険のサービスだけでなく、高齢者のニーズに応じた支援サービス等を提供していくことが重要です。

そのために、今後は介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活を送れるよう、市の特性を生かした「介護サービス・生活支援サービス・介護予防の取り組み」など多様なサービスを包括・連携していく「地域包括ケアシステム」の考えに沿って生活支援事業を推進していきます。

### (1) 認知症施策総合推進事業

認知症施策総合推進事業は、平成23年10月より、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関を繋ぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス事業所や認知症の人を支援する関係者の連携を図っていく新規事業です。

市では、認知症地域支援推進員を中心に、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を通して、地域で総合的かつ継続的な支援体制の確立を目指します。

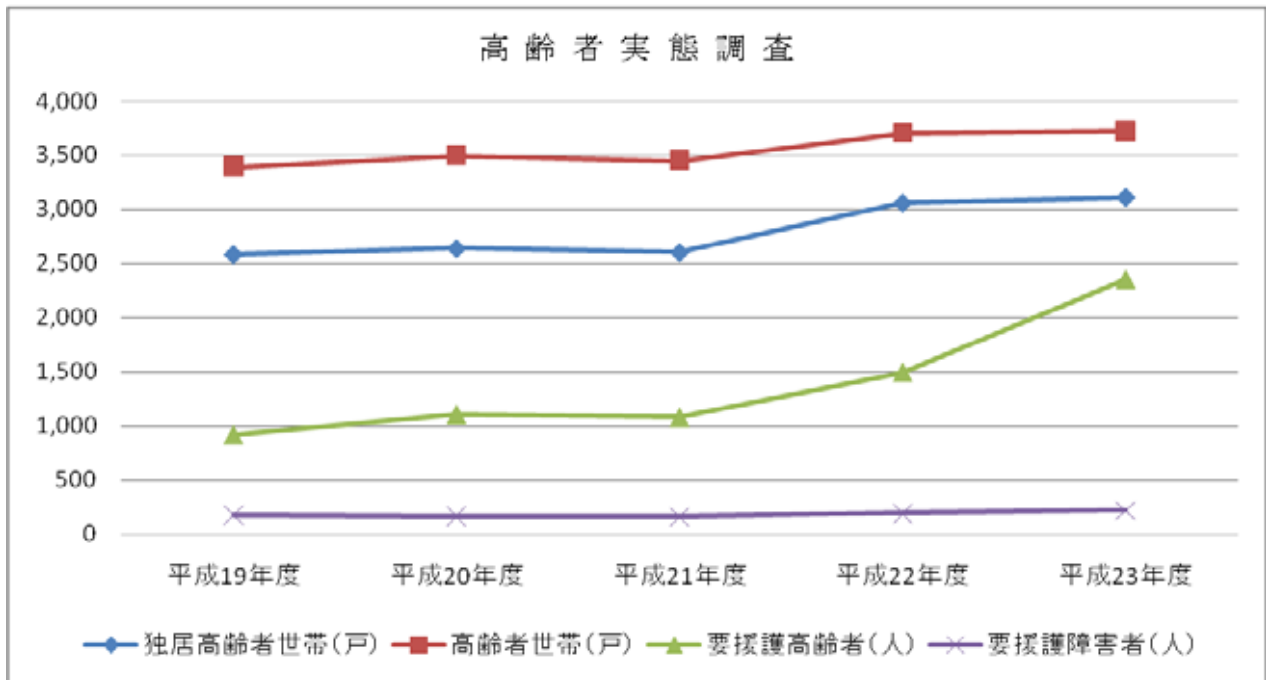
### (2) 高齢者実態調査

高齢者実態調査は、毎年6月1日（平成22年までは7月1日）を基準日として、地区民生児童委員に依頼し聞き取りにより調査を実施しています。

この調査は、市内の65歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者世帯並びに要援護者等を把握することによって、今後の各種福祉施策の基礎資料として活用するだけでなく、災害時における対策にも役立てていきます。

#### 高齢者実態調査結果

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
独居高齢者世帯（戸）	2,580	2,634	2,598	3,055	3,107
高齢者世帯（戸）	3,393	3,500	3,454	3,705	3,723
要援護高齢者（人）	917	1,104	1,077	1,494	2,351
要援護障害者（人）	176	164	161	190	217
合計	7,066	7,402	7,290	8,444	9,398



### (3) 生活管理指導短期宿泊事業

生活管理指導短期宿泊事業は、在宅での生活が困難な虚弱などの要援護高齢者を、養護老人ホーム2施設に入所措置する事業です。

超高齢社会の進展により、高齢者が急増していく背景において多様なニーズによる利用者数の増加が見込まれます。

#### 実人数・利用日数

年 度		実人数	利用日数
実績	平成20年度	1	14
	平成21年度	1	7
	平成22年度	2	6
見込	平成23年度	4	52
推計	平成24年度	6	42
	平成25年度	6	42
	平成26年度	6	42

施設名：佐久広域老人ホーム 勝間園（臼田）  
北佐久郡老人福祉施設組合 佐久良荘（望月）

(4) あいとびあ臼田短期入所事業

あいとびあ臼田短期入所事業は、概ね65歳以上の虚弱高齢者が在宅での生活に支障をきたした場合に、生活支援を行う事業です。

介護保険制度による在宅でのサービスが充実したことから、利用者は減少傾向にあります。平成23年度の減少見込みの要因は利用基準の適正化によるものと考えられますが、今後、一層の活用に向けて周知を図ります。

実人数・利用日数

年 度		実人数	利用日数
実績	平成20年度	52	251
	平成21年度	60	230
	平成22年度	45	197
見込	平成23年度	12	50
推計	平成24年度	12	50
	平成25年度	12	50
	平成26年度	12	50

施設名：臼田総合福祉センター（あいとびあ臼田）

(5) 高齢者共同宿泊支援事業

高齢者共同宿泊支援事業は、概ね65歳以上の虚弱高齢者が在宅での生活に支障をきたした場合に、市内2施設へ原則1年以内の入所をさせ、生活支援を行う事業です。

高齢者の生活環境に応じて対応する施設として実施しています。

実人数・延べ日数

年 度		実人数	延べ日数
実績	平成20年度	11	2,737
	平成21年度	7	2,303
	平成22年度	8	2,744
見込	平成23年度	8	2,387
推計	平成24年度	7	2,555
	平成25年度	7	2,555
	平成26年度	7	2,555

施設名：高齢者共同リビング（浅科）、高齢者生活支援ハウス（望月）

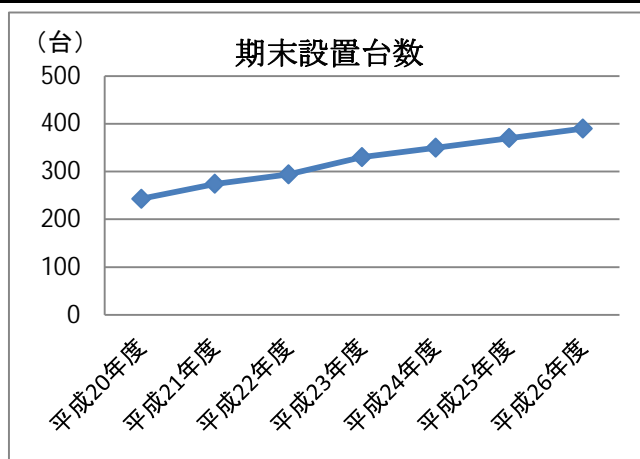
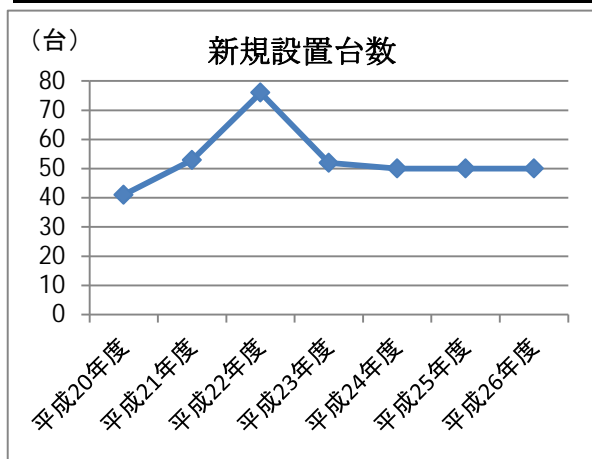
\* 高齢者共同リビングについては施設の見直しを検討。

## (6) ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業は、ひとり暮らし高齢者の緊急時における援護を迅速に行うため緊急通報装置を設置し、委託による相談員が利用者の安否確認や健康相談を行い、市職員と連携することによって、安心して生活できる環境を整備する事業です。ひとり暮らし高齢者世帯の増加に伴い、設置世帯の増加が見込まれます。

### 新規設置台数・期末設置台数

年 度		新規設置台数	期末設置台数
実績	平成20年度	41	243
	平成21年度	53	274
	平成22年度	76	294
見込	平成23年度	52	330
計画	平成24年度	50	350
	平成25年度	50	370
	平成26年度	50	390



## (7) ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯住宅補修等整備事業

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯に対し、日常生活の便宜を図るため、住宅の軽微な補修を佐久建設労働組合の協力により行う事業で、継続的に実施していきます。

### 住宅補修等整備件数

年 度		件数	内 容
実績	平成20年度	35	玄関引戸、雨漏り、網戸、雨樋等の補修
	平成21年度	26	
	平成22年度	32	
見込	平成23年度	28	
計画	平成24年度	30	
	平成25年度	30	
	平成26年度	30	

### (8) 高齢者にやさしい住宅改良促進事業

高齢者にやさしい住宅改良促進事業は、高齢者の居住環境を改善し、日常生活をできるだけ自宅で行えるように支援するとともに、介護者の負担軽減を図るための住宅改良に要する経費を、県の基準とする経費の限度額以内で助成する事業です。

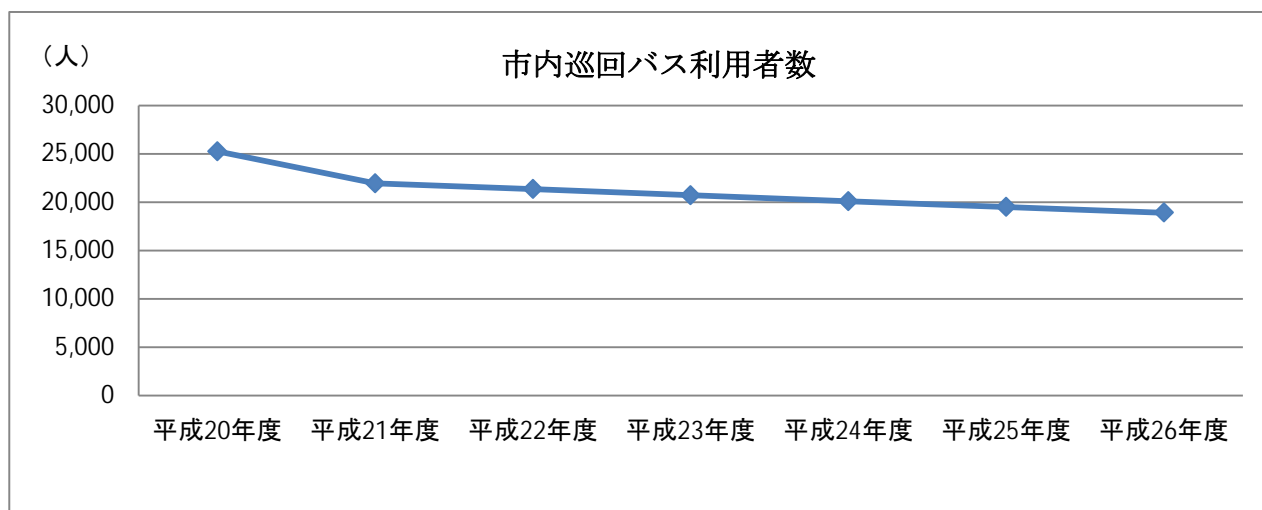
### (9) 市内巡回バス運行事業

市内巡回バス運行事業は、高齢者等交通弱者の交通手段を確保するために、運行区域の拡大、新しい停留所の設置、運行時間などの変更等を行ってきました。

年々利用者数が減少しているため、今後は、高齢者だけでなく市民全体の公共交通の観点から地域公共体系の見直しを目的に「佐久市地域公共交通確保維持改善協議会」で協議しています。

#### 利用者数

年 度		利用者数
実績	平成20年度	25,250
	平成21年度	21,932
	平成22年度	21,352
見込	平成23年度	20,711
推計	平成24年度	20,089
	平成25年度	19,486
	平成26年度	18,901



#### 運行8路線

路線名	運行曜日	路線名	運行曜日
岸野線	月・水・金	中央線	火・木
中佐都線	火・木	切原・臼田線	月・水・金
平根線	月・水・金	田口・青沼線	月・水・金
平賀線	火・木	浅科線	月・水・金

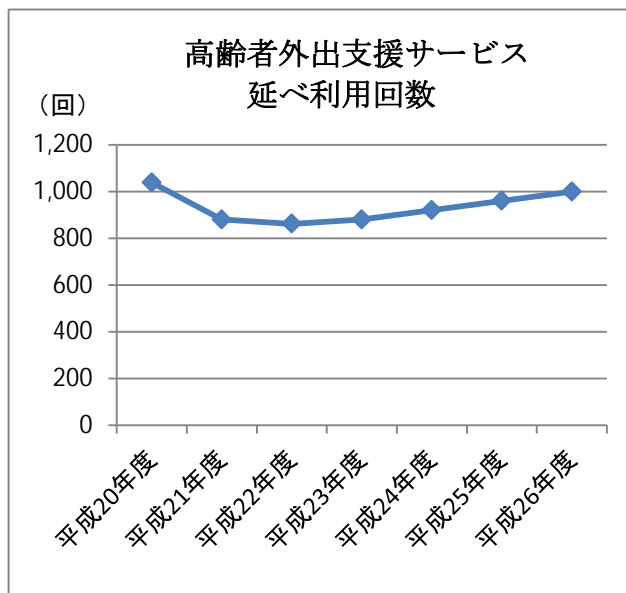
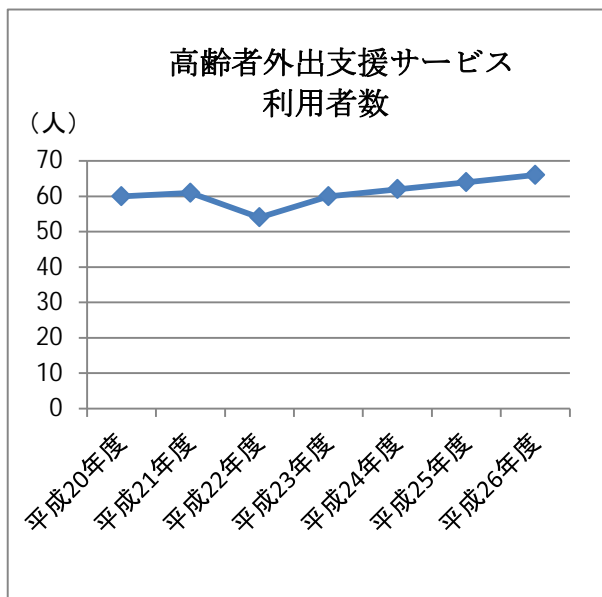
(10) 高齢者外出支援サービス事業

高齢者外出支援サービス事業は、概ね65歳以上の低所得の高齢者のみの世帯等で、公共交通機関を利用することが困難な方の通院等に際し、誰からも支援を受けられない場合に、福祉有償運送による外出支援を行う事業です。

ひとり暮らし世帯等の増加により、社会的ニーズが高まることから利用者の増加が見込まれます。

利用者数・延べ利用回数

年 度		利用者数	延べ利用回数
実績	平成20年度	60	1,038
	平成21年度	61	880
	平成22年度	54	862
見込	平成23年度	60	880
推計	平成24年度	62	900
	平成25年度	64	950
	平成26年度	66	1,000



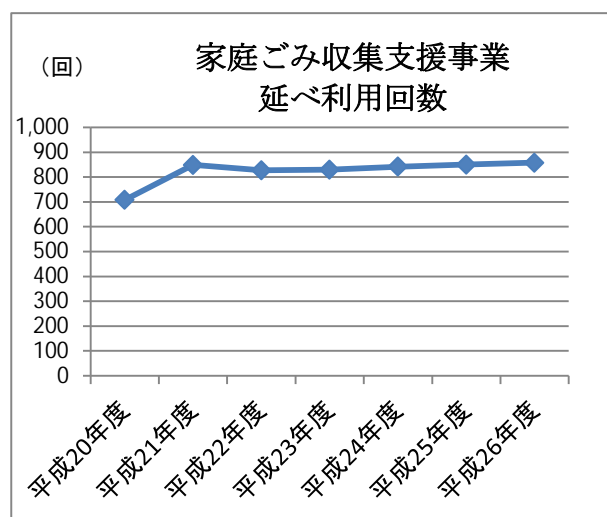
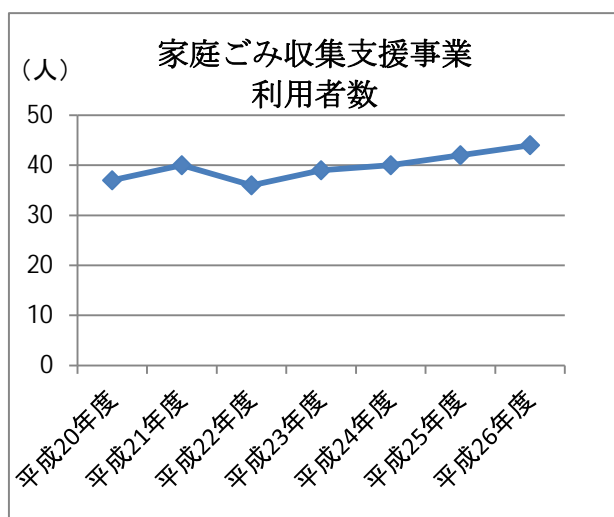
### (11) 家庭ごみ収集支援事業

家庭ごみ収集支援事業は、概ね65歳以上の高齢者のみの世帯等で、身体機能の低下により家庭ごみを収集指定場所まで搬出することが困難な場合で、誰からも支援が受けられないと認められる場合に、家庭ごみの回収を行うとともに安否確認を行う事業です。

今後も高齢者の増加に伴い利用者数の増加が見込まれます。

#### 利用者数・延べ利用回数

年 度		利用者数	延べ利用回数
実績	平成20年度	37	708
	平成21年度	40	849
	平成22年度	36	827
見込	平成23年度	39	830
推計	平成24年度	40	842
	平成25年度	42	850
	平成26年度	44	858



### (12) 日常生活用具給付・貸与事業

日常生活用具給付・貸与事業は、本市で保有するベッド、車いすの福祉用具を貸与し、要介護高齢者等の心身機能の低下防止を図るとともに、家族の介護負担の軽減と生活の利便性を向上させる事業です。

#### 貸出台数

年 度		ベッド貸出台数	車いす貸出台数
実績	平成20年度	26	131
	平成21年度	7	71
	平成22年度	12	74
見込	平成23年度	10	78
推計	平成24年度	8	80
	平成25年度	8	80
	平成26年度	8	80

### (13) 火災警報装置設置事業

火災警報装置設置事業は、ひとり暮らし高齢者（平成21年度中に68歳以上になる方）で佐久市に住所を有し、市民税が非課税である方を対象とし、既存住宅に住宅用火災装置を設置することで高齢者の生命及び財産を守り、生活の安全を確保することを目的に実施した事業です。

なお、この事業は、消防法に基づき平成21年5月31日までに住宅用火災通報装置の設置が義務づけられていることから単年度事業として設置補助を行いました。

#### 設置台数

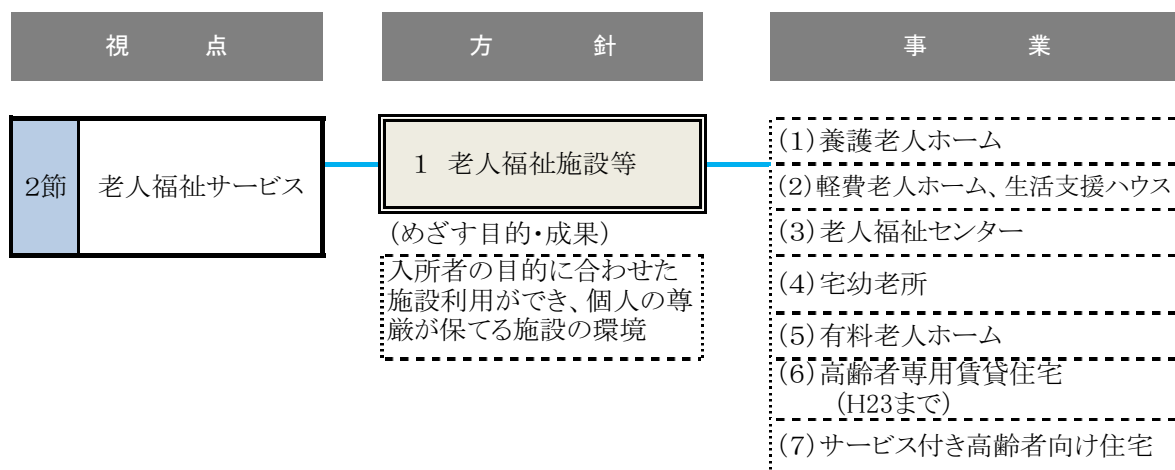
実施年度	設置台数
平成21年度	1,412



## 第2節 老人福祉サービス

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の増加により、在宅での生活困難者については養護老人ホームへの入所措置を行うなどその人にあった支援を行っています。

また、在宅での生活が困難な場合など住民ニーズに沿って特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等に関する全般的な相談支援を実施しています。



### 1 老人福祉施設等

#### (1) 養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者であって、生活環境及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な方を入所措置し、日常生活の世話等により生活の安定を図るもので、平成23年10月現在、各施設における本市の措置者数は107人で、入所希望者は65人となっています。また、今後の待機者の状況や介護保険制度を含めた動向に留意して、定員数を考慮した適正規模の検討が必要とされます。

なお、広域連合の養護老人ホームについては、民設民営に移行する方向で検討がされています。

#### 定員・措置人員

施設名	定員	措置人員
佐久広域老人ホーム 勝間園	90	56
社会福祉法人 法延会 静山荘	60	10
北佐久郡老人福祉施設組合 佐久良荘	80	41
合 計	230	107

#### (2) 軽費老人ホーム、生活支援ハウス

軽費老人ホームは、無料または低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供等の日常生活上の便宜の提供を目的とした施設で、平成23年7月現在、市内には3施設、定員150人で市内の方は95人入所しています。

また、生活支援ハウスは、概ね65歳以上のひとり暮らしや、高齢者夫婦のみの世帯で、日常生活に不安のある方が入所できる施設で、定員は10人です。

### (3) 老人福祉センター

老人福祉センターは、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設で、平成23年10月現在、市内に3施設あります。

#### 利用者数

施設名	平成22年度利用者数
佐久市老人福祉センター	13,369
臼田老人福祉センター	3,742
望月老人福祉センター	8,035
合計	25,146

### (4) 宅幼老所

宅幼老所は、通所介護施設の内、高齢者が住み慣れた地域において、空き店舗や住宅などを改修し、家庭的な雰囲気のもとでケアを受けながら過ごせる、少人数対応の小規模ケア施設です。平成23年10月現在、市内には15施設(宅老所を含む)あり、通所定員は181人です。

なお、現在の宅幼老所数からみて新たな施設への整備補助は予定していません。

#### ・佐久市小規模ケア施設整備補助事業（火災通報装置設置事業）

平成21年4月に施行された改正消防法施行令により、緊急宿泊を実施する宅幼老所等に対して「火災通報装置」の設置補助を行いました。（H22～23年度の2年間）

○設置補助件数 8施設

### (5) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者向けの生活施設で、常時1人以上の高齢者を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいいます。

平成23年10月現在、市内には20施設、定員471人の住宅型有料老人ホームがあり、市内の方は135人入所しています。

有料老人ホームの整備については、現行は県への届出制ですが、市との協議が必要ですので、一定の条件を付す場合もあります。

#### ・佐久市小規模ケア施設整備補助事業（火災通報装置設置事業）

平成21年4月に施行された改正消防法施行令により、要介護状態にある方が入居されている場合、一定要件を満たす有料老人ホームに対して「火災通報装置」の設置補助を行いました。（H22～23年度の2年間）

○設置補助件数 5施設

#### (6) 高齢者専用賃貸住宅

高齢者が安心して居住できるように「バリアフリー」化され「緊急時対応」可能な賃貸住宅で平成23年7月現在市内に2施設、定員139人のうち市内の方は、8人入居しています。なお、平成23年4月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により、高齢者専用賃貸住宅制度は廃止され、新たに「サービス付き高齢者向け住宅」に一本化されました。

#### (7) サービス付き高齢者向け住宅

高齢化が進み、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯数が増加するなかで、前述の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」が改正され、新たに「サービス付き高齢者向け住宅」が創設されました。

これによって、民間事業者が運営する高齢者向け住宅は「有料老人ホーム」と「サービス付き高齢者住宅」の大きく2つにまとめられることとなります。

所管官庁が国土交通省と厚生労働省になりますので、今後の需給動向に注視して相談・支援していきます。

# 第5章 介護保険施設の整備

## 第1節 介護保険施設等整備方針

### 1 施設整備方針

第4期介護保険事業計画における施設整備は、国の定める参酌標準(37%)\*<sup>1</sup>に基づき整備を進めて参りました。この結果、介護保険施設及び居住系施設の施設整備は、次頁の表のとおりとなっております。

第5期介護保険事業計画での基本的な施設整備の考え方として、平成22年度の閣議決定で参酌標準は撤廃\*<sup>2</sup>されましたが、本市では従前からの生活圏域ごとの利用予測に基づく施設整備を進める中で「給付と負担」のバランスを堅持するため、この参酌標準の考え方を踏襲して、介護保険施設のうち、新たに稼働する施設に加え、居住系施設においても施設整備を進めて参ります。

また、次期計画となる第6期介護保険事業計画においては、引き続き利用予測に基づき施設整備を図るほか、公設の介護老人保健施設と佐久広域連合\*<sup>3</sup>所管の施設については、民設民営方式による整備を進めることの検討がされております。

なお、従前の介護療養病床については、国の施策で平成23年度をもって廃止され、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設に転換するとの方針は、介護施設等への転換が進まないことから、転換期間を6年間延長するとともに、平成24年度以降、介護療養病床の新たな指定は行わないことと改められております。

この様なことから、本市では引き続き施設サービスと在宅サービスのバランスのとれた介護基盤の整備を進めて参ります。

(注釈)

\*1 参酌標準(37%)

介護保険法第116条に基づき、国が定める「基本指針」において、市町村の介護保険事業計画に定めるサービス見込量(施設の利用者数)を算定するにあたっての「参酌すべき標準」のことで、次の式により算出をし37%以内とするものです。

(参酌標準)

$$\frac{\text{施設・居住系サービスの利用者数}}{\text{要介護認定者数(要介護2～5)}} \leq 37\%$$

\*2 閣議決定で撤廃

平成22年6月18日の閣議において「規制・制度改革に係る対処方針」で参酌標準の撤廃が決定されましたが、これによって「在宅サービスと施設サービスのバランスの取れた整備を進める」という国の基本方針をも変更するものではありません。

\*3 佐久広域連合

佐久地域にある広域連合。構成市町村は佐久市、小諸市、北佐久郡、南佐久郡の11市町村。所管する特別養護老人ホームは「勝間園」、「塩名田苑」、「美ノ輪荘」、「豊昇園」があります。

## 【整備計画】

(床数)

施設種類	第4期末	第5期				第6期				
	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度末	
介護保険施設	介護老人福祉施設	450	100			550	50	注) 勝間園		600
	地域密着型介護老人福祉施設	0				0				0
	介護老人保健施設	366				366				366
	介護療養型医療施設	92				92				92
居住系施設	グループホーム	69		18		87				87
	介護専用型特定施設	0				0				0
	地域密着型特定施設	0				0				0
合計	977	100	18	0	1,095	50	0	0	1,145	

注) 広域連合の勝間園については民設民営に移行する予定

## 2 地域密着型サービス事業者等整備方針

平成18年4月の介護保険法の改正により、地域密着型サービスが創設され、これらのサービスを提供する事業者の指定は、市で行うこととなりました。

## 【指定状況】

平成23年10月現在

地域密着型サービス 指定事業者	市内日常生活圏域(5圏域)				
	岩村田・東	中込・野沢	佐久中部	白田	浅科・望月
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2	0	1	1	1
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	2	1	1	2	1
小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	0

第5期計画においては、要介護高齢者の増加が見込まれることから、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」18床(前掲)を中込・野沢地域に1事業者、「小規模多機能型居宅介護」を平成25年度に2事業者(定員25人を2施設)、平成26年度に2事業者(定員25人を2施設)の指定(整備)を予定しています。

## 【整備計画】

定員(人)

サービス事業者	第4期末	第5期				第6期			
	平成23年度末	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度末	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成29年度末
小規模多機能型居宅介護	23		50	50	123				123
	1事業者		2事業者	2事業者	5事業者				5事業者

# 生活圏域別施設計画

介護 保険 施設	介護療養型医療施設	グループホーム
	(52) 20人	(24)
	介護老人保健施設	20人
	(120) 71人	
	介護老人福祉施設	
	(130) 145人	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 岩村田・東地域                  .....                  利用者 269人             </div>		

介護 保険 施設	介護療養型医療施設	グループホーム
	(20) 24人	(新設18)
	介護老人保健施設	22人
	(82) 79人	
	介護老人福祉施設	
	(新設100) 162人	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 中込・野沢地域                  .....                  利用者 294人             </div>		

介護 保険 施設	介護療養型医療施設	グループホーム
	(一) 13人	(9)
	介護老人保健施設	13人
	(70) 46人	
	介護老人福祉施設	
	(100) 94人	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 佐久中部地域                  .....                  利用者 182人             </div>		

介護 保険 施設	介護療養型医療施設	グループホーム
	(一) 15人	(18)
	介護老人保健施設	15人
	(94) 52人	
	介護老人福祉施設	
	(120) 107人	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 白田地域                  .....                  利用者 199人             </div>		

介護 保険 施設	介護療養型医療施設	グループホーム
	(20) 17人	(18)
	介護老人保健施設	16人
	(一) 59人	
	介護老人福祉施設	
	(100) 121人	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 浅科・望月地域                  .....                  利用者 224人             </div>		

**表の見方**

- \* 圏域ごとの施設整備（平成24～26年度）
- \* 数字・・・施設利用者数（見込み）
- \* （ ）内・・・整備済施設の定員数



# 資 料 編



# 1 佐久市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱

平成17年4月1日告示第77号

改正

平成17年7月6日告示第160号

平成20年3月27日告示第30号

平成21年3月24日告示第35号

平成22年3月29日告示第53号

(設置)

第1条 佐久市の介護保険事業を含めた総合的な老人保健福祉事業に関する計画の策定を推進するため、佐久市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(任務)

第2条 懇話会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 介護保険事業計画策定に関する事項
- (2) 老人福祉計画の策定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、識見を有する者、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年7月6日告示第160号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成20年3月27日告示第30号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月24日告示第35号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成22年3月29日告示第53号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 2 佐久市介護保険事業計画等策定懇話会委員名簿

(敬称 略)

選出区分	氏 名	所 属 等
関係団体	◎ 金澤 秀典	佐久医師会
	中村 通	佐久歯科医師会
	大森 健	佐久薬剤師会
	中村 美登里	長野県栄養士会佐久支部
	金川 洋	佐久市社会福祉協議会
	吉澤 勝利	佐久市区長会
	高見澤 秀明	佐久市老人クラブ連合会
	○ 小平 實	佐久市民生児童委員協議会
	小林 康行	佐久市民生児童委員協議会
	伊東 長子	佐久市保健補導員会
	岩松 りよ子	介護職域代表 居宅介護支援事業者連絡協議会
識見者	和田 裕一	社会福祉法人佐久福寿園施設長
	白田 順子	佐久市情報公開・個人情報保護 審議会委員

◎印は会長

○印は副会長

### 3 要介護及び要支援の状態像の考え方

区 分	内 容
要支援 1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作において何らかの支援を要する状態
要支援 2	要支援 1 の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態
要介護 1	要支援 2 の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態
要介護 2	要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護 3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護 4	要介護 3 の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護 5	要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活動作を行うことがほぼ不可能な状態

## 4 要介護1～5の人が利用できるサービス

### 居宅サービス

名 称		内 容
訪 問	訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯など生活援助を行うサービスです。乗降介助（介護タクシー）も利用できます。
	訪問入浴介護	介護士と看護師が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。
	訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によりリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通 所	通所介護（デイサービス）	通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	通所リハビリテーション（デイケア）	老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。
短 期 入 所	短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
	短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
居 住 系	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
そ の 他	特定福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。 ・腰掛便座・入浴補助用具・特殊尿器・簡易浴槽・移動用リフトつり具
	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車椅子・特殊寝台・床ずれ予防用具・体位変換器・歩行器など
	住宅改修費の支給	手すりの取付や段差解消などの住宅改修をした際、介護保険法により定められている額を上限に費用を支給します。
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所が要介護1～5の利用者のケアプランの作成などケアマネジメントを行います。

### 地域密着型サービス

名 称	内 容
認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、5～9人で共同生活をする住宅です。
地域密着型特定施設入居者生活介護	29人以下の有料老人ホームやケアハウスなどを小規模な特定施設として整備し、入居サービスを提供するものです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人以下の小規模な特別養護老人ホームを整備し、入所サービスを提供するものです。

### 施設サービス

名 称	内 容
介護老人福祉施設	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して日常生活上の介護を受ける施設サービスです。
介護老人保健施設	状態が安定している人が入所して在宅復帰できるようにリハビリテーションを中心としたケアを受ける施設サービスです。
介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人が入院して医療の提供を受ける施設サービスです。

## 5 要支援1・2の人が利用できるサービス

### 介護予防サービス

名 称		内 容
訪 問	介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが提供されます。
	介護予防訪問入浴介護	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設において浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。
	介護予防訪問看護	疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。
	介護予防訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。
	介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
通 所	介護予防通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど）を提供します。
	※運動器の機能向上	理学療法士等の指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。
	※栄養相談	管理栄養士が、低栄養を予防するために食べ方や食事の作り方や食材購入方法の指導、情報提供などを行います。
	※口腔機能の向上	歯科衛生士や言語聴覚士等が歯みがきや義歯の手入れ法の指導や摂食・嚥下機能を向上させる訓練などを行います。
	※アクティビティ	現行の通所介護で提供されている主として集団活動に関するメニューのうち、介護予防に資するもの。

	介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。
短期入所	介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設に短期入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
居住系	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。
その他	特定介護予防福祉用具販売	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。
	介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。
	介護予防住宅改修費の支給	手すりの取付や段差解消などの住宅改修をした際、介護保険法により定められている額を上限に費用を支給します。
	介護予防支援	利用者の状況にあったケアプランの作成などケアマネジメントを行います。地域包括支援センターで行います。

#### 地域密着型介護予防サービス

名 称	内 容
介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者が5～9人で共同生活を送りながら、スタッフによる介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護が受けられます。



6 佐久市内の介護保険サービス事業者一覧 (平成23年10月現在)

サービス種類	事業者名	サービス種類	事業者名	
居宅サービス	ヘルパーステーション岩村田	訪問看護	訪問看護ステーションあさま	
	ニチイケアセンター佐久		訪問看護ステーション岩村田	
	ヘルパーステーションマイハート		訪問看護ステーションつぼみ	
	ヘルパーステーション長土呂		合同会社A-line 訪問看護ステーション菅	
	コスモスケアサービス		ケイジン訪問看護ステーション塚原	
	エフビー訪問介護		訪問看護ステーションのぞみサンピア	
	エフビー訪問介護いしずえ		ケイジン訪問看護ステーション中込	
	ヘルパーステーションばんり		訪問看護ステーションのざわ	
	さくだいら敬老園ヘルパーステーション		佐久総合病院	
	ヘルパーステーションフェリーチェ		訪問看護ステーションうすだ	
	JA佐久浅間ヘルパーステーションさく		訪問看護ステーションたんぼぼ	
	ヘルパーステーション塚原		訪問看護ステーションあさしな	
	佐久だいらヘルパーステーション		川西赤十字訪問看護ステーション	
	佐久市社協ヘルパーセンター		訪問リハビリテーション	佐久市立国保浅間総合病院
	結の里訪問介護ステーション			三世会金澤病院
	ヘルパーステーションのぞみサンピア	佐久平整形外科クリニック		
	あんしん介護サービス	つかばらクリニック		
	ヘルパーステーション野沢	くろさわ病院		
	ニチイケアセンターなかごみ	佐久総合病院		
	ヘルパーステーション中込	訪問看護ステーションうすだ		
	ヘルパーステーション太陽	医療法人雨宮病院		
	穂乃里訪問介護	通所介護(デイサービス)		ニチイケアセンター佐久
	JA佐久浅間ヘルパーステーションみなみ			佐久市岩村田デイサービスセンター
	サガラ訪問介護ステーション		佐久市みついでいサービスセンター	
	訪問介護ステーションつばさ		デイサービスセンターばんり	
	佐久広域訪問介護事業所		さくだいら敬老園デイサービスセンター	
	佐久市社協あいとびあ白田ヘルパーセンター		宅幼老所 ながとろ	
	指定訪問介護事業所「和」(なごみ)		猿久保デイサービスセンター	
	訪問介護サービス創想		宅幼老所 のんびり	
	佐久市社協浅科ヘルパーセンター		宅幼老所 つかばら	
	ホームヘルプセンター のんびり		佐久だいらデイサービスセンター	
	ヘルパーステーションたんぼぼ		JA佐久浅間デイサービスセンターひだまり	
	望月ホームヘルパーステーション結い		デイサービスセンターのぞみサンピア	
	佐久市社協望月ヘルパーステーション		宅幼老所 のざわ	
	北佐久郡老人福祉施設組合訪問看護事業所		宅老所 およりなんし	
	JA佐久浅間ヘルパーステーションしらかば		アクネス佐久平	
	訪問介護入浴	JA佐久浅間訪問入浴ステーションみなみ	デイルーム ぶどう園	
		(有) 佐久平訪問入浴	佐久市前山デイサービスセンター	
		暖家(だんけ)佐久営業所	ニチイケアセンターなかごみ	

サービス種類	事業者名
通所介護（デイサービス）	佐久市中込デイサービスセンター
	宅老所 露風庵（ろふうあん）
	宅老所 若草
	宅幼老所うちやま
	宅幼老所ひまわり
	JA佐久浅間デイサービスセンター星の里
	宅幼老所幸の神俱樂部（さいのかみくらぶ）
	佐久市あいとびあ白田デイ・サービスセンター
	JA佐久浅間あおぬまの家
	佐久市浅科デイサービスセンター
	宅老所なごみの丘あさしな
	宅老所 よもぎの郷
	ルーエン通所介護事業所
	マリーゴールド宅幼老所
	望月デイサービスセンター駒
	望月デイサービスセンター結い
	寄合所文ちゃん家
	JA佐久浅間デイサービスセンターしらかば
宅老所 和楽	
通所リハビリ（デイケア）	介護老人保健施設 みすず苑
	シルバーポートつかばら
	介護老人保健施設 安寿苑
	くろさわ病院
	介護老人保健施設 愛の郷
	佐久総合病院 介護老人保健施設
	デイケアさくら
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム 佐久福寿園
	佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみつい
	佐久市特別養護老人ホームシルバーランドさしの
	佐久広域特別養護老人ホーム 勝間園
	佐久広域特別養護老人ホーム 塩名田苑
	特別養護老人ホーム 結いの家
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設 みすず苑
	介護老人保健施設 愛の郷
	シルバーポートつかばら
	介護老人保健施設 安寿苑
	佐久総合病院 介護老人保健施設
	佐久市立国保浅間総合病院
	三世会金澤病院

居宅サービス

サービス種類	事業者名	
短期入所療養介護	くろさわ病院	
	川西赤十字病院	
居宅サービス 福祉用具貸与	エフビー介護サービス	
	ケアサポートばんり	
	JA佐久浅間 福祉用具ステーション	
	合資会社 篠原綿店	
	メディコケイジン(株)	
	サクラケア佐久店	
	(株)ライフサポート	
	(有)ケーアンドケーメディカル	
	地域密着型サービス （認知症対応型通所介護）	佐久市前山デイサービスセンター
		ニチイケアセンター佐久
佐久市みついでいサービスセンター		
宅老所 露風庵（ろふうあん）		
佐久市あいとびあ白田デイ・サービスセンター		
宅幼老所ひまわり		
望月デイサービスセンター結い		
JA佐久浅間グループホーム新子田の家		
サガラシルバーハウス		
シルバーハウス塚原		
（グループホーム） （認知症対応型生活介護）	グループホームうすだ愛の郷	
	グループホームあゆみ	
	小規模多機能型居宅介護	
	小規模多機能型居宅介護事業所いしずえ	
居宅介護支援事業所	佐久市立国保浅間総合病院	
	佐久福寿園	
	ニチイケアセンター佐久	
	金澤病院居宅介護支援事業所	
	金澤病院居宅介護支援連携室	
	ケイジン地域ケアセンター長土呂	
	エフビー居宅介護支援事業所佐久	
	介護老人保健施設 愛の郷	
	ケアプランセンターばんり	
	さくだいら敬老園居宅支援事業所	
	Aライン居宅介護支援事業所	
	JA佐久浅間さく生活福祉相談センター	
	佐久だいら居宅介護支援事業所	
	(有)すずらん	
	ケイジン地域ケアセンター塚原	
あんしん居宅介護支援事業所		

サービス種類	事業者名	
居宅介護支援事業所	長野県厚生連のぞわ居宅介護支援事業所	
	佐久市社協居宅介護支援事業所	
	ニチイケアセンターなかごみ	
	ケイジン地域ケアセンター中込	
	佐久総合病院	
	JA佐久浅間みなみ生活福祉相談センター	
	ケアセンターさくら	
	佐久広域居宅介護支援事業所	
	佐久市社協あいとびあ臼田居宅介護支援事業所	
	訪問看護ステーションあさしな	
	浅科薬局	
	指定居宅介護支援事業所 のんびり	
	ルーエン指定居宅介護支援事業所	
	望月悠玄福祉会指定居宅支援事業所	
	JA佐久浅間しらかば生活福祉相談センター	
	川西赤十字居宅介護支援事業所	
北佐久郡福祉施設組合居宅介護支援事業所		
施設サービス	（特別養護老人ホーム） 介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 佐久福寿園
		佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみついで
		佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの
		佐久広域特別養護老人ホーム 勝間園
		佐久広域特別養護老人ホーム 塩名田苑
		特別養護老人ホーム 結いの家
		特別養護老人ホーム さくら苑
	（老人保健施設） 介護老人保健施設	介護老人保健施設 みすず苑
		介護老人保健施設 愛の郷
		シルバーポートつかばら
		介護老人保健施設 安寿苑
		佐久総合病院 介護老人保健施設
	医療施設 介護療養型	佐久市立国保浅間総合病院
		三世会金澤病院
		くろさわ病院
川西赤十字病院		

## 7 地域支援事業一覧

介護予防事業					
事業名					
介護予防二次予防高齢者施策	二次予防高齢者把握事業		75歳お達者訪問指導	第1号被保険者を対象に基本チェックリスト等で生活機能に関する状態の把握や、訪問活動・地域包括支援センター等の連携により二次予防高齢者把握のための事業を実施する。	
			高齢者基本調査		
			脳の健康度測定事業		高齢者の認知機能の水準や認知機能の変化を測定し、二次予防高齢者把握を行う。
	通所型介護予防事業	運動器の機能向上・閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業	介護予防ふれあいサロン事業	1日コース	二次予防事業参加者に対し老人福祉センター等において介護予防のための運動指導等を行う。
				ロコトレコース	二次予防事業参加者に対し老人福祉センター等において運動指導を行う。
				脳トレコース	二次予防事業参加者に対し老人福祉センター等において、うつ・閉じこもり・認知症予防のための事業を実施する。
		運動器の機能向上事業	高齢者筋力向上トレーニング事業	二次予防事業参加者に対し体力向上のため水中での筋力トレーニングを行う。	
		栄養改善指導事業	栄養改善教室	二次予防事業参加者に対し栄養改善指導を行い健康維持を図る。	
		口腔機能の向上事業	口腔機能向上教室	二次予防事業参加者に対し口腔機能向上指導を行い健康維持を図る。	
	訪問型介護予防事業	閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業	訪問指導事業	閉じこもり・認知症・うつの恐れのある二次予防事業参加者に対して保健師等が訪問し介護予防指導を実施する。	
栄養改善指導事業		栄養改善指導	二次予防事業参加者に対し訪問による栄養改善指導を行い健康維持を図る。		
口腔機能向上事業		歯科保健指導事業	二次予防事業参加者に対し訪問による口腔機能向上指導を行い健康維持を図る。		
二次予防事業参加者施策評価事業			「介護予防事業の効果による要介護認定者の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防二次予防施策の事業評価を実施する。		
介護予防一般高齢者施策	介護予防普及啓発事業		寝たきりゼロ運動推進事業	生活習慣や食生活の改善等の啓発を行い、介護予防を図る。	
			はつらつ音楽サロン事業	一般高齢者に対し歌や楽器演奏を通して右脳を刺激し認知症を予防する。	
			転倒骨折予防事業	一般高齢者に対し寝たきりとならないように介護予防としての訓練及び指導を行う。	
			はつらつ水中ウォーク	一般高齢者に対し体力向上のため水中で筋力トレーニングを行う。	
			認知症予防相談・啓発事業	専門医等による講演を実施し、認知症について正しい知識の普及・啓発を図り広く市民意識の向上に努めることにより、認知症の早期発見・対応や予防意識の向上を図る。	
			元気向上教室事業	二次予防高齢者事業終了者及び一般高齢者等に対し、運動器の機能向上等について知識の普及を図り、要介護状態になる高齢者を減らし、介護予防の意識の向上に努める。	
			栄養改善事業	栄養士による栄養改善教室を、びんころ長寿いろはカルタ等の媒体を活用し行う。	
		健康長寿体操推進事業	健康づくりの一貫として健康長寿体操の啓発を図る。また、健康長寿体操ビデオやCDの貸し出しを行う。		
	地域介護予防活動支援事業		介護予防指導者養成事業（お達者応援団育成塾）	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行う。	
			認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業	認知症高齢者並びに虐待に対する地域支援体制づくりを行う。	
地域福祉ネットワーク事業			地域住民が地域の課題を自らの問題として自主的、自発的に地域福祉活動に取り組んでいけるよう地域福祉ネットワークを充実する。		
一般高齢者施策評価事業			年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を実施。		

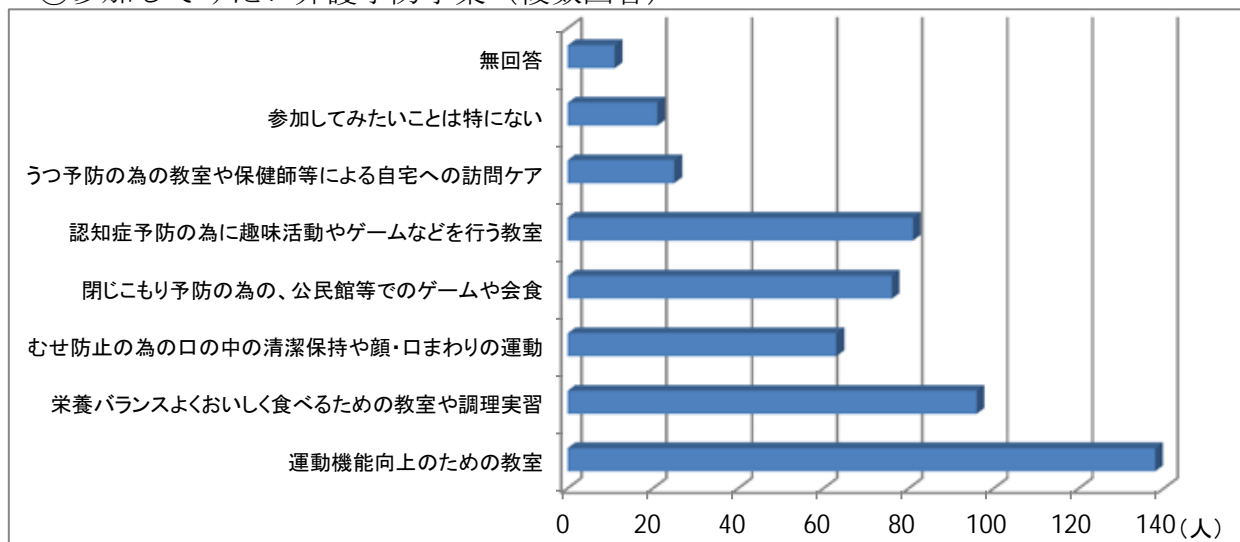
包括的支援事業			
事業名			
包括的支援事業	包括的支援事業		地域包括支援センターを設置し、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を行う。
	地域包括支援センター運営協議会事業		地域包括支援センター運営に関する協議調整等を行う。

任意事業			
事業名			
任意事業	介護給付費等の適正化事業		介護相談員を施設等へ派遣し適切なサービス提供がされているか検証し介護給付費の適正化を図る。
	家族介護支援事業	認知症高齢者介護者支援事業	認知症高齢者を介護されている家族を対象に、介護相談や介護者同士の交流を行う。
		在宅寝たきり高齢者等家族介護者ふれあい相談事業	家庭介護者や近隣の援助者等を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等の教室を開催する。
		認知症はいかい高齢者家族支援サービス事業	認知症高齢者が徘徊し行方不明になった場合、早期発見ができるようGPSシステム導入費用の一部を補助する。また、徘徊高齢者に対し、安全服の貸し出しを行う。
	介護用品給付事業	介護認定者で、在宅で介護を受けている低所得の家族に対して、紙オムツなどの介護用品を支給し、介護者の生活の支援を行う。	
その他事業	住宅改修支援事業		介護保険サービスのケアプランを作成していない要介護認定者が、住宅改修を行う場合に申請のための理由書を作成する経費の助成を行う。
	成年後見制度利用支援事業		判断能力の低い高齢者に対し、老人福祉法の規定に基づき、成年後見等開始審判請求や成年後見人へ報酬の助成を行う。
	認知症サポーター養成事業		認知症を理解し、認知症の人や家庭を地域で見守る認知症サポーター養成講座を開催する。
	権利擁護相談事業		司法書士による成年後見制度利用、多重債務、高齢者虐待等、権利擁護に関する相談を行う。
	高齢者緊急時あんしん情報提供事業		高齢者実態調査の情報を基に、消防署での高齢者の緊急対応に生かすための情報共有事業。

## 8 第5期介護保険事業計画策定にかかる実態調査

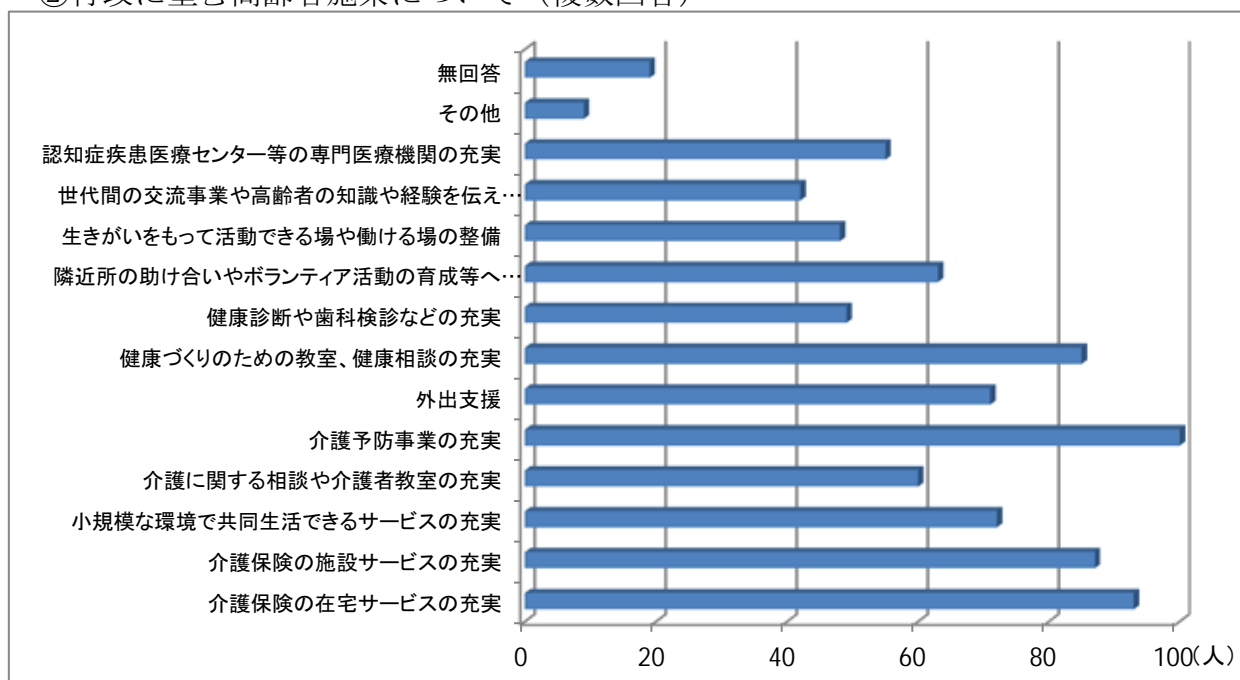
(1) 元気高齢者実態調査結果 (平成22年12月実施 対象者200人)

### ①参加してみたい介護予防事業 (複数回答)



参加してみたい介護予防事業として、約7割の人が「運動機能向上のための教室」を希望している。また、「栄養バランスよくおいしく食べるための教室や調理実習」や「認知症予防のために趣味活動やゲーム等を行う教室」を希望する人も、それぞれ全体の4割を超えている。転倒骨折予防事業・はつらつ水中ウォーク・ロコトレスクール・筋力向上トレーニング等の運動機能向上を目的とした事業について、今後も重点的に推進していく必要がある。

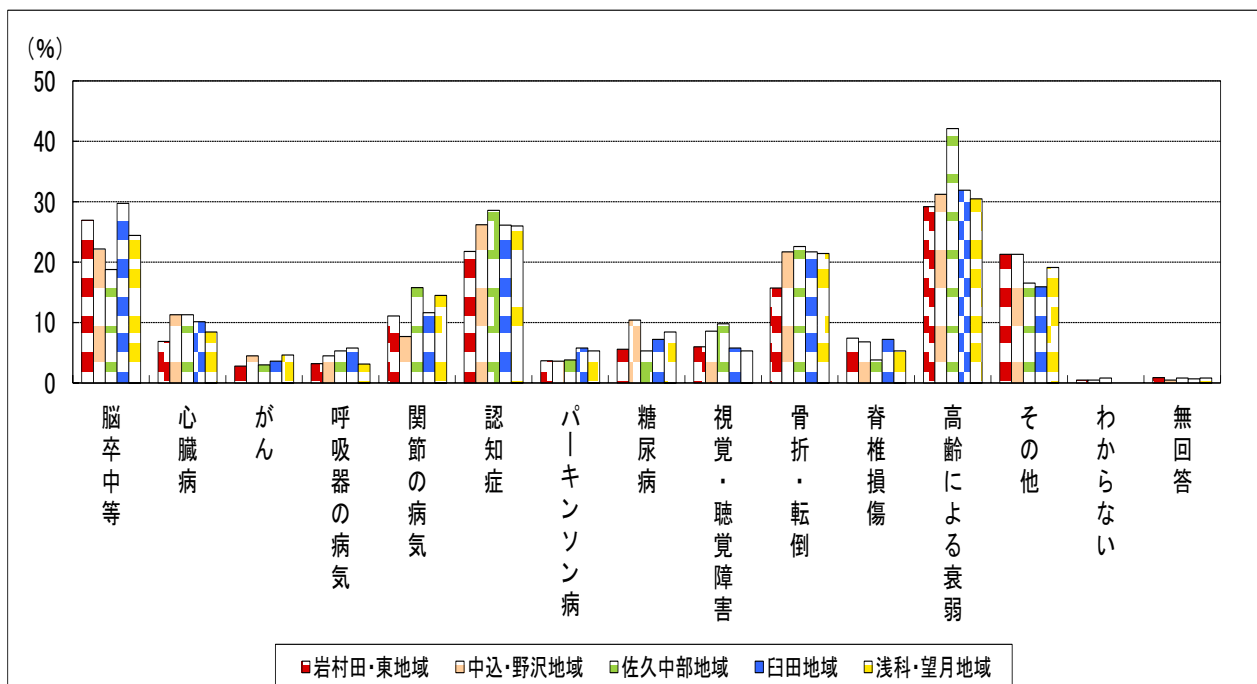
### ②行政に望む高齢者施策について (複数回答)



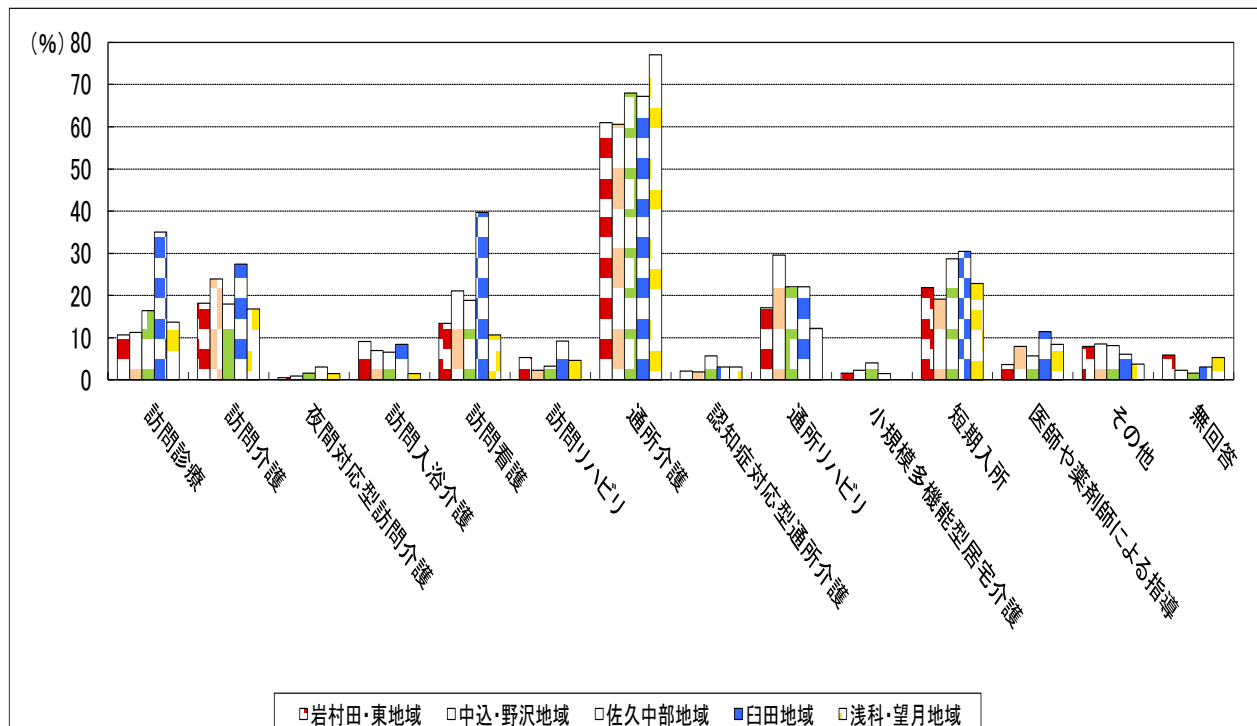
高齢者が望む高齢者施策としては、介護予防の教室や健康づくりのための教室、健康相談等を望む声が多い。また、介護保険の在宅サービスや施設サービスの充実を望む元気高齢者も多い。

(2) 居宅要介護・要支援認定者等実態調査結果  
 (平成22年12月実施 対象者923人)

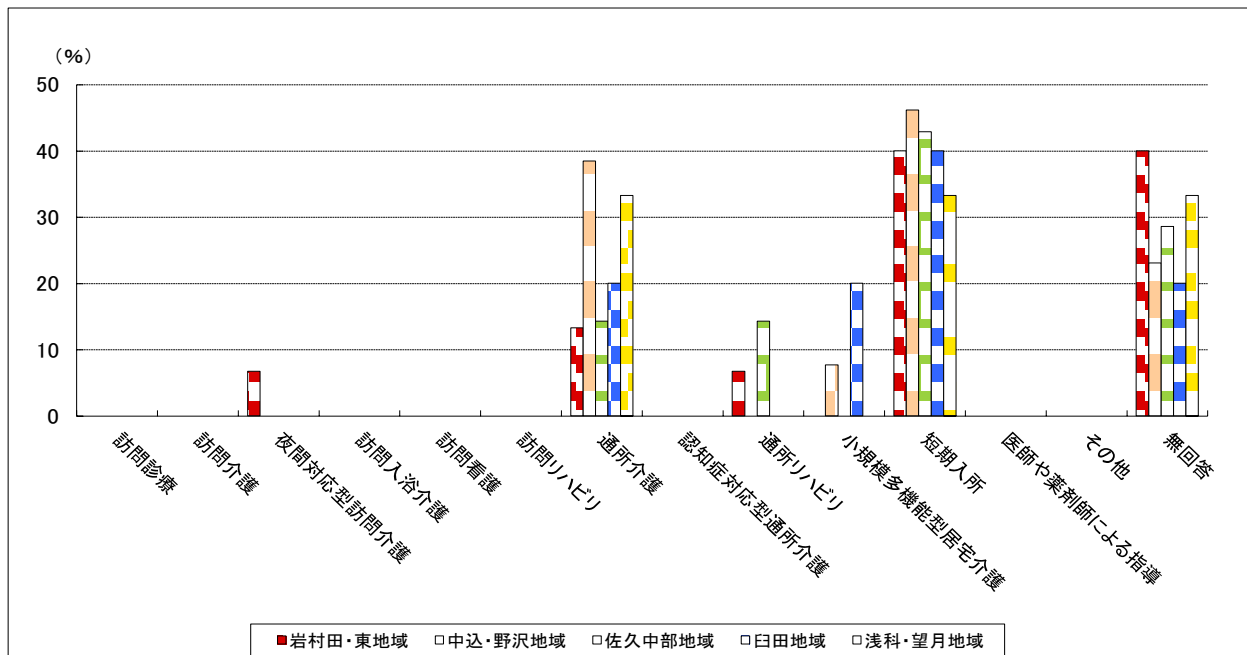
①介護・介助が必要になった主原因(複数回答)



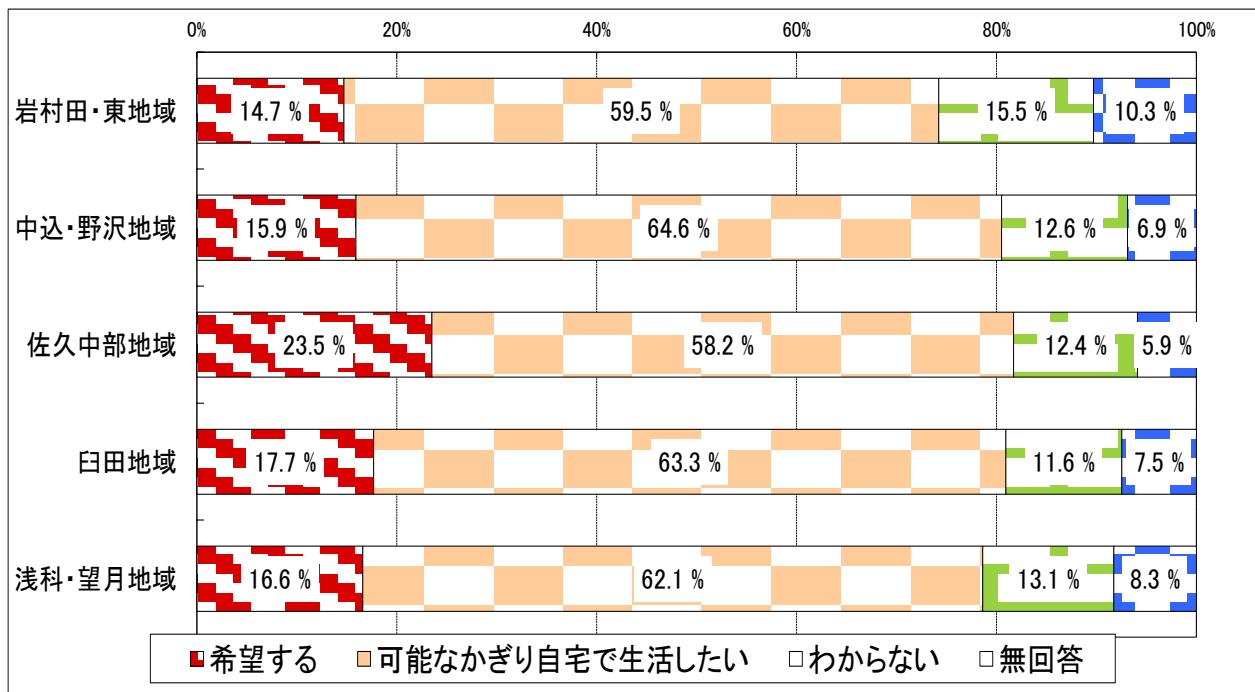
②利用中の居宅介護サービス(複数回答)



③定員が一杯で利用できないサービス(複数回答)

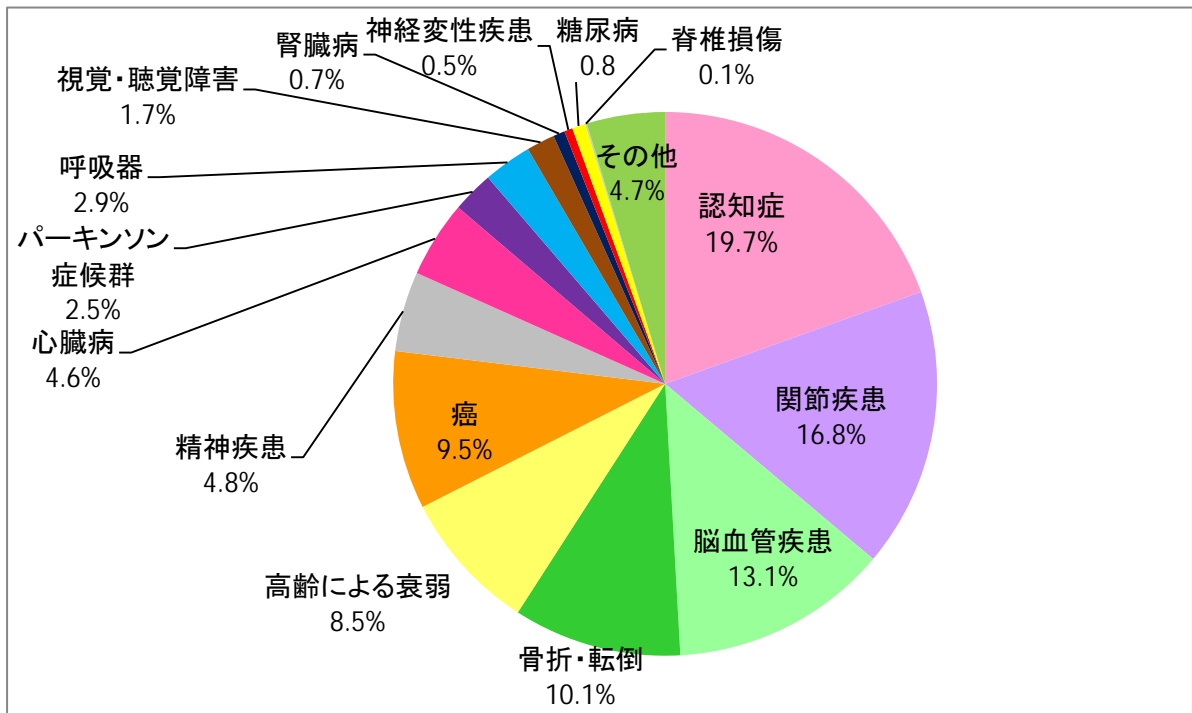


④施設等への入所希望

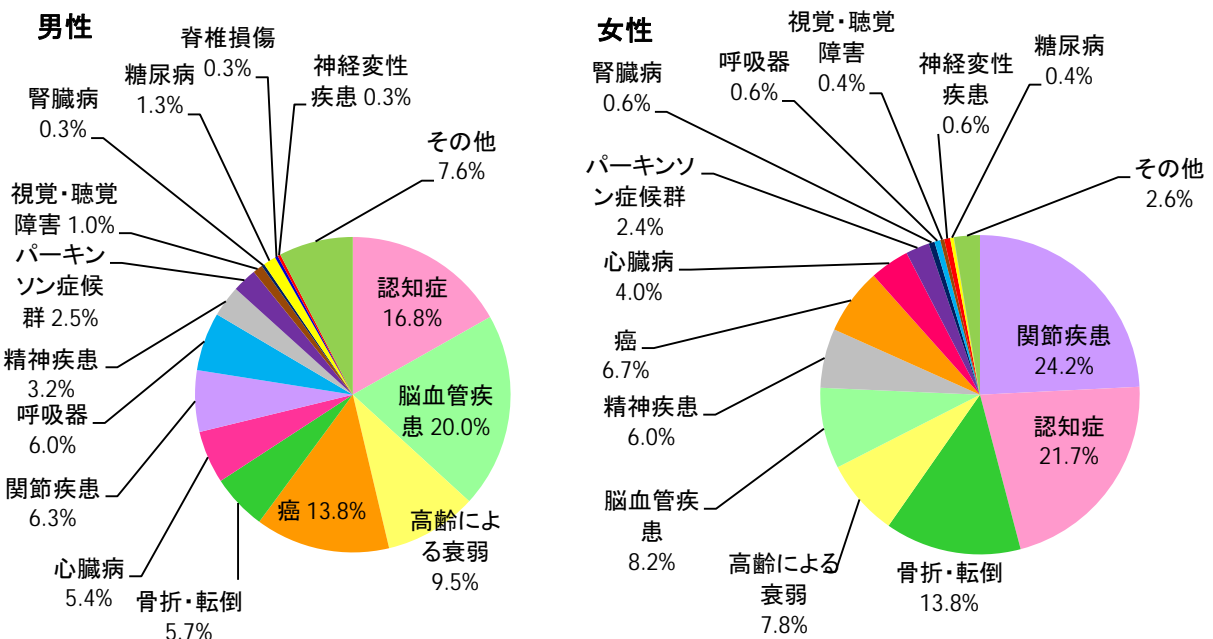


## 9 介護が必要になった主要要因調査結果

(平成21年度介護保険新規申請者 766人)



申請された方で介護が必要になった要因別では、  
1位：認知症19.7% 2位：関節疾患16.8% 3位：脳血管疾患13.1%となっている。



男女別では、男性は「脳血管疾患、認知症」が多く、女性は「関節疾患、認知症」などの原因による申請で介護サービスを受けている。